

東京都地域防災計画

大規模事故編
(平成 21 年修正)
[本冊]

東京都防災会議

用 語 例

本計画で使用する用語等は、次による。

1 地域等の標記

	標 記	説 明
1	区市町村	東京都に属する全区市町村をいう。
2	区部	東京都の地域のうち、特別区の所在する地域をいう。
3	多摩地域	東京都の地域のうち、市及び郡部町村の所在する地域をいう。
4	島しょ	東京都の地域のうち、島しょ町村の所在する地域をいう。
5	多摩島しょ地域	東京都の地域のうち、3 及び 4 に属する地域をいう。

2 機関名等の標記

	標 記	機 関 等
1	都	東京都
2	都本部	東京都災害対策本部
3	都各局	東京都災害対策本部を構成する各局・本部、庁、行政委員会事務局、支庁
4	都〇〇局	東京都〇〇局
5	関東財務局	財務省関東財務局
6	関東信越厚生局	厚生労働省関東信越厚生局
7	関東農政局	農林水産省関東農政局
8	東京農政事務所	農林水産省関東農政局東京農政事務所
9	関東森林管理局	農林水産省関東森林管理局
10	関東経済産業局	経済産業省関東経済産業局
11	関東東北産業保安監督部	経済産業省関東東北産業保安監督部
12	関東地方整備局	国土交通省関東地方整備局
13	関東運輸局	国土交通省関東運輸局
14	東京航空局	国土交通省東京航空局東京空港事務所
15	第三管区海上保安本部	第三管区海上保安本部東京海上保安部、同下田海上保安部、同横浜海上保安部
16	東京管区气象台	気象庁東京管区气象台
17	関東総合通信局	総務省関東総合通信局
18	東京労働局	厚生労働省東京労働局

	標 記	機 関 等
19	郵便事業	郵便事業株式会社東京支社
20	郵便局	郵便局株式会社東京支社
21	NTT 東日本	東日本電信電話株式会社東京支店
22	NTT コミュニケーションズ	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
23	NTT ドコモ	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
24	日赤東京都支部	日本赤十字社東京都支部
25	東日本高速道路	東日本高速道路株式会社
26	中日本高速道路	中日本高速道路株式会社
27	首都高速道路	首都高速道路株式会社
28	水資源機構	独立行政法人水資源機構
29	国立病院機構	独立行政法人国立病院機構
30	KDDI	KDDI 株式会社
31	JR 東日本	東日本旅客鉄道株式会社東京支社
32	JR 東海	東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部
33	JR 貨物	日本貨物鉄道株式会社関東支社
34	東京ガス	東京ガス株式会社
35	日本通運	日本通運株式会社東京支社
36	東京電力	東京電力株式会社
37	東武鉄道	東武鉄道株式会社
38	東急電鉄	東京急行電鉄株式会社
39	京成電鉄	京成電鉄株式会社
40	京王電鉄	京王電鉄株式会社
41	京浜急行	京浜急行電鉄株式会社
42	西武鉄道	西武鉄道株式会社
43	小田急電鉄	小田急電鉄株式会社
44	東京地下鉄	東京地下鉄株式会社
45	東京モノレール	東京モノレール株式会社
46	ゆりかもめ	株式会社ゆりかもめ
47	北総鉄道	北総鉄道株式会社
48	多摩都市モノレール	多摩都市モノレール株式会社
49	東京臨海高速鉄道	東京臨海高速鉄道株式会社
50	首都圏新都市鉄道	首都圏新都市鉄道株式会社
51	東海汽船	東海汽船株式会社
52	都トラック協会	社団法人東京都トラック協会
53	都庁輸送組合	東京都庁輸送事業協同組合
54	都医師会	社団法人東京都医師会

	標 記	機 関 等
55	都歯科医師会	社団法人東京都歯科医師会
56	都薬剤師会	社団法人東京都薬剤師会
57	献血供給事業団	財団法人献血供給事業団
58	都獣医師会	社団法人東京都獣医師会
59	東京放送	株式会社東京放送
60	文化放送	株式会社文化放送
61	ニッポン放送	株式会社ニッポン放送
62	ラジオ日本	株式会社アール・エフ・ラジオ日本
63	東京 FM	株式会社エフエム東京
64	J-WAVE	株式会社 J-WAVE
65	日経ラジオ社	株式会社日経ラジオ社
66	インターエフエム	エフエムインターウェーブ株式会社
67	日本テレビ	日本テレビ放送網株式会社
68	テレビ東京	株式会社テレビ東京
69	フジテレビジョン	株式会社フジテレビジョン
70	テレビ朝日	株式会社テレビ朝日
71	TOKYO MX	東京メトロポリタンテレビジョン株式会社
72	TBS ラジオ& コミュニケーションズ	株式会社 TBS ラジオ&コミュニケーションズ
73	東京バス協会	社団法人東京バス協会
74	東旅協	社団法人東京乗用旅客自動車協会
75	都個人タクシー協会	社団法人東京都個人タクシー協会
76	日本エレベータ協会	社団法人日本エレベータ協会関東支部

3 法令・条例名等の標記

	標 記	説 明
1	防災会議条例	東京都防災会議条例(昭和 37 年都条例第 109 号)
2	本部条例	東京都災害対策本部条例(昭和 37 年都条例第 110 号)
3	本部規則	東京都災害対策本部条例施行規則(昭和 38 年都規則第 12 号)
4	本部運営要綱	東京都災害対策本部運営要綱(昭和 38 年 4 月 8 日 38 総行災発第 12 号)

目次

用語例

目次

第1編 大規模事故編

第1部 総 則	1
第1章 計画の方針	3
第1節 計画の目的及び前提	3
第2節 計画の構成	4
第3節 計画の習熟	4
第4節 計画の修正	4
第2章 市街地等の概況	5
第1節 市街地の状況	5
第2節 林野の状況	8
第3章 危険物施設等の概況	11
第1節 危険物等の範囲	11
第2節 危険物施設等の現況	11
第4章 交通等の現況	14
第1節 船舶	14
第2節 航空機	15
第3節 鉄道	16
第4節 道路等	17
第5章 都・区市町村及び防災機関の役割	18
第1節 東京都	18
第2節 区市町村	18
第3節 指定地方行政機関	19
第4節 自衛隊	21
第5節 指定公共機関	22
第6節 指定地方公共機関	24
第2部 災害予防計画	27
第1章 火災予防対策	29
第1節 火災の予防	29
第2節 建築物等の防火対策	30
第3節 森林火災の予防	33

第2章 危険物事故対策	36
第1節 貯蔵施設の安全化	36
第2節 危険物等の輸送の安全化	43
第3節 応急用資器材の整備	45
第3章 大規模事故対策	47
第1節 船舶事故予防対策	47
第2節 航空機事故予防対策	48
第3節 鉄道事故予防対策	48
第4節 道路・橋梁・トンネル災害対策	53
第5節 地下街、地下工事事故予防対策	55
第6節 NBC 災害	66
第4章 訓練及び防災知識の普及	68
第1節 防災訓練の充実	68
第2節 防災知識の普及	77
第5章 地域防災力の向上	80
第1節 都民等の役割	80
第2節 防災市民組織等の強化	80
第3節 事業所防災体制の強化	81
第4節 行政・事業所・都民等の連携	83
第6章 ボランティア等との連携・協働	85
第1節 一般のボランティア・NPO	85
第2節 登録ボランティア	86
第3部 災害応急・復旧対策計画	89
第1章 初動態勢	91
第1節 東京都災害対策本部の組織・運営	91
第2節 災害即応対策本部の設置	100
第3節 区市町村の活動体制	101
第4節 防災機関の活動体制	102
第5節 緊急対処事態対策本部への移行	102
第6節 現地連絡調整所の設置	103
第2章 情報の収集・伝達	106
第1節 情報連絡体制	106
第2節 災害予警報等の伝達	110
第3節 被害状況等の報告体制	113
第4節 災害時の広報及び広聴活動	119
第5節 災害時の放送要請、報道要請	126
第3章 災害救助法の適用	128
第1節 災害救助法の適用	128
第2節 救助実施体制の整備	131

第3節 救助の実施方法等.....	131
第4節 従事命令等.....	132
第5節 災害救助基金の運用.....	133
第4章 応援協力・派遣要請.....	134
第1節 応援協力.....	134
第2節 派遣要請.....	138
第5章 消防活動.....	143
第1節 活動方針.....	143
第2節 活動態勢.....	143
第6章 危険物事故の応急対策.....	144
第1節 石油類等危険物貯蔵施設等の応急活動.....	144
第2節 高圧ガス保管施設の応急活動.....	144
第3節 火薬類保管施設の応急活動.....	148
第4節 毒物・劇物取扱施設の応急活動.....	149
第5節 放射線使用施設等の応急対策.....	150
第6節 危険物輸送車両の応急対策.....	151
第7節 流出油等、流木の応急対策.....	154
第7章 大規模事故時の応急対策.....	159
第1節 船舶事故.....	159
第2節 航空機事故.....	160
第3節 鉄道事故.....	161
第4節 道路・橋梁・トンネル事故.....	165
第5節 ガス事故.....	167
第6節 NBC 災害.....	168
第8章 警備交通規制.....	169
第1節 警備.....	169
第2節 交通規制.....	171
第9章 避難.....	174
第1節 避難の勧告・指示.....	174
第2節 避難誘導.....	175
第3節 避難所の開設・運営.....	175
第4節 災害時要援護者の安全確保.....	179
第10章 救助・救急.....	182
第11章 医療救護対策.....	184
第1節 初動医療体制.....	184
第2節 後方医療体制.....	191
第3節 情報連絡・傷病者の搬送体制.....	192
第4節 遺体の捜索・処理等.....	194
第5節 火葬等.....	200

第6節 防疫、保健衛生及び動物愛護.....	201
第12章 緊急輸送対策	208
第1節 輸送車両等の確保.....	208
第2節 輸送拠点	211
第13章 応急生活対策	212
第1節 被災者の生活確保.....	212
第2節 中小企業への融資.....	215
第3節 農林漁業関係者への融資	215
第4節 義援金品の配分	215
第14章 公共施設等の応急・復旧対策	218
第1節 電気施設	218
第2節 ガス施設	220
第3節 水道施設	221
第4節 下水道施設.....	221
第5節 通信施設	222
第6節 道路交通施設.....	222
第7節 空港施設	223
第8節 鉄道施設	223
第9節 社会公共施設等	224
資 料 編.....	227
資料第1 過去の主な大規模事故等.....	229
資料第2 高層建築物の現況.....	234
資料第3 流域別保安林の面積現況.....	235
資料第4 高圧ガス第一種製造事業所及び貯蔵所一覧表	236
資料第5 液化石油ガスの製造事業所及び販売事業者一覧.....	237
資料第6 毒物劇物営業者及び業務上取扱者一覧表	239
資料第7 放射性物質関係主要施設一覧表	240
資料第8 東京港の現況	241
資料第9 東京港港湾区域図及び京浜港(東京区)港域図	242
資料第10 各鉄道機関の路線.....	243
資料第11 公道現況表.....	244
資料第12 橋梁現況表.....	245
資料第13 都内幹線有料道路現況	246
資料第14 首都高速道路(都内)現況	247
資料第15 防火対象施設現況.....	249
資料第16 放射性同位元素使用医療関連施設数一覧表	250
資料第17 貨物駅の危険物取扱量	251
資料第18 化成品積タンク車等応急処置要領	252
資料第19 米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱.....	253

資料第 20	鉄道災害時における消防機関と鉄道事業者との連携に関する覚書.....	257
資料第 21	新幹線災害時における東京消防庁と鉄道事業者との連携に関する覚書	260
資料第 22	東京都防災行政無線ネットワーク	262
資料第 23	東京都防災行政無線移動系回線構成図	263
資料第 24	東京都防災行政無線多重回線構成図(区部・多摩).....	264
資料第 25	東京都防災行政無線多重回線構成図(島しょ系).....	265
資料第 26	東京消防庁通信連絡系統図	266
資料第 27	区市町村の保有する防災行政無線等一覧表	267
資料第 28	区市町村等の通信連絡態勢	269
資料第 29	電話サービス及び電報サービスの優先利用	270
資料第 30	東京国際空港航空機事故緊急連絡体制	273
資料第 31	災害時等における放送要請・報道要請に関する協定	274
資料第 32	災害時等における放送要請に関する協定に係る運用マニュアル	278
資料第 33	給与品事前購入分一覧表.....	279
資料第 34	東京消防庁相互応援協定の締結一覧.....	280
資料第 35	都と他の地方公共団体との広域的な相互応援協力等(総括表).....	281
資料第 36	震災時等の相互応援に関する協定・実施細目	284
資料第 37	18 大都市との災害時相互応援に関する協定・実施細目	291
資料第 38	八都県市との災害時相互応援に関する協定・実施細目	294
資料第 39	災害時における応急対策業務に関する協定	298
資料第 40	災害時における応急復旧業務に関する協定	299
資料第 41	災害時における救助・救急業務に関する協定	300
資料第 42	高圧ガスに係る連絡通報窓口.....	301
資料第 43	危険物搭載船の専用岸壁.....	304
資料第 44	清掃船一覧表	305
資料第 45	港湾区域内の貯木場及び運河筋の貯木能力一覧表	306
資料第 46	港湾区域内の貯木場の現況	307
資料第 47	警視庁の車両・資器材	308
資料第 48	ヘリコプターの機種及び性能基準	309
資料第 49	東京都関係部署所属船艇一覧表.....	310
資料第 50	避難の勧告及び指示者一覧表.....	312
資料第 51	ヘリコプター性能諸元	313
資料第 52	東海汽船所有船舶一覧	314
資料第 53	ヘリコプター等による緊急輸送業務実施の流れ.....	315
資料第 54	都医師会等との協定	316
資料第 55	災害時における応急救護活動についての協定書.....	322
資料第 56	医薬品等の供給体制	323
資料第 57	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	325
資料第 58	災害時における歯科用医薬品等の調達業務に関する協定書	326

資料第 59	災害時における医療機器等の調達業務に関する協定書.....	327
資料第 60	災害時における衛生材料の調達業務に関する協定書	328
資料第 61	災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定書.....	329
資料第 62	災害時等の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定.....	330
資料第 63	災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約書.....	332
資料第 64	都における医薬品・医療資器材の備蓄状況.....	333
資料第 65	災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書	334
資料第 66	東京都災害拠点病院設置運営要綱	335
資料第 67	東京都災害拠点病院施設状況一覧	337
資料第 68	東京都災害拠点病院標準整備品目	338
資料第 69	遺体検視・検案活動等の発令、要請、情報連絡系統図.....	339
資料第 70	検視班の編成基準.....	340
資料第 71	検案班の処理能力.....	340
資料第 72	災害時における動物保護体制(48 時間から 72 時間後までの応急体制).....	341
資料第 73	災害弔慰金等の支給	342
資料第 74	災害援護資金・住宅資金等の貸付	343
資料第 75	大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定	345

第 1 部

総 則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的及び前提

1 計画の目的

- この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条の規定に基づき、東京都防災会議が策定する計画である。その目的は、都、区市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関が、都の地域における大規模な火災、爆発、車両の大規模な衝突事故等のような、通常の事故と異なり、社会的に大きな影響を及ぼすまたはその可能性がある大規模な事故災害に係る予防、応急対策及び復旧を実施し、都の地域ならびに住民の生命、身体及び財産を大規模な事故災害から保護することにある。

2 計画の前提

- 東京においては、平成19年(2007年)6月に渋谷区で発生した温泉施設の爆発事故や、20年(2008年)8月に発生した首都高速でのタンクローリー車の炎上事故など、大規模な事故災害が発生している。
- また、平成17年(2005年)4月には兵庫県JR福知山線における脱線事故があり、救出救助に係る機関や地元自治体が多数出動し、大規模な事故災害現場では防災機関同士の調整が重要であるという教訓を残した。
- さらに、近年の国際情勢を鑑みると、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)に基づく対応が必要な大規模テロには至らないが、小規模なテロによる災害も発生する可能性があり、こうした事態への対処も必要となっている。
- この計画は、実災害から得た教訓及び都民・都議会などの提言を可能な限り反映し、策定した。
(資料第1 過去の主な大規模事故等 P229)

第2節 計画の構成

- この計画は、都及び防災機関が行うべき大規模事故対策を予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載しており、その構成と主な内容は、次のとおりである。

構 成	主 な 内 容
第1部 総則	東京の概況と、都及び防災機関の役割等
第2部 災害予防計画	都及び防災機関が行う予防対策、都民及び事業者が行うべき措置等
第3部 災害応急・復旧対策計画	大規模災害発生後に都及び防災機関がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用 等

第3節 計画の習熟

- 各防災機関は、平素から危機管理の一環として、大規模事故対策を推進する必要がある。このため、大規模事故に関する施策・事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、大規模事故に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画を習熟し、大規模事故への対応能力を高める。

第4節 計画の修正

- この計画には、毎年、検討を加え、必要があると認めるときに修正する。
- 修正にあたっては、各防災機関は、関係のある事項について、計画修正案を東京都防災会議に提出する。

第2章 市街地等の概況

- 東京都は、区部及び多摩地域の内陸部と伊豆諸島及び小笠原諸島などの島しょ部からなっている。
- 平成17年(2005年)国勢調査による東京都の人口は、1,257万6,601人となり、前回12年(2000年)の1,206万4,143人に比べ、51万2,458人(4.2%)の増加となっている。

人口を地域別にみると、区部は、848万9,653人で、12年に比べ35万4,965人(4.4%)増加し、総人口に占める区部の割合は67.5%である。また、12年からの人口増加数の69.3%が区部における増加となっている。

多摩地域の人口は、405万8,204人で、12年に比べ15万6,389人(4.0%)増加、島しょ部の人口は、2万8,744人で、12年に比べ1,104人(4.0%)の増加となっており、東京都の人口は、区部・多摩地域・島しょ部の全てが増加傾向にある。
- また、東京都の民間事業所数は、平成18年(2006年)事業所・企業統計調査によると69万556所である。

産業別の事業所数構成比は、卸売・小売業25.5%、サービス業19.9%、飲食店・宿泊業14.6%、製造業9.1%、不動産業7.5%、建設業6.2%である。

産業別に東京の事業所数の対全国比をみると、情報通信業が35.9%と突出して高く、次いで不動産業の16.1%、運輸業の15.6%、飲食店・宿泊業の12.8%が続いている。
- 情報通信業では、全国の従業者数の約半数が東京に集中している。また、人口、物流拠点の集中などにより旅客、貨物輸送量ともに多いことから、運輸業が集中している。
- このように、東京は人口や産業が集中する巨大都市であり、高層建築物や大規模な地下街も多く、一方で現在も、木造住宅密集地域が広く分布していることから、火災等が発生した場合、大規模な事故災害に発展する可能性がある。
- 本章においては、市街地、林野の状況等について記載する。

第1節 市街地の状況

- 東京を災害に強いまちにするためには、木造住宅密集地域の再開発、公園、広場等のオープンスペースの確保、道路の整備といった諸施策を進めることが基本であり、市街地の不燃化は最も重要な要素である。
- 本節においては、不燃化の状況と地下街、高層建築物の状況について記載する。

1 不燃化の状況

- 防災都市づくりの基本施策の一つとして、市街地の不燃化は重要な要素となっ

第2章 市街地等の概況

第1節 市街地の状況

ている。このため、都は従来から都市防火不燃化促進事業、市街地再開発事業、防火地域の指定による個々の建築物の規制、誘導等を通じ、都市防火構造化の施策を実施してきたが、都市の不燃化は依然として重要課題として残されている。

○ 区及び多摩地域における不燃化の状況は次のとおりである。

不燃化率の推移

	昭和 61 年度	昭和 62 年度	平成 3 年度	平成 4 年度	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 18 年度
区 部	41.5		49.1		55.1		57.9		60.7
多摩都市部		34.7		40.1		44.0		44.2	
山 村 部		—		15.3		18.1		18.0	
島 し ょ 部		31.6		35.0		36.7		37.4	

(注) 不燃化率＝全建築物に対する耐火造及び簡易耐火造の建築面積の割合(%)

2 地下街等の状況

○ 都内には、約 63,000 ケ所(※1)の地下空間があり、その面積は年々増加の傾向にあるが、そのうち、不特定多数の利用者が集まる地下街や地下鉄、商業ビルが約 4 割を占めている。中でも床面積が 1 万㎡を超える地下街は 8 ケ所あり、この延床面積は合計約 214,000 ㎡となり、東京ドーム約 5 個分の面積に相当している。

○ 地下街の利用者数は、最も多い八重洲地下街では 1 日約 15 万人に及んでいる。また、地下鉄の駅は約 280 ケ所あり、利用者数は年々増加し、平成 18 年度の平均利用者数は 1 日約 800 万人(※2)に及んでいる。

※1 個人住宅及び延床面積 150 ㎡未満の建物を除く。

※2 乗車数、降車数の総人数。

○ 平成 18 年 10 月現在の現況は次のとおりである。

地下街一覧表(都都市整備局)

地下街名(通称名)	所在地	経営主体	開設日	都計決	階層	延床 面積 (㎡)	用途別延床面積(㎡)			
			年月日	年月日			駐車 場	地下 道	店舗	その 他
池袋東口地下街 (I. S. P)	豊島区東池袋 1	(株)池袋 ショッピングパーク	S39. 9. 2	S32. 12. 28	地下3層	15,435	6,584	2,495	4,104	2,252
八重洲地下街	中央区八重洲 2	八重洲地下街(株)	S40. 6. 1	S31. 6. 6	地下3層	69,203	21,287	16,581	17,790	13,545
新宿駅東口地下街 (ルミネエスト)	新宿区新宿 3	(株)ルミネ	S39. 5. 20	S35. 5. 17	地下3層	18,358	6,854	3,355	3,636	4,513
新宿駅西口地下街 (小田急エース)	新宿区西新宿 1	(株)小田急 ビルサービス	S41. 11. 25	S35. 6. 15	地下3層	29,650	19,967	2,636	4,032	3,016
京王新宿名店街 (京王モール)	新宿区西新宿 1	京王 地下駐車場(株)	S51. 3. 10	S38. 10. 30	地下6層	17,086	10,439	1,432	1,918	3,297

第2章 市街地等の概況
第1節 市街地の状況

地下街名(通称名)	所在地	経営主体	開設日	都計決	階層	延床	用途別延床面積(㎡)			
			年月日	年月日		面積(㎡)	駐車場	地下道	店舗	その他
池袋西口地下街 (東武ホープセンター)	豊島区西池袋 1	池袋 西口駐車場(株)	S44.4.2	S40.6.7	地下3層	14,709	6,418	2,795	2,683	2,813
新橋駅東口地下街 (しんちか)	港区新橋 2	京急新橋 地下駐車場(株)	S47.6.1	S41.8.24	地下4層	11,703	5,941	2,956	2,626	180
歌舞伎町地下街 (サブナード)	新宿区 歌舞伎町 1	新宿 地下駐車場(株)	S48.9.15	S43.2.23	地下2層	38,344	15,138	10,026	7,384	5,796
須田町 地下鉄ストア	千代田区 神田須田町 1	東京地下鉄(株)	S7.4.1		地下1層	83			83	
三原橋地下街	中央区銀座 4, 5	新東京観光(株)	S27.12.1		地下1層	1,429		390	917	122
浅草地下街	台東区浅草 1	浅草地下道(株)	S30.1.28		地下1層	1,347		520	603	224
渋谷地下街	渋谷区渋谷 2	渋谷地下街(株)	S32.12.1		地下1層	4,676		1,447	2,967	261
京王吉祥寺駅ビル	武蔵野市 吉祥寺南町 2	京王電鉄(株)	S42.11.27		地下1層	3,646	1,630	0	1,366	651

(注) 1 地下街開設及び都市計画決定の年月日は、当初である。

2 区域面積は、駐車場の都市計画決定面積である。

3 延べ面積は、駐車場面積を含む。

第2章 市街地等の概況

第2節 林野の状況

3 高層建築物の状況

- 都内には高層建築物、超高層建築物が数多く存在する。このうち高さが45mを超える高層建築物は2,171棟あり、そのうち100mを超える超高層建築物は340棟、さらに200mを超える超高層建築物が17棟となっている(平成19年(2007年)3月現在)。(資料第2 高層建築物の現況 P234)
- 200mを超える超高層建築物の現況は次のとおりである。

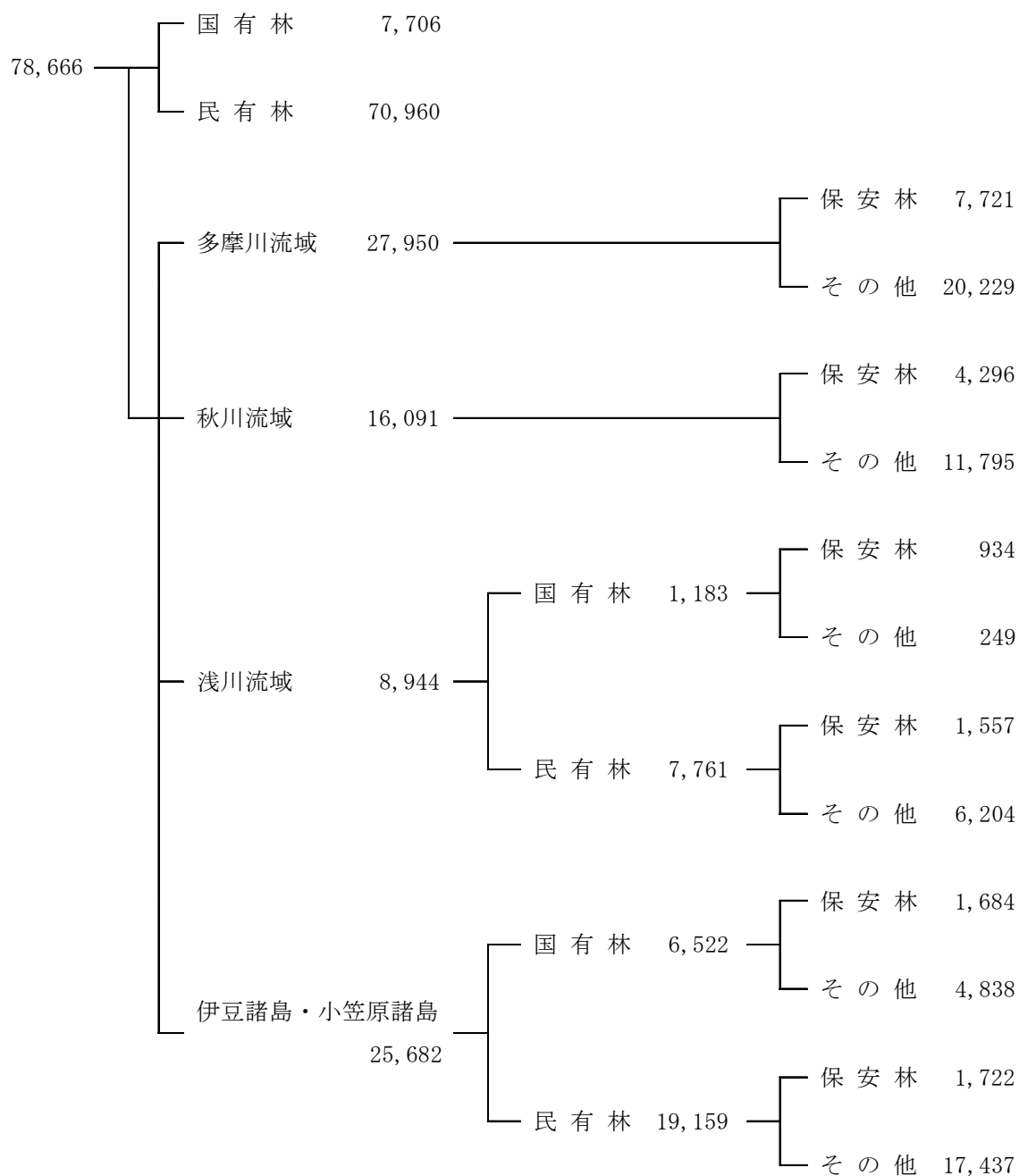
名 称	所 在	竣工年月	階数(地上/地下)	高さ(m)	延面積
東京ミッドタウンミッドタウン・タワー	港区赤坂9	H19.1	54/5	248.10	
東京都庁第一庁舎	新宿区西新宿2-8	H3.2	48/3	243.40	194,593
N T T ドコモ代々木ビル	渋谷区千駄ヶ谷5-24-10	H12.9	27/3	239.85	52,432
六本木ヒルズ森タワー	港区六本木6	H15.3	54/6	238.06	
東京オペラシティ	渋谷区本町1-1	H8.7	54/4	234.37	311,140
新宿パークタワー	新宿区西新宿3-7	H6.3	52/5	232.63	301,143
サンシャイン60	豊島区東池袋3-1	S53.3	60/3	226.20	248,605
新宿センタービル	新宿区西新宿1-25	S54.10	54/4	223.00	164,100
聖路加セントルークスタワー	中央区明石町	H6.4	47/4	220.63	
汐留シティセンター	港区東新橋1	H15.1	43/4	215.75	
電通本社ビル	港区東新橋1	H14.10	48/5	213.33	
新宿住友ビル	新宿区西新宿2-6	S49.3	52/4	212.00	176,443
新宿野村ビル	新宿区西新宿1-26	S53.5	53/5	209.90	117,882
新宿三井ビル	新宿区西新宿2-1	S49.9	55/3	209.40	179,671
グラントウキョウノースタワー	千代田区丸の内1	H19.10	43/4	205.00	
グラントウキョウサウスタワー	千代田区丸の内1	H19.10	42/4	205.00	
泉ガーデンタワー	港区六本木1	H14.6	45/2	201.00	
損保ジャパン本社ビル	新宿区西新宿1-26	S51.4	43/6	200.00	124,485

第2節 林野の状況

- 都内には、市街地以外に8,689haの森林が存在する。
- 米国カリフォルニア州南部では平成19年(2007年)10月、大規模な森林火災が発生し、死者12名、負傷者78名、2,300戸の住宅が焼失し、50万人以上が避難した。焼損面積は約2,095㎢に上り、東京都の面積の約96%が焼失したことになる。
- 東京都では平成19年(2007年)中、2件の林野火災が発生している。
- 都内の森林面積については、次のとおりである。

1 全森林

都産業労働局
関東森林管理局
平成20年4月現在
(単位：ha)



※国有林以外は、平成19年4月現在のものである。
※端数処理により、合計は合わないことがある。

2 国有林

- 都内の国有林は、7,706ha で高尾山を中心とする八王子市と小笠原諸島に多く存在する。その状況は、次のとおりである。

(単位：ha)

区市町村	八王子市	神津島村	三宅村	八丈町	青ヶ島村	小笠原村	計
面積	1,183	13	152	25	148	6,184	7,706

(注) 端数処理により合計と一致しない。

3 保安林

- 水源のかん養、土砂の流出・崩落・飛砂の防備、風害・水害・干害の防備、火災の防備、航行の目標保存、公衆の保健及び風致の保存等を目的として保安林の指定を行っている。

(資料第3 流域別保安林の面積現況 P235)

第3章 危険物施設等の概況

- 人口・産業の密集する東京では、危険物の事故は大きな人的被害・経済的損失を引き起こす可能性がある。
- 平成7年(1995年)には地下鉄サリン事件が、平成20年(2008年)には放射性物質イリジウム192盗難事件が発生するなど、人為的な危険物事故災害についても警戒が必要である。
- 本章では大規模事故を引き起こす可能性がある危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射線施設等の概況について記載する。

第1節 危険物等の範囲

- 大規模事故の原因となる危険物等として本編で対象とするのは、危険物(消防法第2条)、高圧ガス(高圧ガス保安法第2条)、火薬類(火薬類取締法第2条)、毒物・劇物(毒物及び劇物取締法第2条)及び放射線(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条)である。

第2節 危険物施設等の現況

- 都における危険物等施設は、多種類にわたり広範囲に分布している。
- 本節においては消防法上の危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射線等について、その状況を明らかにする。

1 危険物施設

- 都内の危険物施設は、平成20年(2008年)3月末現在14,732か所(区9,639、多摩4,652、島しょ441)あり、そのうち指定数量の1,000倍以上を貯蔵し、または取り扱っている事業所は、31か所ある。地域的には、臨海港湾地区の工業、準工業地域に集中しているが、全体として、工場・事業所の地方移転等に伴い減少傾向にある。
- 施設の態様ごとにみると、移送取扱所を除き、減少傾向を示している。
- 貯蔵し、または取り扱う危険物を類別にみると、第四類が98%を占め、その内訳はガソリン等の第一石油類22%、灯油・軽油等の第二石油類40%、重油等の第三石油類23%、その他15%となっている。

2 高圧ガス施設

- 高圧ガス施設(液化石油ガス施設を除く。)については、第一種製造者数は1,016、

第二種製造者数は7,156あり、このうち冷凍施設の一種は711、二種は6,209に区分される。また、貯蔵所は968か所あり、このうち一種は126か所、二種は842か所に区分され、可燃性ガス、毒性ガス、酸素等を扱っている。

(資料第4 高圧ガス第一種製造事業所及び貯蔵所一覧表 P236)

- 液化石油ガス施設については、高圧ガス保安法上の第一種製造者数は127、第二種製造者は13あり、スタンド、充てん所等に区分され、また、液化石油ガス法上の販売事業所が867ある。

(資料第5 液化石油ガスの製造事業所及び販売事業者一覧 P237)

- 水道施設では、高圧ガス(消毒剤として液化塩素)を相当量使用しているが、順次、安全で取扱いの容易な次亜塩素酸ナトリウムに切り換えている。

3 火薬類施設

- 火薬類の施設には、火薬類製造所、火薬庫、火薬庫外貯蔵場所がある。
- このうち、火薬類製造所の2か所(関東東北産業保安監督部所管)は山間地帯にあり、火薬庫140棟は主として多摩地域にあって、その周囲を土堤で囲み、さらに保安距離を設けるなど、一般人家等に対する安全は確保されている。
- また、少量の火薬類を貯蔵する火薬庫外貯蔵場所は、都内に広く分布しているが、法令に基づく基準の遵守と取扱いの慎重な配慮がなされている。
- 許可及び指示済火薬貯蔵場所数の状況は、次のとおりである。

(平成20年3月末現在)

区 分	火薬庫	火薬庫外貯蔵場所
区 部	1	307
多 摩 地 域	113	77
島 し よ	26	5
計	140	389

4 毒物・劇物施設

- 毒物、劇物を取り扱う者は、「毒物・劇物営業者」、「要届出業務上取扱者」、「非届出業務上取扱施設」の3つに分けられる。
- 平成19年(2007年)12月末現在、都内の毒物・劇物取扱施設は、毒物・劇物の製造業、輸入業、または販売業の登録施設、要届出業務上取扱施設(電気めっき業、金属熱処理業、運送業の一部)が9,340か所、実態調査により把握した届出義務のない非届出業務上取扱施設(学校や化学工業等)が4,318か所、合計13,658か所を把握している。
- このうち、液体状の毒物・劇物をタンクで1トン以上保有している事業所は、205か所ある。地域的には、都内に広く分布している。

(資料第6 毒物劇物営業者及び業務上取扱者一覧表 P239)

5 放射線等使用施設

- 放射性同位元素(RI)を使用する病院または診療所の管理者は、地震、火災その他の災害、事故等により放射線障害が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちにその旨を保健所、警察署、消防署その他関係機関に通報するとともに放射線障害の防止に努めなければならない(医療法施行規則第30条の25)。
- 放射性同位元素(RI)は、放射線障害防止法により、その管理が厳しく規制されているものの、教育、研究、医療用のほか、一般企業においても広範に使用されている。
- また、使用目的を達した RI は、一定量当該機関に貯蔵されている。
- 機関別使用事業所数は、次のとおりである。

(平成19年3月31日現在)

区 分	教育機関	研究機関	医療機関	民間企業	その他の機関	計
事業所数	78	66	94	123	62	423

(資料第7 放射性物質関係主要施設一覧表 P240)

6 危険物積載船係留施設

- 東京港には、原油精製施設がないため、巨大タンカー船等の係留施設は存在しない。比較的大規模なものでは、東京電力大井火力発電所の3,555トン及び出光興産(株)江東油槽所の2,491トンの係留施設があるが、その2か所以外は、全て500トン以下の小型タンカー係留施設である。

第4章 交通等の現況

- 東京には、人口・産業の集中とともに、物流の集中もあり、交通等の現況は過密な状態となっている。
- こうした過密な船舶、航空機、鉄道等における事故は、多数の人を巻き込み、社会的にも大きな影響を及ぼす事故災害となる可能性がある。
- 本章では、船舶、航空機、鉄道道路等の概況を記載する。

第1節 船舶

- 東京港は、首都東京の消費及び生産に必要な物資の海上輸送基地として重要な役割を果たしている。
(資料第8 東京港の現況 P240)
(資料第9 東京港港湾区域図及び京浜港(東京区)港域図 P242)
- 平成18年の入港船舶の状況は、次のとおりである。
入港船舶数 (単位：隻)

総 数	内 訳			
31,653	外航船	6,708	日 本 船	26
			外 国 船	6,682
	内航船	24,945	貨 物 船	21,598
			タンカー	724
			砂利船	5,527
			鋼材船	245
			その他	15,102
			カーフェリー	638
			客 船	1,105
			そ の 他	1,60

第2節 航空機

- 東京都内には、公共用飛行場として、東京国際空港、調布飛行場、東京ヘリポート等がある。
- 東京国際空港は、1日平均約830便の航空機が発着し、年間6,682万人と世界で4番目に旅客数の多い空港である。
- 平成19年(2008年)の東京国際空港の航空旅客数は、1日平均、国内線178,066人、国際線5,012人となっている。

各空港旅客数

(単位：人)

	東京国際空港(羽田空港)		調布飛行場
	国内線旅客数	国際線旅客数	国内線旅客数
1月	4,848,874	132,870	4,483
2月	4,997,448	133,177	3,811
3月	5,912,599	143,194	5,434
4月	4,782,025	133,460	4,288
5月	5,166,211	132,052	4,981
6月	5,127,751	129,732	3,892
7月	5,332,199	148,341	3,310
8月	6,264,227	168,329	8,748
9月	5,772,486	143,517	4,145
10月	5,897,023	187,201	4,450
11月	5,693,682	190,410	4,542
12月	5,199,383	187,127	4,577
計	64,993,908	1,829,410	56,661
合計	66,823,318		

第3節 鉄道

- 都内には、都交通局、JR 及び私鉄各社の鉄道が敷設されている。

(資料第10 各鉄道機関の路線 P243)

- 東京に乗り入れている鉄道には1日およそ3,500万人もの人が乗降しており、通勤・通学や地域の人々の重要な移動手段となっている。
- 平成17年(2005年)4月に発生したJR西日本の福知山線脱線事故では、死者107名、負傷者549名という大きな被害が出ているように、これらの過密な鉄道で一度事故が起これば大惨事になる可能性がある。
- 都における鉄道の機関別輸送人員等は、次のとおりである。

(平成18年度)

機関名		路線数	軌道延長 (km)	車両数両	1日平均 輸送人員 (万人)	備考
都交通局	都電	1	12.2	39	5.2	
	地下鉄	4	109.0	1,086	229.1	
	新交通	1	9.7	60	－	平成20年3月30日開業
J R 東 日 本		16	792	3,986	1,234	
J R 東 海		1	17.8	2,071	41.3	
東 武 鉄 道		12	463.3	1,972	234.4	
東 急 電 鉄		8	100.1	1,160	279.0	世田谷線を含む。
京 成 電 鉄		6	102.4	522	68.5	
京 王 電 鉄		6	84.7	875	174.4	
京 浜 急 行		5	87.0	766	121.7	貨車8
西 武 鉄 道		13	179.8	1,282	167.7	機関車4、貨車26
小 田 急 電 鉄		3	120.5	1,066	189.0	特殊車両1
北 総 鉄 道		1	32.3	96	9.7	第2種区間12.5km含む
東 京 地 下 鉄		9	195.1	2,669	650.0	
東京モノレール		1	17.8	120	13.3	
ゆりかもめ		1	14.7	144	9.3	
東京臨海高速鉄道		1	12.2	80	16.4	
多摩モノレール		1	16.0	64	11.5	
首都圏新都市鉄道		1	58.3	180	19.5	

(注) 備考欄の貨車数等は外書きである。

(注) 都交通局・JR 東海・東武鉄道・東京急行電鉄・東京臨海高速鉄道・多摩都市モノレール及び首都圏新都市鉄道については平成19年度実績である。

第4節 道路等

- 都には人口、物流拠点の集中などにより旅客、貨物輸送量ともに多いことから、全国的に見て運輸業が集中している。
- 都には、国道、都道、区市町村道、高速自動車国道が走っており、総延長は約24,167km(うち都道は約2,355km)で、総面積は約177.66㎢(千代田区約15個分)となっている。
(資料第11 公道現況表 P244)
- また、都内の交通量は、平成17年度全国道路交通情勢調査によれば、1日平均25,720台/24h(区部38,753台/24h、多摩地区14,197台/24h)となっている。全国平均交通量は8,041台/24hであり、都の交通量は全国平均の3倍以上となっている。
- このように、道路は、都民の生活並びに国内交通・輸送を支える最も基礎的な社会基盤として、重要な位置を占めている。
(資料第13 都内幹線有料道路現況 P246)
(資料第14 首都高速道路(都内)現況 P247)
- 平成20年(2008年)8月に発生した首都高速5号線のタンクローリー火災事故は、付近住民にまで危険が及んだだけでなく、首都高速の通行止めにより周辺道路の交通渋滞を引き起こし、国土交通省によると事故発生から5日間だけで約16億円の経済損失と試算された。
- 橋りょう、トンネル等についても膨大な交通需要に対応するため、安全で円滑な交通機能を確保し、事故の予防に努める必要がある。
- 平成20年4月1日現在、都における一般橋りょうの概況は1,488橋となっている。うち東京都が管理している一般橋りょうは1,247橋である。
(資料第12 橋梁現況表 P245)
- 都が管理しているトンネルは113か所となっている。

第5章 都・区市町村及び防災機関の役割

第1節 東京都

- 1 東京都防災会議に関する事
- 2 防災に係る組織及び施設に関する事
- 3 災害情報の収集及び伝達に関する事
- 4 自衛隊等への派遣要請に関する事
- 5 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍及び海外政府機関等に対する応援の要請に関する事
- 6 警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関する事
- 7 緊急輸送の確保に関する事
- 8 被災者の救出及び避難誘導に関する事
- 9 人命の救助及び救急に関する事
- 10 消防及び水防に関する事
- 11 医療、防疫及び保健衛生に関する事
- 12 応急給水に関する事
- 13 救助物資の備蓄及び調達に関する事
- 14 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事
- 15 ボランティアの支援に関する事
- 16 公共施設の応急復旧に関する事
- 17 災害復興に関する事
- 18 区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事
- 19 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事
- 20 事業所防災に関する事
- 21 防災訓練に関する事
- 22 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事

第2節 区市町村

- 1 区市町村防災会議に関する事
- 2 防災に係る組織及び施設に関する事
- 3 災害情報の収集及び伝達に関する事
- 4 緊急輸送の確保に関する事
- 5 避難の勧告、指示及び誘導に関する事
- 6 消防(特別区を除く。)及び水防に関する事

- 7 医療、防疫及び保健衛生に関すること
- 8 救助物資の備蓄及び調達に関すること
- 9 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること
- 10 ボランティアの支援に関すること
- 11 公共施設の応急復旧に関すること
- 12 災害復興に関すること
- 13 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること
- 14 事業所防災に関すること
- 15 防災訓練に関すること
- 16 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること

第3節 指定地方行政機関

名 称	内 容
関 東 財 務 局	1 地方公共団体に対する資金の融資のあっ旋及び金融機関の業務の監督(災害時における緊急措置等を含む。)に関すること 2 国有普通財産の管理及び処分に関すること
関 東 信 越 厚 生 局	1 被害情報の収集及び伝達に関すること 2 関係機関との連絡調整に関すること
関 東 農 政 局	1 農地、農業用施設に係る防災ダム、ため池等整備、湛水防除対策、地すべり対策、農地保全対策、地盤沈下対策、水質障害対策、海岸の保全事業に関すること 2 ダム、堤防、排水機等農地保全施設または農業水利施設の防災管理に関すること 3 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び災害・病虫害の防除に関すること 4 野菜、乳製品等の食糧品、種もみ等、その他の災害復旧用資材の供給に関すること 5 土地改良機械及び技術者の把握及び緊急動員に関すること 6 国が行う農地・農業用施設等に対する災害復旧事業の実施及び都または団体が行う災害復旧事業の指導または助成に関すること 7 被災農林漁業者に貸付けられる資金の融通に関すること 8 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること

第5章 都・区市町村及び防災機関の役割

第3節 指定地方行政機関

名 称	内 容
東 京 農 政 事 務 所	1 主要食糧の供給に関する事
関 東 森 林 管 理 局	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関する事 2 災害復旧用材(国有林材)の供給に関する事
関 東 経 済 産 業 局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関する事 3 被災中小企業の振興に関する事
関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関する事 2 鉱山における保安に関する事
関 東 地 方 整 備 局	1 防災上必要な教育及び訓練に関する事 2 通信施設等の整備に関する事 3 公共施設等の整備に関する事 4 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事 5 官庁施設の災害予防措置に関する事 6 油保管管理施設の調査及び指導に関する事 7 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導、協力に関する事 8 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に係る情報提供・支援に関する事 9 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事 10 緊急輸送に必要な船舶の情報に関する事 11 災害時における復旧資材の確保に関する事 12 災害発生が予測されるときまたは災害時における災害応急対策及び復旧対策に関する事
関 東 運 輸 局	1 船舶、船舶用機械及び船舶用品の安全に関する事 2 災害時における輸送用船舶のあつ旋に関する事 3 鉄道及び軌道の安全保安並びにこれらの施設及び車両の安全保安に関する事 4 災害時における輸送用車両のあつ旋に関する事
東 京 航 空 局 (東 京 空 港 事 務 所)	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関する事 2 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事

名 称	内 容
第三管区海上保安本部 (東京海上保安部) (下田海上保安部) (横浜海上保安部)	- 警戒宣言、津波情報等の伝達に関する事 - 大規模事故に関する情報の収集に関する事 - 海難救助(人命救助、危険物流出対応、火災対応等)に関する事 - 排出油等の防除(調査及び指導、防除措置の指導等)に関する事 - 海上交通安全の確保(船舶交通の整理指導・制限等、航路障害物の除去、危険物積載船の保安措置、工事作業等の再開、水路の検測、航路標識等の復旧)に関する事 - 海上における治安の維持に関する事 - 緊急輸送(人員及び救援・災害復旧資材の輸送)に関する事 - その他、大規模事故応急対策に必要な事項
東京管区気象台 (気象庁)	気象、地象、水象等に関する観測通報、予報、警報等を行い、災害の予防及び軽減、交通の安全確保等に寄与する事
関東総合通信局	- 電波及び有線電気通信の監理に関する事 - 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関する事 - 災害時における非常通信の確保並びに非常通信の運用監督に関する事 - 非常無線通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する事 - 非常通信協議会の育成及び指導に関する事
東京労働局	- 産業安全(鉱山保安関係を除く。)に関する事 - 雇用対策に関する事

第4節 自衛隊

名 称	内 容
陸上自衛隊 第1師団	- 災害派遣の計画及び準備に関する事 - 防災関係資料の基礎調査 - 災害派遣計画の作成 - 東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施
海上自衛隊 横須賀地方総監部	

第5章 都・区市町村及び防災機関の役割

第5節 指定公共機関

名 称	内 容
航 空 自 衛 隊 防 空 指 揮 群 本 部	2 災害派遣の実施に関すること (1) 人命または財産の保護のために緊急に行う必要のある 応急救援または応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付 及び譲与

第5節 指定公共機関

名 称	内 容
郵 便 事 業	1 郵便業務及び窓口業務の確保に関すること 2 郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関する こと
郵 便 局	3 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取 扱い及び援護対策に関すること
N T T 東 日 本	1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の 保全に関すること 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関 すること
NTT コミュニケーションズ	1 国内・国際電話等の通信の確保に関すること 2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復 旧に関すること
N T T ド コ モ	1 携帯電話等の移動通信施設の建設並びにこれらの施 設の保全に関すること 2 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復 旧に関すること
日 本 銀 行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に 資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
日 赤 東 京 都 支 部	1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護 等(助産及び死体の処理を含む。)の実施に関するこ と 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運 営に関すること 3 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関す

名 称	内 容
	ること 4 輸血用血液の確保、供給に関すること 5 義援金の受領、配分及び募金に関すること（原則として義援品については受け付けない。） 6 災害救援品の支給に関すること 7 日赤医療施設等の保全、運営に関すること 8 外国人安否調査に関すること 9 遺体の検案協力に関すること 10 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること
日 本 放 送 協 会	1 報道番組（気象予警報及び被害状況等を含む。）に関すること 2 広報（避難所等への受信機の貸与等を含む。）に関すること 3 放送施設の保全に関すること
東 日 本 高 速 道 路	1 道路、施設の建設及び維持管理に関すること
中 日 本 高 速 道 路	2 災害時の輸送路の確保に関すること
	3 道路、施設の災害復旧工事に関すること
首 都 高 速 道 路	1 首都高速道路等の建設及び保全に関すること 2 首都高速道路等の災害復旧に関すること 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること
水 資 源 機 構	1 水資源開発施設の新築（水資源機構移行時に着手済の事業等に限る。）または改築の実施に関すること 2 水資源開発施設の保全（施設の管理）に関すること
国 立 病 院 機 構	1 国立病院機構の医療の提供に関すること 2 災害医療業務の実施に関する連絡統制に関すること
K D D I	1 災害時における重要通信の確保と優先的取扱い 2 固定電話、携帯電話、IP 通信などの疎通の確保と被災通信設備の復旧に関すること
J R 東 日 本	1 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること
J R 東 海	2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること
J R 貨 物	1 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること

第5章 都・区市町村及び防災機関の役割

第6節 指定地方公共機関

名 称	内 容
東 京 ガ ス	1 ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の建設及び安全保安に関すること 2 ガスの供給に関すること
日 本 通 運	1 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者等の輸送に関すること
東 京 電 力	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること 2 電力需給に関すること

第6節 指定地方公共機関

名 称	内 容
東 武 鉄 道	1 鉄道施設等の安全保安に関すること 2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること 3 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること
東 急 電 鉄	
京 成 電 鉄	
京 王 電 鉄	
京 浜 急 行	
西 武 鉄 道	
小 田 急 電 鉄	
東 京 地 下 鉄	
東 京 モ ノ レール	
ゆ り か も め	
北 総 鉄 道	
多摩都市モノレール	
東京臨海高速鉄道	
首都圏新都市鉄道	
東 海 汽 船	1 船舶並びに旅客及び貨物のための施設の安全保安に関すること 2 災害時における船舶による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること
都 ト ラ ッ ク 協 会	1 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること
都 庁 輸 送 組 合	
都 医 師 会	1 医療に関すること 2 防疫の協力に関すること
都 歯 科 医 師 会	1 歯科医療活動に関すること

名 称	内 容
都 薬 剤 師 会	1 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関する こと
献 血 供 給 事 業 団	1 血液製剤の供給に関すること
都 獣 医 師 会	1 動物の医療保護活動に関すること
東 京 放 送	1 災害時における広報活動及び被害状況等の速報 に関すること 2 放送施設の保全に関すること
文 化 放 送	
ニ ッ ポ ン 放 送	
ラ ジ オ 日 本	
東 京 F M	
J - W A V E	
日 経 ラ ジ オ 社	
イ ン タ ー エ フ ェ ム	
T B S ラ ジ オ & コミュニケーションズ	
日 本 テ レ ビ	
テ レ ビ 東 京	
フ ジ テ レ ビ ジ ョ ン	
テ レ ビ 朝 日	
T O K Y O M X	
東 京 バ ス 協 会	1 バスによる輸送の確保に関すること
東 旅 協	1 タクシー、ハイヤーによる輸送の確保に関すること 2 発災時の災害情報の収集・伝達に関すること
都 個 人 タ ク シ ー 協 会	1 タクシーによる輸送の確保に関すること
日 本 エ レ ベ ー タ 協 会	1 エレベーターの応急復旧に関すること

第2部

災害予防計画

第1章 火災予防対策

- 東京は、人口や産業が集中する巨大都市である一方、現在も、木造住宅密集地域が広く分布している。また、高層建築物や大規模な地下街も多く、火災などが発生した場合、平成13年(2001年)に発生した新宿歌舞伎町ビル火災のような、大規模な事故災害になる可能性がある。
- このため、都は、火災から都民の生命、身体及び財産を保護するため、消防機関等の整備を進めるだけでなく、都民、事業者も巻き込んだ初期消火体制の整備や建築物等の不燃化を推進している。

第1節 火災の予防

1 防火思想の普及徹底

(1) 都民に対する防災指導

- ア パンフレット、ポスター、ホームページ等各種の媒体を用いて、防火思想の普及を図る。
- イ 出火防止、初期消火及び応急救護の要領について教育、訓練を実施し、都民の防火意識と防災行動力の向上を図る。
- ウ 都民防災教育センターを活用し、都民の防火意識と防災行動力の向上を図る。

(2) 事業所の防火管理及び防災管理指導

- ア 防火管理及び防災管理指導を通じて、事業所における防火管理及び防災管理体制の充実強化を図る。
- イ 統括防火管理者、統括防災管理者、防火管理者、防災管理者、防火管理技能者、火元責任者その他の防火管理及び防災管理業務に従事する者に対して自衛消防に係る指導を行うことにより、事業所の防災行動力を向上させる。

2 火災予防査察

- 消防法第4条または第16条の5の規定に基づき、消防対象物または危険物貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。

3 市街地等の不燃化

- 市街地の不燃化対策は、次のとおりである。

機関名	内 容					
都都市整備局	○ 市街地の防災性向上に向け、市街地再開発事業、木造住宅密集地域整備事業等の実施や、防火地域の指定、東京都建築安全条例第7条の3の規定に基づく新たな防火規制(以下「新防火地域」という。)及び準防火地域の指定等の建築物の規制、誘導策を通じ、市街地の不燃化など面的な整備を推進してきた。					
	○ 都市防災不燃化促進事業により、骨格防災軸等の延焼遮断帯及び避難地・避難路周辺の不燃化を進めており、現在、13区23地区において事業を実施している(平成20年度)。					
	○ 今後も市街地大火の防止・避難時の安全性確保のため、道路・鉄道・河川・公園等の都市施設整備にあわせ事業等を実施するなど、地域特性に応じた適切な施策の組み合わせにより市街地の不燃化を進めていく。 防火地域等の内訳					
	区分	市街化区域	防火地域	新防火地域	準防火地域	合 計
区部	58,133 ha	12,562 ha	2,926 ha	41,433 ha	56,921 ha	
多摩	49,473 ha	1,134 ha	5 ha	24,285 ha	25,423 ha	
大島	—	4 ha	—	99 ha	103 ha	
東京消防庁	○ 建築物の新築または増改築等に係る消防同意事務等において不燃化の指導を行う。					

第2節 建築物等の防火対策

- 火災から建築物を保護し、被害の軽減を図るためには、関係機関が相互に連携を密にし、その有する機能を発揮して対策を図っていく必要がある。
- 本節では、一般建築物、地下街、超高層ビル及び文化財の保護対策について定める。

1 一般建築物等の防火対策

機関名	内 容
都都市整備局	○ 建築物の位置、構造、設備は、建築基準法関係法令及び建築安全条例に基づきそれぞれ定められた技術上の基準に適合した状態で施工及び維持するよう指導する。

機関名	内 容
	○ 建築物に対し、法令に基づく立入検査を実施し、災害予防についての指導にあたりとともに、防災上の見地から必要な指導を行う。
東京消防庁	○ 建築物の現況 東京消防庁管内の用途別対象物の総数は、平成 20 年(2008 年)1 月 1 日現在 293,254 棟である。 (資料第 15 防火対象施設現況 P249) ○ 指導方針 1 建築物の位置、構造及び設備は建築基準法関係法令、消防用設備等は消防法関係法令に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に施工及び維持管理するよう指導する。 2 建築物に対し、前記第 1 節の 2「火災予防査察」(P29)による火災予防査察を実施する。 3 小規模雑居ビルに対し、各地で発生した同種ビルの火災を受けて改正された消防法、建築基準法及び火災予防条例に基づき、それぞれ定められた基準に適合させるなど、防火上の観点から必要な指導を行う。

2 地下街・超高層ビルの防火対策

機関名	内 容
都都市整備局	○ 地下街 地下街については、その特性に配慮し、消防法、建築基準法、道路法及び建築安全条例などの関係法令に基づき、それぞれ定められた基準に適合させるなど、防災上の観点から必要な指導を行う。 ○ 超高層ビル 超高層ビルを新築する場合は、建築基準法関係法令及び建築安全条例に基づき指導を行う。 また、防災上の観点から総合的に建築主や設計者等に対し、指導を行う。
東京消防庁	○ 指導方針 人命危険を考慮し、出火防止、初期消火及び避難計画等について防災対策の強化を図るとともに、内装及び収容物の不燃化を徹底し、出火防止及び延焼拡大防止を図るよう指導する。 また、超高層建築物等において火災等の災害が発生した場合、消防活動の困難性が予想されることから、屋上に航空消防活動を確保するための緊急離発着場等の設置指導を行う。

機関名	内 容
	さらに、この種の対象物の立入検査にあたっては、前記第1節の2「火災予防査察」(P29)によるほか、避難対策及び火気管理等を重点にその特性に応じた指導を行う。 ○ 防火管理及び防災管理の充実強化 地下街、超高層ビルの特性に応じた実効性のある訓練の実施、防火施設・避難施設の適正な維持管理、実態に即した消防計画の樹立等、防火管理及び防災管理業務の執行体制の充実強化について指導する。 また、災害の発生時において、情報連絡、避難誘導、初期消火等の災害活動が効果的に行われるよう、自衛消防隊の活動能力の向上を図るとともに、防災センターの機能の充実、さらに、ガスの漏洩による災害を防止するため、関係施設・設備の点検・整備及び初動措置について必要な指導を行う。

3 文化財の防火対策

機関名	内 容
都 教 育 庁	○ 文化財施設の現況 文化財としての建造物は、国指定文化財として国宝が1施設、重要文化財が58施設あり、また、都指定文化財としては、有形文化財等が67施設ある(平成20年(2008年)7月1日現在)。 ○ 事業計画 1 全般計画 (1) 文化財が貴重な国民的遺産であることを周知徹底させるための措置を講じる。 (2) 常に自衛消防組織の維持に努めるため、防災訓練等を実施するほか、災害予防に関して関係機関と密接な連絡を図るよう指導する。 2 実施計画 毎年1月26日を「文化財防火デー」として、学校教育、社会教育を通じて、文化財防火運動を推進し、文化財に対する認識を深める。
東 京 消 防 庁	○ 消防用設備等の適正な維持管理の指導、災害時の活動体制の確立の指導及び施設内外における火気取扱の規制等所要の指導を行う。 ○ 毎年、1月26日を「文化財防火デー」として、文化財における消防演習やポスター等を活用した広報及び立入検査等を実施し、文化財の火災予防に関する認識の高揚を図る。

第3節 森林火災の予防

- 都における森林は、多摩地区及び島しょに約 79,000ha 存在している。
- 森林は、水資源の確保、土砂の流出防備及び風害、水害、雪害等からの防備などの役割を果たし、都民に憩いの場所を提供するなど、都民の生活に大きな恩恵をもたらしている。
- 本節においては、森林火災の防止に関し必要な事項について定める。

1 森林火災予防施設の現況

(1) 防火線の現況

(平成 20 年 4 月現在)

機関名	地区別	延長 (m)	面積 (ha)	幅員 (m)
都 水 道 局	西多摩 (奥多摩町)	26,129	30.66	10～19
	山梨県	20,305	37.66	5～38
	計	46,434	68.32	
関東森林管理局	八王子市	20,150	14.28	6～8

(2) 標識等の現況

(平成 20 年 4 月現在)

機関名	地区別	市町村別	標板	警報旗	看板
都 環 境 局	西多摩	奥 多 摩 町	300	0	6
		青 梅 市	80		6
		檜 原 村	110		7
		あ き る 野 市	70		3
		日 の 出 町	40		3
	南多摩	八 王 子 市	145	0	20
	島しょ	大 島 町	60	0	2
		三 宅 村	11		0
		八 丈 町	50		0
小計			866	0	47
関東森林管理局	南多摩	八 王 子 市	15	5	10
	島しょ	神 津 島 村	0	0	1
		三 宅 村			2
	小計			15	5
合 計			925	8	61

2 予防活動

機関名	内 容
市 町 村	○ 市町村長が森林法に基づき火入れを許可するとき、または国もしくは地方公共団体が火入れするときは、所轄消防署に協議するとともに、実施の日時、場所、責任者の住所、氏名等必要事項を管轄警察署長に通報する。
都 環 境 局	○ 森林火災の未然防止のため、次のとおり実施する。 1 森林保全巡視員による保安林及び入込者の多い森林に対する巡視を行い、たき火・喫煙等を発見した場合は、山火事予防のため、指導する。 2 東京都自然保護員(都レンジャー)による自然公園等の利用マナーの普及啓発・指導及び標識等の点検・応急補修等を行い、安全を確保する。森林保全巡視員による保安林及び入込者の多い森林に対する巡視、指導の励行を図る。
都 産 業 労 働 局	○ 森林火災の未然防止のため、防火標識の設置、充実を図る。
都 水 道 局	○ 都水道局の管理する水源林は、21,629ha(平成20年(2008年)3月末現在)であり、森林の巡視、ポスターの掲示、標識の設置並びに通信機器の整備、歩道や防火線の整備を行い、森林防火に平素から努める。
東 京 消 防 庁	○ 広報活動 第八消防方面本部、第九消防方面本部及び両方面内関係消防署は、林野庁、都産業労働局、関係市町村等関係機関と協力して、火災予防運動期間または行楽シーズンを中心に行楽客、住民、関係事業所等を対象として、林野火災の予防広報を実施する。 ○ 予防活動 火災予防運動期間を中心に、関係消防署、消防団等は、林野の防火パトロールや林野に近接した民家の防火診断を実施する。 ○ 消防活動訓練 森林火災が発生しやすい時期に、関係消防署は各市町村及び消防団の協力を得て、第八及び第九消防方面本部の所轄のもとに消防活動訓練を実施する。 ○ 指導方針 1 林野等の火入れに際しては、所轄消防署に届け出るよう指導する。(火災予防条例) 2 森林法に基づき市町村が火入れの許可をするときまたは国もしくは地方公共団体が火入れするときは、所轄消防署長

機関名	内 容
	と協議するよう指導する。 3 林野に防火線を設定するときは、設定者からあらかじめ所轄消防署長が協議を受ける。
関東森林管理局	○ 森林火災予防のため、次のとおり実施する。 1 災害時における非常参集体制の整備を図る。 2 林野火災予防施設等の管理(施設の点検整備、防火、初動対応等のマニュアルの整備)の徹底 3 全国山火事予防運動による啓発活動の実施 4 林野火災予防対策の実施 (1) 森林保全巡視は林野火災の予防にも配慮し、特に乾燥、強風等の気象条件、入林者の多い時期、箇所等を考慮して効率的に実施する。 (2) 火入れ許可の徹底 (3) 防火線、防火樹林帯、防火林道等の整備に努める。

第2章 危険物事故対策

- 都では、様々な施設で石油類、高圧ガス等が貯蔵されるとともに、こうした危険物が大量かつ頻繁に輸送されている。また、近年の温泉掘削技術の向上に伴い、都心部において多くの温泉施設が開設されており、これらの施設における可燃性天然ガスの安全対策が必要となっている。
- このため、都は、危険物等の安全対策として、関係法令に基づく危険物の貯蔵や輸送及び温泉施設に係る規制、取り締まり、指導を実施するとともに、応急用資器材を整備している。

第1節 貯蔵施設の安全化

- 都内には、石油、火薬類、高圧ガス等多数の危険物貯蔵所が存在しており、これらの施設で事故が発生した場合、そこで働く従業員はもとより周辺の住民にも大きな影響が及ぶ。
- したがって、危険物施設については、日頃からそれぞれの関係法令等に基づき、規制、指導等を実施し、防災体制の強化を図っていく必要がある。
- 本節においては、石油類、高圧ガス、火薬、毒劇物、化学薬品、放射線の貯蔵、使用施設及び輸送に関する安全化対策について定める。

1 石油類施設

(1) 保安計画

機関名	内 容
東京消防庁	○ 通常時から危険物流出等の事故原因を究明し、改修指導及び類似事故の発生防止を図ることにより危険物施設の健全性を確保し、大規模事故への進展を防止する。 ○ 危険物流出等の大規模事故が発生した際は、その原因を究明し、類似事故の発生防止のための措置を講じる。 ○ 次の事項について積極的に指導する。 1 危険物事業所の自主保安体制の強化を図り、事故の未然防止と災害発生時の被害の軽減を図るため、大規模危険物施設における防災資器材の備蓄及び訓練の実施並びに危険物事業所間相互の応援組織の育成・充実を推進すること 2 危険物施設の位置、構造等の安全化を図るため、設置許可等にあって十分な用地を確保させること ○ 大規模危険物施設における火災、危険物流出事故等に対処する

機関名	内 容
	ため、東京消防庁の指導により、東京危険物災害相互応援協議会が設置されており、同協議会傘下の事業所に対し、事業所間における相互応援体制の強化及び防災資器材の整備充実を図るよう引き続き指導する。
都 下 水 道 局	○ 消防法等の法令に基づき、技術上の基準に適合した施設の構築を図るとともに、危険物保安監督者、危険物取扱者等による日常点検及び保安体制を確立し、安全化を図る。
関東東北産業保安監督部	○ 自主保安体制を確立させるとともに、関係機関との連絡調整に努め、緊急時における効果的な対策の推進を図る。
第 三 管 区 海上保安本部	○ 大量の油または有害液体物質の排出事故が発生した場合には、排出油等の防除について必要な事項を協議し、かつ、その実施を推進するため各海域毎に「排出油等防除協議会」を組織し、活動マニュアルの作成、教育・共同訓練の実施等を行い、排出油等事故防災対策の充実化を図る。 ○ 大量の油を保管する施設等に対し、法律に基づいた資機材の備え付けについて指導を行う。

(2) 規制及び立入検査

機関名	内 容
東 京 消 防 庁	○ 規制 危険物施設については、消防法令に基づき、貯蔵し、または取り扱う危険物の種類・数量及び施設の態様に応じ、位置、構造、設備に関する規制と、危険物の貯蔵・取扱い及び運搬に関する規制を行い、安全化を図る。 また、事故の未然防止と災害対応力の強化等を図るため、自主保安管理等にかかわる指導を推進する。 ○ 立入検査 第1章第1節第2項「火災予防査察」(P29)による立入検査を行う。
関東東北産業保安監督部	○ 鉱山における所管施設については、立入検査により鉱山保安法に基づく監督指導を行う。

2 高圧ガス施設

(1) 保安計画

機関名	内 容
都 環 境 局	○ 関係機関との連絡体制の確立を図り、高圧ガスによる事故の未然防止、事故時における適切な相互応援活動ができるよう地域防

機関名	内 容
	災組織の育成指導を行う。 また、事故の拡大防止や防止措置を体得させ保安意識の高揚を図るため、高圧ガス事業所の従業員を対象に防災訓練を実施する。 ○ 災害時の高圧ガス施設からの被害の軽減を図るため、「東京都高圧ガス施設安全基準」により事業所を指導していく。
都 水 道 局	○ 浄水場の高圧ガス施設の漏えい防止対策については、従来から関係法令に基づき実施している。また、貯蔵設備や除害設備の改良、緊急遮断弁等の設置など施設の整備補強を図るとともに、液化塩素から安全で取扱いが容易な次亜塩素酸ナトリウムに切り換える。
警 視 庁	○ 都、東京消防庁等関係機関と毎年定期的に連絡会議を開催し、取締指導方針の統一、情報交換、相互協力を行うとともに、関係団体との連携を密にして防災訓練を推進する。
関東東北産業保安監督部	○ 関係機関と毎年定期的に連絡会議を開催し、取締指導方針の統一、情報交換、相互協力を行い、状況の変化を把握し万全を期す。

(2) 規制及び立入検査

機関名	内 容
都 環 境 局	○ 災害を未然に防止するため、対象事業所(製造、販売、貯蔵、移動その他の取扱い及び消費)に対する保安検査、立入検査等を行い、法令に定める技術的基準に適合させるよう指導するとともに、自主保安活動の促進を図る。
東 京 消 防 庁	○ 第1章第1節第2項「火災予防査察」(P29)による立入検査を行う。
関東東北産業保安監督部	○ 当部管内の高圧ガス製造事業所等に対し、定期的または必要に応じ随時に立入検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合するよう、指導あるいは措置命令を行うことにより、災害の予防を図る。

3 火薬類施設

(1) 保安計画

機関名	内 容
都 環 境 局	○ 関係機関と毎年定期的に連絡会議を開催し、取締指導方針の統一、情報交換、相互協力を行い、状況の変化を把握して防災に万全を期す。 ○ 全都道府県の事故通報を業種、原因別に収録し防災対策の資料

機関名	内 容
	とする。
警 視 庁	○ 施設周辺における住民の避難誘導態勢を確立する。
関東東北産業保安監督部	○ 関係機関と毎年定期的に連絡会議を開催し、取締指導方針の統一、情報交換、相互協力を行い、状況の変化を把握して防災に万全を期す。 ○ 鉱山における所管施設については、立入検査により鉱山保安法に基づく監督指導を行う。

(2) 規制及び立入検査

機関名	内 容
都 環 境 局	○ 対象事業所に対する保安検査及び立入検査を行い、法令に定める基準維持またはその後の周囲の状況変化に対応する基準に適合させるよう、指導あるいは措置命令を行う。
警 視 庁	○ 立入検査を実施し、施設、構造、設備等が不適切なものは、都環境局に通報し是正を要請する。
東 京 消 防 庁	○ 第1章第1節第2項「火災予防査察」(P29)による立入検査を行う。
関東東北産業保安監督部	○ 当部所管の火薬類製造事業所等に対し、定期的または必要に応じ随時に立入検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合するよう、指導あるいは措置命令を行うことにより、災害の予防を図る。 ○ 鉱山における火薬類の管理、受渡、運搬、携帯及び発破作業を含めた所管施設について、立入検査により、鉱山保安法に基づく監督指導を行う。

4 毒・劇物、化学薬品等施設

(1) 保安計画

機関名	内 容
都福祉保健局	○ 事故の未然防止を図るため、毒物・劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時における対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。 ○ 毒物、劇物をタンクで貯蔵する施設については、万一、毒物・劇物が飛散漏洩等の事故が発生した場合に備えて、中和剤等の除害薬品等の常備を指導する。 ○ 届出義務のない「非届出業務上取扱施設」については、実態調査等により引き続きその把握に努める。

機関名	内 容
	(資料第6 毒物劇物営業者及び業務上取扱者一覧表 P239)
都 下 水 道 局	○ 水質試験用薬品は、「水質試験に関わる薬品等の管理要領」に基づき、水質試験などを行う各部所において「毒物劇物危害防止管理規定」を作成し、管理している。 ○ 水質試験などを行う各部所において、毒物劇物管理担当者、薬品管理担当者を定め、薬品の購入、保管、在庫管理などを適正に行い、関係諸法規を遵守するとともに、健康被害防止、災害防止、火災防止に努める。
都 教 育 庁	○ 危険物の貯蔵は、必要最小限とすることを基本に、取り扱う学校に対して次のように指導を行う。 1 保管の安全対策を確立するとともに、取扱責任者を定め、その管理のもとに出し入れすること 2 危険物を収納する容器は、落下や転倒により容易に破損しない材質のものを使用すること 3 危険物の保管場所は安全な一定の場所とし、「毒物」「劇物」等の表示をすること 4 危険物収納容器の保管は、転倒・落下防止措置を施した丈夫な戸棚とし、振動等により戸が開くのを防止するための留め金を設けたものとする また、戸棚は床または壁体等に固定すること 5 危険物収納容器の密栓、多段積みを避ける等の措置に配慮するとともに、特に混合発火等のおそれがある薬品は別々に保管し、接近して置かないこと また、危険性の高い薬品類は戸棚の下段に保管し、必要によっては砂箱内に収納すること 特に、自然発火のおそれがあるものは、保護液を十分に満たしておくこと 6 振動等により破損するおそれがある実験器具等を使用する場合には、危険物の拡散が防止できる措置を講じた場所で行うこと 7 使用量、在庫量を常に明らかにしておくとともに、消火器等の消防器具・設備を整備しておくこと 8 児童・生徒等に対し緊急時の措置に関する安全教育を徹底すること
警 視 庁	○ 毒物、劇物の保管・貯蔵施設等の実態を把握し、保安管理の指導、避難誘導及び広報活動等の措置方針を策定する。 ○ 職員に対する指導教養を行い、毒物、劇物知識の普及徹底を図る。

(2) 規制及び立入検査

機関名	内 容
都福祉保健局	○ 毒物及び劇物取締法に基づき、立入検査を実施し、毒物・劇物の適正な管理を指導する。
東京消防庁	○ 第1章第1節第2項「火災予防査察」(P29)による立入検査を行う。

5 放射線等使用施設

○ 現在、国(文部科学省)においては、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、放射性同位元素(RI)の使用、販売、廃棄等に関し、安全体制を整備しており、立入検査の実施により安全確保の強化を図っているほか、平常時はもとより災害時においても監視体制をとるなど各種の安全対策を実施している。

○ 都の各機関における対応措置は次のとおりである。

(1) 保安計画

機関名	内 容
都福祉保健局	○ 都内の病院等における放射性物質については、医療法に基づき、病院等の管理者が放射性物質取扱者、責任者に対する教育の徹底、自主的な訓練、汚染水についての検査指導及び拡散防止等に関する計画を定めており、予防対策に万全を期している。 ○ 病院等の放射性物質は、強固な耐火性貯蔵室、貯蔵庫に保管されており、平常時には影響が考えられない。しかし、不確定要素が多分にある災害の場合、容器の破損等により被害が発生することも予想される。 ○ 都内の放射性同位元素(RI)使用病院等で被害が発生した場合、都は、人身への被害を最小限に止めるため、4人を1班とするRI管理測定班を13班編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、住民の不安の除去等に努める。 (資料第16 放射性同位元素使用医療関連施設数一覧表 P250)
都産業労働局	○ 地方独立行政法人東京都立産業技術センターに対し無償貸付している放射線利用施設は、一般建造物の2倍以上の耐震性を有しており、RIは、耐火・耐震構造の貯蔵庫に保管し、安全性の確保に万全を期している。 ○ 敷地内建物間、境界線とのスペースも考慮し、隣接地との安全性に留意している。
警 視 庁	○ 保管施設の実態を把握するとともに、関係機関、団体との協力体制を確立する。

機関名	内 容
	○ 施設周辺における避難誘導態勢を確立する。
都 関 係 部 局	○ 都は、RI による環境汚染を伴う被曝及び医療・職業上の放射線障害に関する対策を検討するため、RI 対策会議を設置し、監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行い、必要に応じ国の関係省庁に監視指導体制の強化を要望するとともに、関係各局がそれぞれの RI 対策を推進することとしている。
日 赤 東 京 都 支 部	○ 支部所管施設の放射線取扱主任者が中心となり、平素から関係法令による管理を徹底するほか、災害時には各施設の主任者が責任をもって適切な措置を講じる。

(2) 規制及び立入検査

機関名	内 容
都福祉保健局	○ 医療法に基づき立入検査を年1回実施し、RI の取扱いについて指導を行う。
東 京 消 防 庁	○ 第1章第1節第2項「火災予防査察」(P29)による立入検査を行う。

6 都市ガス施設

(1) 保安計画

機関名	内 容
東 京 ガ ス	○ ガスホルダー 1 施設は、ガス事業法等に基づき設計、制作し、安全化を図っている。 2 付帯設備として、緊急遮断弁、安全弁、放散塔、防・消火設備等を設置し二次災害の防止に努めている。 3 施設は、ガス事業法等に基づき定期的な巡視、点検、検査を実施し、施設の維持管理に努めている。 ○ ガス導管 1 ガス導管は、ガス事業法、道路法等の諸法規に準拠し、設計施工している。 2 ガス導管は、緊急遮断のためまたは供給上の必要により、遮断弁を設置している。 3 ガス施設及びガス供給上の事故に対処するため、緊急要員及び緊急車両を待機させ、事故の処置及び消防、警察、関係機関への連絡体制を整えている。

(2) 規制及び立入検査

機関名	内 容
東京消防庁	○ 第1章第1節第2項「火災予防査察」(P29)による立入検査を行う。
関東東北産業保安監督部	○ 当部所管の事業所等に対し、必要に応じ調査、立入検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合するよう、指導を行うことにより、災害の予防を図る。

7 温泉における可燃性天然ガス安全対策

(1) 保安計画

機関名	内 容
都 環 境 局	○ 東京消防庁等関係機関との連絡体制の確立を図り、温泉の掘削時、採取時及び廃止時における可燃性天然ガスによる災害の防止を指導する。 ○ 温泉法に基づき掘削時及び採取時の災害防止規程を作成させ、日常点検及び自主保安体制を確立させる。

(2) 規制及び立入検査

機関名	内 容
都 環 境 局	○ 災害を未然に防止するため、温泉掘削許可及び温泉採取許可申請時の事前指導並びに温泉掘削工事現場及び温泉施設の立入検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合させるよう指導する。 ○ 事業者の自主管理を推進するために、温泉採取施設の温泉安全管理担当者を対象に、講習会を開催する。

第2節 危険物等の輸送の安全化

- 石油類等の危険物の輸送は、タンクローリーやトラック等による自動車輸送、貨車による鉄道輸送、タンカーによる海上輸送等により行われている。
- 石油類、高圧ガスを大量に輸送する車両については、転倒、転落防止義務、警戒標識等の設置義務、消火器の携行義務など種々の規制が行われているが、今後とも、関東東北産業保安監督部、東京消防庁、警視庁、都環境局、都福祉保健局等の関係機関による路上取締りを毎年定期的に実施するとともに、危険物積載車両に対し常置場所における立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。
- 輸送車両の事故を想定した訓練を実施し、保安意識の高揚に努める。

○ 関係機関の安全化対策は次のとおりである。

機関名	内 容
都福祉保健局	○ 毒物劇物運搬車両の路上点検及び集積場所での監視を行い、法令基準に適合するよう指導取締りを行う。 ○ 要届出毒物劇物運送事業者の所有する毒物劇物運搬車両に対する指導取締りを行う。 (毒物及び劇物取締法) ○ 関係機関との連絡通報体制を確立する。
警 視 庁	○ 危険物等運搬車両の路上点検を行い、指導取締りを推進する。 ○ 関係機関との連絡通報体制を確立する。
東 京 消 防 庁	○ 立入検査 タンクローリーは、走行中のもの及び常置場所におけるものについて、第1章第1節の2「火災予防査察」(P29)による立入検査を行う。 ○ 指導方針 石油元売各社に対し、下記事項について指導する。 1 危険物輸送の動態に対応した輸送手段についての保安基準の遵守 2 種類別の危険度を考慮した輸送手段についての保安基準の遵守 3 安全度の高い輸送手段への移行
関東東北産業保安監督部	○ 高圧ガス運送上の災害に対処するため、関係機関との連携を図り自主的な災害予防対策を確立するとともに、災害時の連絡通報、応急措置等の訓練を推進する。
第 三 管 区 海上保安本部	○ 東京港内には、危険物の専用岸壁が4社6バースあり、危険物積載船舶に対し、危険物の積込み、積替えまたは荷卸しを行う時は、港長(京浜港東京区においては東京海上保安部長)の許可を受けるなど法律に基づいた規制を行い輸送の安全化を図る。 ○ 専用岸壁及び危険物積載船において定期的に消火訓練を実施するほか、危険物積載船に随時立入検査を行い、安全管理指導の徹底を図る。 ○ 油または有害液体物質を輸送する船舶に対し、法律に基づいた資機材の備え付け、機械器具の配備などについて指導を行う。
関 東 運 輸 局	○ 危険物輸送車両等の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。 1 災害発生時の緊急連絡設備の整備 2 災害発生時の危険物輸送列車、車両及び船舶の停止、停泊場所は、できるだけ橋梁、ずい道、ふくそうする航路等の危険箇所を避けるよう対策を講ずる。 3 輸送担当者に災害時の連絡通報、応急措置等に関し指導を行

機関名	内 容
	うとともに、訓練を実施する。
J R 貨 物	○ 石油類等の危険物輸送に関し、次により災害防止を行う。 (資料第17 貨物駅の危険物取扱量 P251) (資料第18 化成品積タンク車等応急処置要領 P252) 1 鉄道タンク車(私有車含む)については、タンク車設計基準により安全性に万全を期すとともに、検査体制を強化し、私有タンク車については、当該所有者に対し安全性に関する指導を行う。 2 石油等の危険物の取扱い、輸送については、JR 貨物運転規則、貨物輸送手続、貨物輸送約款の規制によるほか、消防法の趣旨に従い、安全性確保について細心の注意を払い災害の防止に努める。 3 火薬類、高圧ガス、放射性物質、毒物及び劇物等の危険品の輸送については、火薬類取締法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、貨物輸送手続、貨物輸送約款、営業処理手続(規定)、放射性物質車両運搬規則等により、安全輸送や取扱い等にあたり、災害防止にあたる。 4 部外関係機関、関連会社等における応急処理能力の把握に努め、緊急時の協力体制、応急処理体制の確立を図る。 5 災害時の万全を期するため、社員に対し、貨物の特性、人体に対する有害の程度、事故時の処理方法、消火方法、部内外に対する連絡方法、タンク車の構造等について教育指導にあたるとともに、年1～2回以上次により訓練を実施する。 (1) 火災予防月間における火災訓練、避難誘導訓練 (2) 危険物積載タンク車等の事故時の連絡及び脱線事故復旧訓練 (3) 防災関係機関主催の防災訓練への参加

第3節 応急用資器材の整備

- 危険物の取扱いについては、予防・保安計画により安全対策を実施しているが、万一、災害が発生した場合に、二次災害を防止し、被害を最小限に止めるためには、平常時から応急用資機(器)材を整備し、直ちに応急対策を実施することが必要である。

第2章 危険物事故対策
第3節 応急用資器材の整備

○ 関係機関の状況は次のとおりである。

機関名	内 容
都福祉保健局	○ 都福祉保健局医療政策部、都立病院及び保健所等に RI 管理測定班編成時の業務(放射線の測定、危険区域の設定等)遂行に必要な資器材を整備している。
都 教 育 庁	○ 学校に対し、危険物等を使用・保管する教室には、水バケツ、化学消火器、砂などを常備し、緊急の際に使用するよう指導する。
都 水 道 局	○ 高圧ガス施設に、除害設備、防毒マスク、空気呼吸器その他の保護具及び保安用工具類等の必要な設備、資器材を整備している。
東 京 ガ ス	○ 工場設備、導管等の復旧用資機材は、常時、備蓄(メーカー在庫含む)しており、災害時に当面必要な資器材は配備している。
警 視 庁	○ 毒物劇物対策として、除染用資機材、ガス検知器、防護服、防毒マスク、空気呼吸器等を整備している。 ○ 放射線対策として、防護服、防護マスク、サーベイメーター、線量計等を整備している。
東京消防庁	○ 毒・劇物、放射線対策として防護服、空気呼吸器、防毒マスク、各種測定資器材、除染資器材を整備している。
第 三 管 区 海上保安本部	○ 東京湾内に消火能力を強化した巡視船を配備するほか、各海上保安部署に消防用資機材(ガソリンポンプ、化学消化剤等)、排出油等防除資機材(オイルフェンス、油回収装置等)等を配備している。 ○ 原子力防災用資機材(防護服、放射線測定器等)等を配備している。

第3章 大規模事故対策

- 東京は、政治・経済の中核機能が高度に集中しているため、道路、鉄道を始めとした様々な交通網が発達しており、現在もその整備が、地上だけでなく地下においても進められている。
- 高度に集積した交通機関においては、大規模な交通事故や鉄道事故などの事故災害が発生する可能性がある。また、地下工事における事故災害もその対策が必要である。
- 都はこうした大規模な事故災害を予防するため、関係機関による交通機関の制御系を始めとした設備の安全化や、地下工事における予防査察の実施など、対策を推進している。

第1節 船舶事故予防対策

- 船舶の衝突、沈没、座礁、火災等の事故を未然に防止し、人命、身体、財産の安全を確保するため、関係機関は、次の予防対策を講ずる。

機関名	内 容
都 港 湾 局	○ 監視艇により港内の港湾施設及び水域利用の状況並びに航行安全の確保及び海洋汚染防止等の監視を実施している。また、東京港における流出油事故に対応するために、船舶に搭載できる油回収装置を保有している。 ○ 島しょにおいては、港内の安全航行を確保するため、水底の維持浚渫を行うとともに、燈台等の航路標識の設置について協力する。
第 三 管 区 海上保安本部	○ 東京港においては、東京(東・西)航路及びその付近の水域における航行船舶の安全確保と、円滑な航行を図るため、東京海上保安部港内交通管制室は、出入船舶の航行管制並びに無線放送(H3E1665K Hz一般 AM ラジオにより受信可)による海上交通情報の提供を行う。 ○ 船舶への立入検査や関係者に対する海難防止講習会等を通じて海難防止を行う。
東 海 汽 船	○ 次の諸事項を遵守し航海の安全を確保する。 1 船舶の運航管理体制の確立 2 船舶運航基準の励行 3 海事関係法令の遵守

第2節 航空機事故予防対策

- 航空機による墜落・衝突事故等を防止するため、関係機関は次の保安対策を講ずる。

機関名	内 容
都 港 湾 局	○ ヘリポート内における航空機の安全な運航を確保するため、ヘリポート施設(滑走路、エプロン及び保安施設等)の維持管理を行う。 ○ 空港内における航空機の安全な運航を確保するため、飛行場施設(滑走路、エプロン及び保安施設等)の維持管理を行う。
東京空港事務所	○ 空港内における航空機の安全な運行を確保するため、飛行場施設(滑走路、エプロン及び保安施設等)の維持管理を行う。 ○ 空港に離発着する航空機及びその周辺空域を航行する航空機の安全と円滑な運行を確保するため、必要な措置を講ずる。

第3節 鉄道事故予防対策

- 列車の衝突、脱線等の鉄道事故を防止し、人命の安全及び輸送の確保を図るため、関係機関は次の安全対策を行う。

機関名	内 容
都 交 通 局	○ 鉄道輸送における安全の確保を図るため、人的、物的の両面において取扱いに関する多角的な保安対策を講じ、列車衝突、列車火災、列車脱線等の重大事故の発生を未然に防止する。 1 保安対策 信号装置、連動装置、転てつ装置、自動列車制御装置、自動列車停止装置、自動列車運転装置、列車集中制御装置、列車無線電話、放送装置、消火設備等を整備して、列車運転の安全を期する。 2 脱線防止ガードの設置 平成12年(2000年)3月に運輸省(現国土交通省)から出された緊急措置の通達及び平成12年(2000年)10月の緊急通達に基づき、全路線で102か所、19,620mを設置し、安全の確保を図っている。 3 設備及び規程等の整備 保安設置その他の設備に対して検査、保守等を行い、機能の保持に努めるとともに、運転取扱いに関する規程等の整備

機関名	内 容
	を図り、安全の確保を図る。
J R 東 日 本 J R 東 海 J R 貨 物	○ 事故災害を予防し、人命の安全、輸送を確保するため、下記のとおり車両の安全や地上施設の改良整備の推進を図るとともに、列車を安全運行できるよう列車の運行にかかわる人員に対して、継続的な安全教育を実施する。 1 車両や線路などの検査基準及び関係法令等に基づく定期または随時保守点検を実施する。 2 橋りょうや停車場、建物なども保守点検を継続的に実施すると共に、耐震性の確保を図る。 3 信号装置、連動装置、転てつ装置、自動列車停止装置、放送装置、消火設備等の保安設備の整備及び改良を推進する。
東 武 鉄 道	○ 構造物(橋梁、線路等)、軌道、建物、停車場及び電気関係設備等についてはそれぞれの検査心得、検査基準及び関係法令等に基づき、定期的または随時に保守点検を実施している。なお、保守点検の結果、補修を要する場合は、その都度、補修を行う。 ○ 信号装置、連動装置、転轍装置、自動列車停止装置、列車無線装置、放送装置、消火設備等の保安設備を整備して、列車運転の安全を期する。 ○ 通信設備については、マイクロ無線及び光搬送による中継回路網を整備し、有事の際の、列車無線、指令電話等による連絡・情報の円滑化を図っている。
東 急 電 鉄	○ 建造物の点検については土木実施基準等関係法令に基づき、2年に1回定期検査を行い、必要に応じ補修、改良等を実施する。 ○ 田園都市線、大井町線、こどもの国線、東横線、目黒線には自動列車制御装置(ATC)を、池上線、東急多摩川線には自動列車停止装置(ATS)を装備し、列車の安全確保を図っている。 ○ ATC、ATSの地上装置の点検、装備はそれぞれ1ヶ月、2ヶ月、12ヶ月、24ヶ月に1回、車上装置については、日常点検のほか3ヶ月に一度の点検と4年に1回整備している。また、列車無線の点検整備については、24ヶ月ないし48ヶ月に1回定期検査整備を実施している。
京 成 電 鉄	○ 鉄道事業設備投資計画に基づき、踏切道の立体化工事、施設の新設・改良を推進し、交通施設の保安度の向上に努め、人命の保護と輸送の安全を図る。 1 列車運行管理システム(TTC) 運輸指令室に運行表示盤を設け、列車または車両の運行を把握すると共に、連動装置を設備した駅の列車または車両の

機関名	内 容
	進路をあらかじめ入力した計画ダイヤにより制御する。 2 列車無線装置 運輸指令と列車乗務員間で運転業務に関する通報を行うとき、または非常発報を行う時に使用する。 (1) 全列車への一斉通報・・・運輸指令室から列車乗務員へ (2) 特定列車との通話・・・運輸指令室と列車乗務員間 (3) 発報信号 乗務員が、事故その他の事由により列車が隣接路線を支障したとき、また事故発生するとき直ちに非常発報ボタンを押し、前後 1 km 範囲を走行中の他の列車に緊急停止を通報する。 3 自動列車停止装置 (ATS) 列車が制限速度を超えて信号機を通過したり、終端駅に進入した場合、自動的に減速または停止させ安全確保を図る。 4 踏切保安装置 踏切道に踏切警報機・自動遮断機を設置すると共に、支障報知装置、自動障害物検知装置を設置し、踏切内の異常を乗務員に知らせ踏切事故防止を図る。 5 建造物及び工作物 検査については検査心得に基づき、項目別に年 1 回実施し、その結果をもとに必要な補修、改良等を実施する。
京 王 電 鉄	○ 列車衝突、脱線等の鉄道事故を防止し、人命の安全と輸送の確保を図るため、踏切道の立体化を進めているほか、次の保安装置を設置し、事故の未然防止に努めている。 1 列車運行管理システム (TTC) 2 列車無線装置 3 自動列車停止装置 (ATS) 4 踏切障害物検知装置、踏切支障報知装置
京 浜 急 行	○ 踏切道の連続立体化工事を進めているほか、次の保安装置を装備し事故の未然防止に努めている。 1 自動列車停止装置 (ATS) 2 列車無線装置 3 踏切支障報知装置 4 ガードアングル (脱線防止ガード) 半径 300 メートル以下の曲線及び、自動車が通行する全踏切道の列車が進出する方向に設置している。
西 武 鉄 道	○ 輸送の安全確保を図るため、次のとおり保安対策を講じている。

機関名	内 容
	1 踏切の立体化と整理統合及び踏切支障検知・報知装置の設置 2 運行管理システムと自動列車停止装置、自動列車制御装置、列車集中制御装置 3 列車無線装置
小 田 急 電 鉄	○ 橋梁、ずい道等建造物の改良整備を推進するほか、次の保安対策を講じて事故防止を図る。 1 踏切保安対策 踏切の立体化・整理統合による踏切の削減及び全踏切に踏切支障報知装置の設置、障害物検知装置を設置し踏切事故防止を図る。 2 全列車に対する列車無線設備の設置 列車と運輸司令所間で運行に必要な情報を相互に連絡できる。また、列車には防護無線を設備し、これ进行操作することにより、当該列車の付近を走行中の列車に、「停止」の緊急通報ができる。さらに、大規模地震発生時において早期に列車を停止させるため、「早期地震警報システム」を導入している。 3 自動列車停止装置の設置 列車が制限速度を超えて信号機を通過したり、終端駅に進入した場合、自動的に減速または停止させ安全確保を図る。また自動列車停止装置を応用し、速度超過による曲線進入を防止する装置を設置し、事故防止を図ると共に連続的で細かい速度制御ができる新列車制御システムの設置を目指しシステムの構築を図っている。
北 総 鉄 道	○ 鉄道輸送における安全の確保を図るため、下記の運転保安設備等により、事故の未然防止に努めている。 1 運行管理システム(HTC) 2 列車無線装置 3 列車自動停止装置(ATS)
東 京 地 下 鉄	○ 列車の衝突、脱線等の鉄道事故を防止し、人命の安全及び輸送の確保を図るため、次の対策を実施する。 1 保安対策 運行管理システム、電力管理システム、車両情報管理システム、施設管理情報システム、自動列車制御装置、自動列車運転装置、信号装置、連動装置、転てつ装置、列車無線装置、列車防護装置、脱線防止ガード等を整備して、列車運転の安全・安定輸送を図る。

機関名	内 容
	2 設備及び規程等の整備 保安設備及びその他の設備に対し検査及び整備等を行い、機能の保持に努めるとともに、省令の改正に併せ、運転取扱いに関する規程、整備実施基準等の整備を行い、定期的な教育を実施し安全の確保を図る。
東京モノレール	○ 列車衝突、脱線等の防止を図るため、次のとおり保安対策を講じている。 1 道路との立体交差部においては、線路に対する自動車の衝突を防止するため、防護門柱を設置 2 長期計画により構造物の調査、補修 3 自動列車制御装置の点検、整備 4 通信回線、列車無線電話装置の点検、整備 5 運輸省通達に基づき、車両はA-4基準の不燃化構造
ゆりかもめ	○ 無人、自動運転の鉄道輸送の安全を図るため、人的、物的及び取扱い面について、次のような保安対策を講じている。 1 信号保安装置、連動装置、転てつ装置、ATO装置、ATC装置、列車集中管理装置、列車無線装置、駅務管理装置、映像装置(インターホン機能含む)、防災装置等を整備して列車運転の安全を期する。 2 道路と平行するレインボーブリッジ区間にあっては、フェンス設置、侵入検知装置の設置、カメラの設置をしている。
東京臨海高速鉄道	○ 輸送の安全確保を図るため、次の運転保安設備等により事故の未然防止に努めている。 1 運行管理システム(PTC) 2 列車無線装置 3 自動列車停止装置(ATS-P)
多摩モノレール	○ 輸送の安全確保を図るため、次の保安装置を備え事故の未然防止に努めている。 1 運行管理システム 総合指令室において列車運行表示、運行異常監視、手動進路設定、ダイヤ管理、運行支援、CCTV制御(映像監視装置)、各種記録作成を行っている。 2 電力管理システム 各変電所の変電所インターフェイス装置及び各駅の駅制御装置により、変電所及び電気室の機器状態・故障情報、計測地を取り込んで指令所に伝送している。 3 無線通信設備 (1) 列車無線装置 (2) 保守無線装置

機関名	内 容
	(3) 非常発報 (4) 防護発報 4 CCTV 監視装置 総合指令室でプラットホーム及び各駅の駅務室において、プラットホーム並びにコンコースの監視が行えるよう CCTV 監視装置を設備している。
首都圏新都市鉄道	○ 旅客の安全及び輸送の確保を図るため、以下の安全対策を施している。 1 踏切のない完全立体交差化 2 可動式ホーム柵の全駅設置 3 自動列車制御装置(ATC)の採用 4 自動列車運転装置(ATO)の採用 5 早期地震警報システムの採用

第4節 道路・橋梁・トンネル災害対策

- 人命の安全及び輸送の確保を図るため、関係各機関は次の安全対策を行う。また、道路管理者、交通管理者一体となった交通安全対策を推進する。

機関名	内 容
関東地方整備局 東京国道事務所	○ 東京国道事務所が所管する道路について、安全性確保のため、次の措置を講ずる。 1 定期的な安全点検の実施 2 応急・復旧措置訓練 3 関係機関との緊密な情報連絡体制の確保 4 事故多発箇所の施設改善
東日本高速道路	○ 中／東日本高速道路防災業務計画に定める災害予防に基づき、未然に災害を防止し、または災害が発生した場合においても被害を最小限にとどめるため、平常時から高速道路等の計画的に点検を実施するなど保全管理に努める。 また、事故が多発する箇所の安全対策を検討し、実施に努める。
中日本高速道路	
首都高速道路	○ 防災業務計画に基づき未然に災害を防止し、または被害を最小限にとどめるため、平常時から路面状況や道路施設等のきめ細かな点検と補修を行う。また、事故多発地点を中心に大型注意喚起板、渋滞末尾情報板の設置等の交通安全対策を行う。さらに関係機関と協力して取締り・啓発活動を行う。

第3章 大規模事故対策

第4節 道路・橋梁・トンネル災害対策

機関名	内 容
都 建 設 局	○ 都建設局が所管する道路について、大規模事故の発生を未然に防止するため、次の措置を講ずる。 1 定期的な安全点検の実施及び適切な措置 2 事故多発箇所の施設改善 ○ 万一、大規模事故が発生した場合においても、被害を最小限にするため、次の措置を講ずる。 1 応急措置訓練の実施 2 関係機関との緊密な情報連絡体制の確保
警 視 庁	○ 事故多発箇所における表示板等の設置 ○ 交通安全指導の徹底
区 市 町 村	○ 所管する道路について、安全点検や補修、改修を行うなど、平常時から道路の安全確保に努める。

○ トンネル内の事故を防止するため、関係各機関は次の安全対策を行う。

機関名	内 容
東日本高速道路	○ トンネル内に火災検知器等の通報・警報設備や消火設備を設置している。また、トンネル延長及び交通量に応じて、トンネル内の遠方監視設備を設置し、道路管制センターにおいて監視を実施している。 ○ トンネル内で異常が発生した場合に、トンネルに進入しようとする車両に対する情報提供のためトンネル入口情報板を運用している。 ○ 停電時に非常用設備の機能を維持するため、自家発電設備等を設置している。
中日本高速道路	○ 「道路トンネル非常用施設設置基準」に基づき、延長及び交通量によって区分されるトンネル等級に応じ、通報・警報設備、消火設備等の非常用施設を設置している。
首都高速道路	○ トンネル内には、通報・警報設備や消火設備、災害を監視する監視用テレビ装置等の各設備を設置している。また万一、災害が発生した場合には、管制室で各設備を制御し、被害を最小限に抑えるとともに、利用者へ警報を発令し、避難設備によって安全を確保する。
都 建 設 局	○ 「道路トンネル非常用施設設置基準」に基づき、延長及び交通量によって区分されるトンネル等級に応じ、通報・警報設備、消火設備等の非常用施設を設置している。
都 港 湾 局	○ トンネル内には、消火設備、通報・警報設備等の防災設備を設置している。 ○ 停電に備え自家発電設備を設けている。

第5節 地下街、地下工事故予防対策

○ 地下街、地下工事現場等におけるガス爆発等の事故を防止するため、関係機関は次の保安対策を講ずる。

1 地下街

機関名	内 容
東京消防庁	○ 第2部第1章第2節の2「地下街・超高層ビルの防火対策」(P31)の定めるところによる。
東京ガス	○ 緊急遮断弁、ガス漏れ警報設備の設置 地下街等の特定建築物に対して、緊急遮断弁、ガス漏れ警報設備等の安全設備を設置する。 ○ 地下街等との連絡体制 特定地下街とは、非常時の迅速な連絡を図るため、専用電話回線を設置している。 ○ ガス施設の定期点検 地下街等の導管、ガスメーター、ガスメーターコック、緊急遮断弁、その他のガス設備についても定期的に点検を実施している。

2 地下工事

(1) ライフライン施設工事

機関名	内 容
都水道局	○ 安全管理体制 1 工事担当課長は、所管工事の安全管理に関し、総括してその任に当たる。 2 工事担当課長は、工事現場について直接または現場ごとに指定した職員を通じて現場の保安対策を掌握し、必要に応じて上司に報告しその指示を受ける。 3 責任者は所管事業所の工事担当課長とし、監督員は工事担当課長の指揮を受けて安全対策等の業務を担当する。 4 各事業所の夜間における職員の参集については、別に定める「職員の非常配備態勢、非常参集に関する要領」により行う。 5 毎月1回、工事を所管する事業所において工事安全連絡会を開催し、安全意識の高揚を図る。 ○ 安全対策(事故防止対策) 1 大規模工事現場の掘削構内には非常警報装置を設けるととも

第3章 大規模事故対策

第5節 地下街、地下工事事故予防対策

機関名	内 容
	に、工事現場、詰所等相互間の通報設備を設置する。 2 大規模工事現場、詰所等には消火器を配置するとともに、地下埋設物の表示及び通路、非常口等の標識類は常時点検整備しておく。 3 工事現場は、監督員または請負業者が毎日巡回点検するほか、必要に応じ他の埋設物の管理者に指示、立会、点検を要請する。 4 工事現場には、舗装材料、土留材、支保工材等の応急資器材を常備する。 5 請負工事の関係者に対し、自主的に安全管理の徹底を図るよう指導する。
都 下 水 道 局	○ 安全管理体制 1 事故防止対策の計画立案、発生した事故の原因調査と対策の検討、安全パトロールの実施等を行うため、局発注工事において事故予防対策方針の策定等を行う「事故予防対策会議」及び工事を所管する事務所ごとに「下水道工事事務所事故防止対策協議会」を設置するとともに、各事務所において、水再生センター、工事主管係、出張所等による「地区協議会」を設置する。 2 「事故予防対策会議」と「下水道工事事務所事故防止対策協議会」の連絡調整を密にし、局内の事故予防対策に迅速かつ一体的に取り組むため、各部(所)の事故予防担当で構成する「事故予防担当者会」を設置する。 3 工事中は、万一の事故に備え、緊急時における連絡先、人員召集及び資機材調達等必要な体制を請負者により整備する。 4 工事現場が隣接または同一場所において別途工事がある場合には、請負業者間で安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うための、関係者による工事関係者連絡会議を開催する。 ○ 安全対策(事故防止対策) 1 「労働安全衛生法」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」などの法令及び工事仕様書に基づき、安全管理を行う。 2 発注意図の理解及び当局と請負者双方の安全意識を統一するため、工事毎に設置する安全施工検討会において、「現場の特殊性」、「危険因子の分析と対応」、「安全状態の確認」等を具体的に検討し、その内容を施工計画に反映させる。 3 工事中は安全巡視により、工事区域及びその周辺の監視を行い、安全を確保する。 4 工事施工箇所地下埋設物件が予想される場合は、当該物件の位置、深さを調査し、必要な措置を講じる。

機関名	内 容
	5 掘削内に他の埋設物が露出した場合は、関係する管理者と協議し、必要な防護及び表示を行うとともに、工事関係者に工事中の注意事項及び緊急対策を周知する。 6 坑内に有毒ガスが発生するおそれがある場合は、労働安全衛生規則に基づき、濃度の判定等を実施し、適切な対策を図る。
東 京 電 力	○ 安全管理体制 1 安全管理組織 (1) 本店に品質・安全監査部を設け、各面にわたり安全の確保、推進を図っている。 (2) 本店各部、各店所、建設所等に専任の安全品質担当を設け、安全の確保、事故の防止に専念させている。 (3) 大規模工事については、送変電建設センターを設置し、集中管理と綿密な事故の防止を図っている。 2 現場責任者 (1) 担当管理職を責任者にするとともに、工事ごとに担当監理員を選定し、適正円滑な工事の施工と安全の確保にあたらせている。 (2) 請負会社に対しては、責任者として現場代理人を届出させるとともに、工事の規模等を勘案して必要と認めたときは、災害の防止に関する一切の事項を補佐する災害防止責任者を選定させる。 3 社内に「非常災害対策規定」を制定し、緊急時の具体的措置を定め、速やかな初期対応と災害の拡大防止を図るとともに、緊急時の基本連絡ルートを定めている。 4 万一事故が発生した場合の応動体制について、次のとおり社内規程、要領仕様書類を定め、万全を期している。 (1) 非常災害対策規程 (2) 地中送電線路電気工事安全仕様書 (3) 土木工事共通仕様書 (4) 地中送電設備工事監理マニュアル (5) 配電工事監理業務マニュアル (6) 配電工事仕様書 等 ○ 安全対策(事故防止対策) 1 各施工工事に係る安全対策 (1) 地中線工事安全仕様書等の内容を請負会社に徹底するとともに、必要に応じ安全計画書を提出させ、安全確保に努力させる。 (2) 設計段階で既設の埋設物を調査し安全面に考慮するほか、

第3章 大規模事故対策

第5節 地下街、地下工事事故予防対策

機関名	内 容
	施工前に試掘を行い、埋設物を確認している。 (3) 杭打ち、杭抜き、既埋設物の防護復旧等については、事前に既埋設物の管理者と協議の上、承認された方法で施工するとともに、所有者の立会、確認を求めている。 2 他の地下埋設物管理者との協定等 (1) 東京ガスとの間に、相互の施設の保安に関する協定を締結している。 (2) 地下鉄企業者との間に、号線別の協定を締結している。 (3) このほか、他企業との間にも逐次協定の締結を推進していく。 3 他の工事との連絡・協調 他工事と近接して施工する場合は、計画、設計段階から入念に協議を行い、必要に応じ、相互に工事の受委託も行う。また、工事中も定期的な連絡会のほか随時に打合せを行い、安全の確保を図る。 4 各種標識、ガス検知器等の設置 掘山内に露出した既埋設物については、標示板により種別、所有者を明示するとともに、ガスパイプ対策として、掘山内にガス検知器、ガス漏えい警報機を設置し通報、連絡体制を確立する。 5 工事現場の巡回、点検 (1) 監理員による随時の巡回、点検のほか、管理職等のパトロールを実施し、施工の万全を期する。 (2) 請負会社の専任災害防止責任者による常時の現場監視のほか、請負会社の本支店等の監理部門による安全を主とした巡視等を実施させている。 6 工事従事者に対する安全教育 (1) 工事規模、内容等に応じ定期的に安全協議会等を主催し、安全意識の徹底を図っている。 (2) 請負会社には、安全計画書等に基づき、作業員に浸透するよう定期的に安全講習会を開催させるほか、作業開始前の安全面の確認と励行を実施させている。
東京ガス	○ 保安管理体制 1 導管を管理する事業所には、ガス事業法により保安統括者、保安主任者を置いている。 2 工事については、監督者を定めるとともに、現場ごとに責任者を置き、導管に関する工事の実施にあたらせる。 3 非常事態に際しては、直ちに緊急出動し保安措置にあたる。また、災害の程度等に応じ、第1から第3までの特別組織を編

機関名	内 容
	成する。 ○ 地下工事の保安対策 1 工事の施工にあたっては、請負者に対し関係法規、許可条件、打合せ事項等を遵守し、標識類、安全柵等の施設を準備するよう指示するとともに、東京ガスにおいても管理・監督及び検査を行う。 2 競合工事については、道路調整会議、企業者間の打合せ会議等において、十分な打合せを行い、現場でも相互に連絡を密にし、協議して工事にあたる。 3 緊急時には、ガスライト 24 に連絡し、緊急車等を出動させて、付近住民への広報活動を行う。 4 工事現場に必要な標識類を設置するほか、溶接及び既設管の切断に際しては消火器を準備する。特に既設管の切断にあたっては、ガス検知器により可燃性ガスの検知を行うほか、送風マスクを携行させる。 5 導管工事の安全、適正化のため、請負者の工事の巡回・点検を行い、指示事項が遵守されていない場合は、中止または改善措置をとる。
NTT 東日本 NTT コミュニケーションズ	○ 安全管理体制 1 安全管理組織 下記の目的達成のための安全衛生協議会を設け、工事実施上の安全指導を行う。 (1) 工事従事者全てに関わる労働災害、疾病並びに交通事故を予防する。 (2) 第三者の生命及び財産に対する危険と障害を予防する。 (3) 各種公共施設への損傷と都市災害などの事故・災害を予防する。 (4) 災害発生時の緊急連絡措置、応急復旧体制確立等、二次災害拡大を予防する。 (5) 工事実施の過程で作業環境、機械設備、施設及び作業行動から一切の危険を取り除き、安全で健康的な職場環境を作り出す。 2 現場責任者等の指定 請負業者の現場代理人を工事に関する現場責任者としているほか、安全責任者及び安全専任者を選定し、現場指導を行っている。 ○ 安全対策 1 地下埋設管理者との協定等

機関名	内 容
	(1) ガス管防護については東京ガスとの間で締結している協定をもとに工事の都度協議を行い防護対策を講じている。 (2) その他の地下埋設物管理者に対しては工事の都度協議し防護対策を講じている。 2 他の埋設管理者との連絡協調体制 災害時に備え緊急連絡系統図を作成しその中に他の埋設管理者を全て明記し、迅速な情報交換を行う。また、その系統図には警察、道路管理者、病院、労働基準監督署等も明記し、災害発生に伴う影響を最小限に押えるための体制を作る。 3 沿道住民等への非常警報装置の設置 (1) 大型とう道工事現場には、工事事務所に携帯用警報装置(サイレン)を常備し、緊急事態発生と同時に警報を伝達する。 (2) この他、携帯用拡声器によっても警報を伝達する。 4 消火器、ガス検知器等の防災用具、各種標識類の設置 (1) 各工事現場に次の器具類を常備している。 ①CO 検出装置、②可燃性ガス検知器、③無酸素検知器、④消火器、⑤救命具、⑥排水ポンプ、⑦携帯用発電機、⑧保安施設一式、⑨通信ケーブル修理用具 (2) 各工事現場に次の標示・標識等を設置する。 ①作業員に周知し注意を喚起する必要のある場所(立入り禁止等)について標示・標識を設置する。 ②特定の資機材の置き場を設けた際は、その位置(消火器、危険物等)を明らかにするため標示・標識を設置し注意を喚起する。 5 工事現場の巡回、点検 (1) 請負業者、監督員等の巡回、点検 請負業者が常時行う巡回、点検のほか、NTT も工事マネージャやサブマネージャが随時巡回し、特別の処置が必要と認めたときは、速やかに関係部門に手配し、措置状況を確認する。 (2) 安全衛生協議会によるパトロール 工事の安全対策、工事品質施工状況、交通対策の他、道路管理者との占用協議(許可)条件、警察の指示事項、道路調整協議会における決定事項等の励行状況を巡回、点検する。 (3) 事故防止月間の設定による点検、指導 年2回全請負業者を対象に次の総点検を指導している。 ①災害防止に関する各社の施策の点検、②工事現場の点検、③安全講習会の実施、④専門の安全管理者による施工現場

機関名	内 容
	の安全指導 6 応急用資器材の確保 各現場の応急用資器材については、工事の内容、規模等に応じ確保しているが、さらに次の機器については、管内の各工事現場における数量を一元的に管理し、大規模事故の発生に備える。 ①シートパイル、②HI 型杭、③簡易シートパイル、④覆工板、⑤自走クレーン、⑥掘削機、⑦ダンプトラック 7 従業者に対する安全教育 各工事の着工前に必要な安全工法や作業について周知するほか、安全品質大会等を開催し、危険予知活動、指差し呼称の指導、過去の事故事例研究等を通して工事関係者全員の安全意識の高揚を図る。

(2) 地下鉄道工事

機関名	内 容
都 交 通 局	○ 安全管理体制 1 請負業者の現場代理人に、現場における工事の施工に関する指揮をさせる。 2 非常事態に備え、緊急連絡表を整備して現場作業所に掲示する。 ○ 安全対策(事故防止対策) 1 請負業者の施工にあたっては、道路法、道路交通法、その他官公署等からの命令事項等を遵守するよう義務づけ、局においても監督を行う。 2 地下埋設物については、取扱い、防護、復旧方法等につき、各管理者と協定または承認書を取り交わし、安全を確保する。また、工事にあたっては試掘を行って位置を確認するとともに、各管理者の立会いを求める等の措置を講ずる。 3 競合工事については、道路調整会議、企業者間の打合せ会議等において、十分な打合せを行い、施工中にも連絡を密にし協調を図る。 4 現場内には、工事上必要な標識の設置はもとより、酸素及びアセチレン等の危険器具類の管理、点検励行等を請負業者に義務付けて指導する。 5 定期的な工事現場の安全点検巡回を実施する。 6 現場付近の応急措置等に必要な資材等を現場近くに確保、準備させ緊急時に備える。

第3章 大規模事故対策

第5節 地下街、地下工事事故予防対策

機関名	内 容
	7 緊急時は、緊急連絡網に従って、交通管理者、道路管理者及び埋設物管理者等へ緊急連絡するとともに、現場内の作業員に早急に避難を呼びかけ、付近住民まで影響が懸念される場合は、速やかに避難場所まで誘導する。
J R 東 日 本	○ 安全管理体制 1 安全管理組織 2 現場責任者の指定 JR 側：工事区長、請負者側：現場代理人 3 非常事態における緊急措置全般にわたる分担区分の確立、動員計画 4 その他 ○ 安全対策(事故防止対策) 1 各施工工事に係る安全対策、防護工法は、各埋設物管理者と協定あるいは協議を行いまたは施工承認を得る。また、施工にあたっては、関係の埋設物管理者の現場立会い並びに巡回を要請し、工事の安全を図る。 2 ガス会社とは基本協定を締結し、その他の埋設物管理者とは、必要の都度、密接に協議を行う。 3 工事の内容等により、同時施工や受委託施工の協定を行うほか、区域外の工事現場とも事故防止対策等について資料交換を行い、常に連絡協調を図る。 4 現場従業員、沿線住民に対し、異常事態の迅速な通報を行うため、警報装置(定置式拡声器、サイレン、ベル、携帯マイク等)を備える。また、工事現場等には、緊急通報用の電話機を指定しておく。 5 消火器等の防災用具、その他各種標識類の設置を行う。 6 工事現場の巡回・点検等を行う。 7 現場付近に応急処置に必要な資材等を準備するとともに、場所、数量を明示し、定期的に点検確認する。 8 工事従事者に対する安全教育を行う。
東 京 地 下 鉄	○ 安全管理体制 1 安全管理組織の確立 各工事事務所内に統括安全管理者、安全管理者、安全担当者を指定し、安全管理体制を確立する。 2 現場責任者の指定 東京地下鉄側は工事事務所長、工事請負者側は現場代理人とする。 3 請負者に対し事故未然防止、事故発生時の被害拡大防止を義

機関名	内 容
	務付ける。 4 事故、災害及び不測の異常事態の体制は、事故・災害等対策規程及び改良建設部事故・災害等取扱内規による。 ○ 安全対策(事故防止対策) 1 防護方法等 (1) 各埋設物管理者との協定、施工承認 基本協定：東京電力及び東京ガス 交換文書：都水道局、下水道局及びNTT (2) 各埋設物管理者の現場立会い及び巡視の依頼 2 他の工事施工との連絡協調体制 (1) 内容、規模等により同時施工、受委託施工の協定の締結 (2) 現場区域外での競合工事の十分な打合せ、連絡調整 3 異常事態の迅速な通報 (1) 現場作業員及び沿線住民に異常事態を通報するための非常警報装置の設置 (2) 現場及び現場事務所間の緊急通報専用電話の設置 4 防災用具及び標識の設置 消火器、ガス検知器等の防災器具や工事に必要な標識類を設置 5 現場巡回、点検 (1) 請負現場責任者の現場巡回、点検の常時実施 (2) 監督員及び関係社員による 6 緊急時の応急資機材の確保及び所在・数量を工事関係者に対して周知徹底 7 東京地下鉄、請負者による安全管理研究会の随時実施、作業前の綿密な打合せ及び安全教育の実施

(3) トンネル工事

機関名	内 容
都 建 設 局	○ 安全管理体制 1 安全管理組織 「建設局工事安全対策委員会」を設置し、定期的に工事安全パトロールを実施し、安全管理に努める。 2 現場での安全管理組織 請負業者に対して、現場組織表及び安全管理組織を作成させる。また、安全管理計画も作成させる。 3 現場責任者 請負業者の現場代理人に、現場における工事の施工に関する指揮をさせる。

第3章 大規模事故対策

第5節 地下街、地下工事事故予防対策

機関名	内 容
	4 緊急時の連絡体制 非常事態に備え、緊急時の連絡表を整備して現場作業所に常時掲示させる。 ○ 安全対策(事故防止対策) 1 請負業者に対して事故防止のため、予定作業に対する危険が予測される災害に対する防止対策、作業間の調整、安全衛生教育の計画、安全大会の行事の開催、作業前打合せの実施などを行うよう徹底させる。 2 保安要員による工事現場の巡回及び点検などを定期的実施する。 3 工事従事者に対する安全教育と異常事態訓練を定期的実施する。 4 関係作業員や近隣住民に対し、異常事態の迅速な通報を行うため、サイレンまたは非常ベルなどの警報装置と電話機などの通報装置を設置する(トンネル工事など工種限定)。 5 消火器などの防災用具及び必要な避難用具と各種標識類の設置を行い、その使用方法や避難及び消火などの訓練を実施する。 6 現場付近に応急処置用に必要な資材などを準備するとともに、場所、数量を明示し、定期的を確認する。 7 異常出水、ガス爆発などによる危険防止のため、地山の形状、地質、地層の状態など適切な方法で事前に調査及び確認を実施する。 8 工事区域が浸水のおそれがある時は、出水状況などを常に監視し、危険な状況が予想される場合には速やかに、関係作業員を避難させるとともに、緊急時の連絡体制に基づき関係機関に通報する。

(4) 地下工事(地下埋設物を含む。)の予防査察等

機関名	内 容
関東東北産業 保安監督部	○ ガス事業法による措置 道路等に埋設した導管が、掘削により周囲が露出する場合の保安措置については、ガス事業法に基づく省令及び告示により次のとおり技術基準が定められているので、この基準により指導する。 1 露出する導管の延長が一定の長さを超える場合には、一定の構造、材質、強度を有する吊り防護または受け防護の措置を講ずること 2 印籠型接合による接合部には押輪をかけること 3 曲管部等における印籠型接合等の接合部には、一定の材料、強度を有する抜け出し防止措置及び固定措置を講ずること 4 特定接合の接合部やその他の接合による接合部が混在する露出導管には、一定の伸縮継手等の導管の長さ変化を吸収、分散する措置を講ずること 5 露出部が 100m 以上の特定の導管についてはガス緊急遮断装置を設けること 6 吊り防護の措置を講じている導管で、露出部分が 15m を超えるものについては、一定の間隔に横振れ防止措置を講ずること ※ガス事業者以外の者が掘削により露出する場合 上記の2、3(抜け出し防止措置に限る。)、4(伸縮継手に限る。)、及び5の措置は、ガス事業者が行うことになっており、それ以外の工事施工は当該掘削企業者が、責任を負うものとなっている。 ○ 保安規程による措置 ガス事業者が定めた保安規程に基づき、路線巡回の強化、点検及び漏えい検査の実施、緊急時の体制の確立等掘さくによるガス導管の事故防止について指導している。 ○ 立入検査の実施 ガス事業法に定めるガス導管の保安措置の実施状況及び上記の保安規程による措置の実施状況を確認するため、立入検査等を適時に実施し、所要の指導を行う。
関東地方整備局	○ 管内の国道における地下占用物件の実態把握、道路工事の際の関係占用者の立会要請、占用許可条件の十分な審査、道路工事等の適切な監督等の推進を図る。 ○ 都内の国道の指定区間の管理は、東京国道事務所及び相武国

機関名	内 容
	道事務所が担当している。なお、災害時には、当局においては、道路災害対策規程により、道路災害対策本部及び支部を設置することとしている。
都 建 設 局	○ 道路の構造保全と機能確保を図るため、常時道路パトロールによる工事現場等の監察を実施する。 ○ 道路占用工事現場の夜間監察を計画的に実施する。
警 視 庁	○ 平素から地下埋設物の把握に努め、ガス管等が埋設された道路の道路使用(工事)の許可(協議)の際には、事故発生時の措置について指導する。 ○ 地下埋設道路における工事については、随時に工事現場の視察パトロールを行い、許可(協議)条件が守られているか、事故発生の場合の措置等の対策が講じられているかどうかについて調査し、必要な指導取締りを行う。 ○ 地下埋設道路において大規模工事が行われた場合は、関係機関と協力し、住民に対し事故発生時の措置について指導を行う。
東 京 消 防 庁	○ 地下街工事、地下鉄工事、各種管路の埋設による大規模なずい道工事及び圧気を用いる工事を行う場合は、当該工事関係者に工事概要、設計図書、防火管理等についての資料を提出させ、出火防止、初期消火、避難、救助等必要な対策について指導する。 ○ 上記について、特に必要があると認められるときまたは工事関係者から要請があった場合は、現場確認を行い危険性の排除に努めるとともに、工事現場構内の実態を把握し、災害活動時の障害要因を除去する。

第6節 NBC 災害

- NBC 災害等の被害を最小限に留めるためには、緊急事態に迅速かつ一貫して対処する総合的な危機管理体制の確立が必要である。
- これまで、化学防護部隊(警視庁)及びNBC テロ捜査隊(警視庁)の発足や、特殊災害に対応する消防救助機動部隊及び化学機動中隊(東京消防庁)を配備してきた。
- 都福祉保健局ではNBC 災害に対し、傷病者の適切な治療の実施と医療施設での二次災害を予防するため、医療機関に除染設備等を引き続き整備する。
- 都総務局では関係防災機関と連絡を密にするとともに、都福祉保健局・都保健所においても、地域関係機関との連絡会を設置するなど初動連絡体制を確保する。
- 区市町村においても初動連絡体制の確保に努める。

機関名	内 容
警 視 庁	○ 平素から、関係機関及び事業所等との良好な関係構築を図るとともに自主防災体制の確立に向けた指導を機会あるごとに行う。 ○ 各事業者に対し、非常時用資器材、施設の警備措置及び施錠措置等の点検を随時実施させるとともに、自主防犯訓練の実施を督促する。 ○ 化学防護部隊及び NBC テロ捜査隊による関係機関との合同訓練等を実施して災害対応に万全を期している。
東 京 消 防 庁	○ 各種防護服、測定機器、大型除染設備等を整備し NBC 災害対応の充実強化を図っている。
都 福 祉 保 健 局	○ 東京都災害拠点病院に対し、NBC 災害の被害者の診断等に必要除染設備等の医療機器を整備している。

第4章 訓練及び防災知識の普及

- 大規模な事故災害においては、防災機関や事業者、住民が事故発生時に連携し、迅速かつ的確な防災行動をとる必要がある。
- 都では防災力向上のため、総合防災訓練の実施や都民に対する防災知識の普及啓発活動、事業所等に対する防災体制の強化指導を行っている。

第1節 防災訓練の充実

- 大規模事故発生時における防災活動の円滑な実施を期するため、訓練についての実施方法等について、次のとおり定める。

1 警備訓練

機関名	内 容
警 視 庁	○ 突発的事故等各種災害警備に関する各級幹部の指揮能力の向上と一般部隊及び特殊部隊の技能向上を目的として各種警備訓練を実施する。 1 参加部隊等 (1) 警察署 (2) 機動隊(含む特殊技能部隊) (3) 関係機関 2 訓練科目 (1) 初動措置 (2) 警戒区域の設定 (3) 救出救助 (4) 交通規制 (5) 避難誘導 (6) 広報活動 (7) 被害調査 (8) 関係機関との連携 3 実施時期及び場所 適宜実施する。

2 消防訓練

機関名	内 容
東 京 消 防 庁	○ 突発的に発生する事故等に対処するため、事故等の規模及び事象に応じた実戦的な訓練想定に基づき消防活動技術の習熟向上を図る。 1 東京消防庁職員の訓練 (1) 消防活動訓練

機関名	内 容
	- ア 状況判断及び指揮活動訓練 - イ 小部隊による消防活動訓練 - ウ 部隊の集結及び連携活動訓練 - エ 各種資器材の活用訓練 (2) 救出救助訓練 - ア 各種救助事象別の救出訓練 - イ 救助資器材の活用訓練 (3) 救急訓練 - ア 現場救護所の設置訓練 - イ 傷病者の緊急度に応じた分類、救急処置並びに搬送訓練 - ウ 救急資器材の活用訓練 (4) 総合訓練 - ア 本部運営訓練 - イ 状況判断及び部隊運用訓練 - ウ 関係防災機関との連携訓練 - エ 関係医療機関及び東京 DMAT との連携訓練 - オ 救助・救急活動訓練 - カ 給食、燃料、資器材の補給要領訓練 2 消防団の訓練 消防団の訓練は、前項に準じ、消防署長が消防団長を通じて計画を樹立し実施する。 3 事業所、地域住民等の防災訓練指導 春・秋の火災予防運動等を中心に事業所、町会等が実施する出火防止、初期消火、応急救護処置及び避難等の訓練について、計画段階から消防署において指導する。 4 大規模危険物施設の訓練 事業所の相互応援協定に基づく事業所間の連携態勢の確保及び消防活動技術の向上を図るため、消防機関も含めた訓練を充実するとともにその他の危険物施設にあっては、予防規程、防災計画等に基づく地域社会との連携を考慮した消防訓練の促進を図る。

3 航空機事故訓練

機関名	内 容
都 港 湾 局	○ 調布飛行場等における航空機事故に対処するため、警察・消防及び関係機関の協力を得て訓練を行う。

第4章 訓練及び防災知識の普及

第1節 防災訓練の充実

機関名	内 容
東京空港事務所	○ 東京国際空港における航空機事故の発生に際し、情報伝達、航空機火災の消火、人命救助、救急医療活動並びに各種規制等を適切かつ迅速に実施するため、空港内外の各関係機関とともに航空機事故対処総合訓練を定期的実施する。
北 関 東 防 衛 局	○ 米軍機及び自衛隊機による航空機事故に対処するため、都、区市町村、警視庁、東京消防庁、東京海上保安部及び自衛隊の協力を得て訓練を行う。

4 海上防災訓練

機関名	内 容
都 港 湾 局	○ 流出油事故に備え、実戦的な通報・連絡訓練、現場参集訓練、オイルフェンス展張及び油防除資機材操作等の習熟訓練を年2回実施する。 ○ 「東京湾排出油防除協議会」及び「東京港排出油防除協議会」の構成機関として海上防災訓練を年1回実施する。
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	○ 各海域毎に設置された「排出油等防除協議会」加入の各機関による油等防除訓練を年1回以上実施するほか、関係機関と連携した海上防災訓練、個別に行う参集、通信、対策本部設置・運営訓練等を実施する。
東 京 消 防 庁	○ 東京湾消防相互応援協定に基づき、消防相互応援体制の充実強化、実戦的な部隊運用及び消防活動技術の向上を図るため、協定都市消防局との訓練を年1回実施する。

5 鉄道事故訓練

機関名	内 容
都 交 通 局	○ 鉄道従事員に対しては、運輸業務等に関する十分な知識と技能を付与し、安全な作業と事故・災害の発生に対処し得る教育を行うとともに、その体得した知識技能が十分に発揮できるよう訓練を行い資質の向上を図っている。訓練の内容には、次のようなものがある。 1 人身事故：通報連絡、非常案内放送、救出救命、応急復旧等 2 列車火災：通報連絡、非常案内放送、消火、列車防護、避難誘導、応急復旧等 3 列車脱線：通報連絡、列車防護、非常案内放送、避難誘導、脱線復旧等

機関名	内 容
	4 その他 鉄道事故訓練については事業所単位の訓練に加え、事業所相互間の有機的な連携を図るため、全関係事業所が参加する大規模訓練として異常時総合訓練を年1回実施している。
J R 東 日 本	○ 防災訓練 1 消防機関等の協力を得て、建物火災消火訓練や列車脱線復旧訓練等を実施する。 2 訓練項目は次のとおりである。 通報連絡、初期消火、避難誘導、救出救護、列車防護、応急復旧 ○ 非常参集訓練 1 管内の各機関(支社を含む)ごとに、事故発生を想定して、年1回以上非常参集訓練及び情報伝達訓練を実施する。 2 訓練内容は、事故発生を想定に基づき社員の各勤務箇所または事故現場までの所要時間の確認を実施する。 ○ 安否確認訓練 NTT 災害用伝言ダイヤルを活用し、社員・家族の安否確認訓練を実施する。
J R 東 海	○ 防災訓練 1 東京消防庁の協力を得て、建物火災消火訓練を実施する。 2 訓練項目は次のとおりである。 通報連絡、初期消火、旅客の避難誘導、負傷者の救護 ○ 非常招集訓練 1 災害発生を想定して、年1回以上非常招集訓練を実施する。 2 内容は、災害発生を想定に基づき、対策本部または勤務箇所への集合訓練を実施する。
J R 貨 物	○ 9月1日「防災の日」に総合防災訓練を実施するとともに、関係鉄道会社及び関連会社等との合同訓練を実施し必要な知識の習得を図る。また、関係消防機関の協力を得て、建物及び車両火災消火訓練を実施する。 1 情報伝達訓練 4 復旧体制及び災害復旧訓練 2 非常参集訓練 5 その他必要な訓練 3 初期消火訓練
東 武 鉄 道	○ 異常時訓練 職場別に異常時訓練を実施するほか、年1回事故復旧を中心とした各職種合同の異常時総合訓練を実施している。 ○ 防災訓練 防災の日に実施される八都県市合同防災訓練に参加し、鉄道

第4章 訓練及び防災知識の普及

第1節 防災訓練の充実

機関名	内 容
	対策訓練として予知対応型訓練及び発災対応型訓練を実施する。 ○ 防災教育 全国火災予防運動期間中、初期消火、避難誘導、救命救護等を中心とした防災教育を実施している。
東 急 電 鉄	○ 運転事故総合訓練 鉄道に関係する部署が一体となり、事故発生時の連絡通報、利用者の避難誘導、負傷者の救護復旧作業などを迅速に行うとともに、関係部署間の連携の確認を行う。 ○ 異常時運転取扱訓練 春・秋年2回職場別に事故想定訓練を行い、異常事態が発生した時に適切な対処ができるよう、知識・技能の習得に努めている。 ○ 災害救助訓練 消防機関と連携し、テロ対策訓練などを実施している。
京 成 電 鉄	○ 鉄道関係従事者に対し、事故または災害発生時に対応できるよう、下記内容の訓練を実施している。 1 異常時総合訓練(年1回) (1) 鉄道事故復旧訓練 (2) 負傷者の救出・救護訓練及び旅客の避難誘導訓練 (3) 列車防護訓練 ほか 2 非常召集訓練(年1回) 事故等発生を想定し、各召集場所までの所要時間、連絡体制の確認を実施する。 3 防災訓練(防災週間中) 八都県市防災訓練が実施される防災週間中に、防災対策訓練として予知対応型訓練、発災対応型訓練を実施する。
京 王 電 鉄	○ 職場毎に復旧訓練を行うとともに、年1回鉄道事業本部各部分の事故復旧訓練及び防災訓練を実施している。 1 事故復旧訓練 (1) 情報収集・伝達訓練 (2) 避難誘導案内訓練 (3) 救出・教護活動訓練 (4) 脱線復旧訓練 ほか 2 防災訓練(防災の日) (1) 予知対応型訓練 (2) 発災対応型訓練

機関名	内 容
京 浜 急 行	○ 関係従事員に対し、次の訓練を実施し、事故または災害発生時に対応できるよう努めている。 1 鉄道事故復旧訓練 年1回 2 鉄道テロ対策訓練 年1回 3 防災訓練(大規模地震を想定した予知対応型及び発災型訓練)年1回 4 初期消火訓練、旅客の避難誘導訓練 5 非常招集訓練 ○ 上記訓練のほか、各部、各職場が、交通安全運動や総点検運動期間中などに各種訓練を実施している。 ○ 関係自治体、警察署、消防署が実施する訓練、講習会等に参加し防災知識の習得に努めている。
西 武 鉄 道	○ 発災を想定した防災訓練を年1回実施するとともに、各部業務に必要な訓練を次のとおり実施する。 1 訓練項目 (1) 通信訓練 (2) 減速運転訓練 (3) 非常招集訓練 (4) 情報伝達訓練 (5) 退避誘導訓練 (6) 車両脱線復旧訓練 (7) トロリー線断線復旧訓練 (8) 踏切遮断機倒壊復旧訓練 2 実施時期 7月、8月、防災週間内
小 田 急 電 鉄	○ 異常時訓練 各職場単位で起こり得る事故を想定しての復旧訓練、機器取扱い訓練及び非常呼出訓練を定期的に実施している。 また、交通サービス事業本部内各部が参加する異常時総合訓練を年1回実施している。運転事故を想定した以下の内容で実施し、異常時対応の習得に努めている。 1 連絡体制の確立と正確な情報提供 2 障害物の除去と早期復旧作業 3 併発事故の防止 4 旅客の避難誘導と負傷者の手当て 5 代替輸送の手配と正確な旅客対応 ○ 防災訓練 防災の日及び火災予防運動その他必要に応じ関係規程類に基づいて、情報連絡、非常招集、避難誘導、混乱防止、減速運転、初期消火等の訓練を実施している。

第4章 訓練及び防災知識の普及

第1節 防災訓練の充実

機関名	内 容
北 総 鉄 道	○ 鉄道従業員に対し、次の各号の訓練を実施し、事故または災害発生時に対応できるよう努めている。 1 災害対策本部設置訓練 5 施設点検訓練 2 情報収集・伝達訓練 6 車両脱線復旧訓練 3 非常招集訓練 7 初期消火訓練 4 減速運転訓練 8 救急処置訓練
東 京 地 下 鉄	○ 事故・災害発生時の旅客救護等の初動措置訓練は、防災週間、防災とボランティア週間及び火災予防運動期間などを捉え、地域防災ネットワーク及び各部門別にさまざまな異常時を想定した内容で実施し、事故・災害等への対応能力向上を図っている。
東京モノレール	○ 関係従事員に対し、応急対策に必要な、次の各号の訓練を年1回以上実施する。 1 非常招集訓練 3 旅客誘導案内訓練 2 情報連絡訓練 4 防災訓練 ○ 関係自治体、警察署、消防署等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加し、防災に関する知識の習得に努める。
ゆ り か も め	○ 異常時訓練 各職場単位で、各種事故を想定して復旧訓練及び機器取扱訓練等、運転事故を想定した全社的な規模による異常時総合訓練を年1回実施している。 ○ 防災訓練 防災の日及びその他随時に情報伝達、非常参集、減速運転等の訓練を実施している。
東京臨海高速鉄道	○ 発災を想定した各種の防災訓練を実施する。 異常時総合訓練 旅客救出訓練 緊急連絡系統図に基づく通報訓練 旅客避難誘導訓練 ○ 消防署、警察署、JR 等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加し、防災に関する知識、対応能力の向上に努める。
多摩モノレール	○ 災害を想定した次の総合防災訓練を実施する。 1 異常時想定訓練 2 列車緊急停止訓練 3 減速運転訓練 4 非常召集伝達訓練 5 非常参集訓練 6 避難誘導訓練 ○ 現業系係員については、異常時に関する教育訓練を定期的に

機関名	内 容
	実施し、現業系係員が迅速・適切な対応ができるよう努めている。
首都圏新都市鉄道	○ 訓練項目 1 情報の収集・伝達 2 非常招集 3 列車一旦停止及び減速 4 脱線復旧 5 避難誘導 6 応急復旧 7 初期消火 8 救出・救助 ○ 実施時期・回数 防災訓練(9月)、各管理所安全教育(年1回以上)

6 道路事故訓練

機関名	内 容
東日本高速道路	○ 災害に対する防災訓練を原則として年1回実施する。 1 情報収集・伝達 2 非常参集 3 本部設営及び運営 4 関係機関との協力体制の構築 5 資機材等の配備手配 6 広報活動 7 道路交通対策 8 緊急輸送対策 9 応急復旧計画
中日本高速道路	○ 防災教育の実施 社員等の防災に関する知識の習得、及び災害時における迅速かつ的確な対応能力の向上を図るため、防災に関する研修の充実と推進を図るとともに、国、地方公共団体等関係機関が実施する講習会等に積極的に参加する。 ○ 防災訓練の実施 国、機構、地方公共団体等と連携を強化し、大規模災害を想定した防災訓練を、原則として年1回以上実施する。 訓練を行うにあたっては、災害の想定を明らかにするとともに、非常参集訓練、情報の収集・情報伝達、災害対策本部設置運営訓練、災害応急対策訓練等、実践的な訓練を実施する。ま

第4章 訓練及び防災知識の普及

第1節 防災訓練の充実

機関名	内 容
	た、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善や訓練の充実を図るものとする。
首都高速道路	○ 発災を想定した各種の防災訓練を定期的実施する。 1 災害対策本部設置訓練 2 情報伝達訓練 3 非常参集訓練 4 事故対応実働訓練

7 ガス事故訓練

機関名	内 容
東京ガス	○ 工事関係者に対する安全教育 毎年教育計画を作成し、工事関係者等に対して工事及び保安についての教育及び訓練を行っている。 ○ 防災訓練の実施 関係官庁が行う防災訓練、地下街等の合同防災訓練等に参加して年1回以上訓練を行っている。
関東東北産業保安監督部	○ 高圧ガスの運送上の災害に対処するため、関係機関との連携を図りながら自主的な災害予防対策を確立させるとともに、災害時の連絡通報応急措置等の訓練を推進する。
都 環 境 局	○ 都及び東京都高圧ガス地域防災協議会は警視庁、東京消防庁、日本赤十字社の協力を得て、共同で高圧ガス防災訓練を実施し、災害の未然防止及び被害発生時の措置の徹底を図る。 1 参加機関 (1) 都環境局 (2) 東京都高圧ガス地域防災協議会 (3) 東京都高圧ガス保安協会 (4) 東京都エルピーガス協会 (5) 東京都エルピーガスタン্ড協会 (6) 警視庁、東京消防庁等 2 訓練項目 (1) 基礎訓練 ガスの種別に応じ、消火訓練等実践的な訓練を行う。 (2) 総合訓練 各関係機関の協力を得て総合的な対応訓練を行う。 3 訓練回 毎年1回実施するほか、東京都高圧ガス地域防災協議会の各支部ごとに実施している。

機関名	内 容
都 水 道 局	○ 高圧ガス保安法に基づき、保安に関する教育計画を定め、保安意識の高揚、保安技術技能の錬磨、事故・災害に対する教育訓練を実施し災害による被害を最小限にとどめるとともに、被害の拡大を防止する。 1 情報の伝達及び収集訓練 2 初動対応及び応急復旧訓練 3 応急資器材の点検整備訓練

8 放射性同位元素(RI)事故訓練

機関名	内 容
都 福 祉 保 健 局	○ 都福祉保健局は、医療施設の事故等に備え、保健所等に RI 管理測定班を設置している。 ○ 都福祉保健局は、この業務の円滑な遂行に関し、必要な技術等の習熟のための訓練を行う。

第2節 防災知識の普及

- 各防災機関は、平素から地域住民、各事業所等を対象にそれぞれに適した方法により大規模事故等に関する知識の普及活動を行う。
- 各防災機関の活動状況は、次のとおりである。

機関名	内 容
東 京 消 防 庁	○ 防災広報の充実 1 印刷物等による広報 チラシ、回覧板等の広報印刷物を利用し、事前広報の実施及び防災知識・応急救護知識の普及を図る。 2 映画等による広報 各消防署単位で防火、防災に関する映画やスライド等により防災知識・応急救護知識を普及する。 3 講習会等による広報 不特定多数を収容する施設、大規模な危険物製造所等に対する講習会・研究会の実施、また、消防テレホンサービス、消防相談所を通じて防災知識・応急救護知識の向上に努める。 4 テレビ、ラジオによる広報 各報道機関等に対し、防災対策、災害時の心構え等について

機関名	内 容
	て、随時、発表及び資料提供を行い、防災知識・応急救護知識の普及を図る。 5 インターネットを活用した広報 事前広報の実施及び防災知識・応急救護知識の普及を図る。 ○ 防災教育の充実 1 防災知識の普及啓発 児童生徒を対象として「はたらく消防の写生会」等の開催を通じて、防火・防災思想の普及を図るとともに、地域住民に対しては、町会・自治会等を単位とした講演会、座談会、映画会等を開催し防災意識の啓発を図る。 2 幼児期から社会人までの総合防災教育の推進 幼児期から社会人までの体系的な総合防災教育を推進することにより、各種災害に対する児童・生徒等自らの防災行動力を高めるとともに、家庭や地域の防災行動力の向上及び将来における防災活動の担い手の確保につなげていく。 3 応急救護知識技術の普及 地域住民や事業所を対象として、救命講習の受講を促進し、応急救護技術の普及を図るとともに、事業所における応急手当の指導員を養成することにより、自主救護能力の向上を図る。 4 地域住民を対象とした組織の育成 女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブ等の育成を図り、それぞれの対象に合わせた防災教育を推進し、防火・防災意識と防災行動力の向上を図る。 5 都民防災教育センターの活用及び整備 都民・防災市民組織のリーダー及び事業所の防災担当者を対象とした防火・防災に関する知識の習得や実践的な訓練ができる都民防災教育センターの活用及び整備を図る。 6 インターネットを活用した教育の推進 インターネット上に公開している電子学習室を有効に活用し、防災知識・応急救護知識の向上を図る。
警 視 庁	○ 警察署ごとに座談会、講習会等を開くとともに、警察関係の協力団体や商店会、町会等に依頼して災害並びに防災に関する知識の普及を図る。
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	○ 旅客船の事故、気象的海難事故その他海難事故を防止するため、海難防止強調運動や海の安全運動等を展開し、講習会、印刷物、映像、報道機関等による普及広報を実施するほか、船舶

機関名	内 容
	への立入検査や関係者に対する海難防止講習会等を通じて普及活動を行う。
都 交 通 局 J R 東 日 本 J R 東 海 J R 貨 物 鉄 道 各 機 関	○ 春秋の火災予防運動期間中、立看板、ポスター等を駅に掲出して火災予防について周知を図る。 ○ 事故等の発生に伴い予想される駅等の混乱を防止するため、車内放送、駅放送、駅掲示等により随時広報に努める。
東 京 ガ ス	○ ガスの使用者に対してガス漏れ等の緊急時におけるガス栓、メーターコックの閉鎖、ガス機器の取扱い、使用上の注意、安全型ガス機器等について、テレビ・ラジオ・新聞・パンフレット等によって、平素から周知に努める。このほか、消防・警察・報道機関などと連絡のうえ、ガス設備の注意事項について一般への周知を図る。
都 環 境 局	○ 高圧ガス関係事業所に対しポスター、標語等を配布して、保安意識の向上を図るほかテレビ、ラジオ等を通じ、LP ガスの一般消費者に対し正しい使い方を周知する。
東 京 労 働 局	○ 局及び管下の各労働基準監督署において開催する製造業、建設業等の業種別の安全講習会、研究会、協議会等において爆発火災、土砂崩壊災害、風水害等による災害防止の徹底に努めるとともに、事業場における災害防止の意識の高揚を図る。 ○ 爆発災害の危険のある化学工場等化学設備を有する事業場、風水害等のおそれのある土木工事等の建設工事現場の災害防止を図るため監督指導等を行う。
日 赤 東 京 都 支 部	○ 一般都民を対象に赤十字救急法・水上安全法・幼児安全法・家庭看護法の講習会を開催し、災害に備えて安全の確保や応急処置についての知識と技術の向上に努める。また、一般都民を対象に、災害救護セミナーを開催し、防災ボランティアの育成を行う。 ○ パンフレット、ポスター等の配布を行うとともに記録ビデオ等の資料貸出を行う。さらに、広報誌・ホームページにおいて適宜防災について掲載し、防災に対する意識の高揚を図る。

第5章 地域防災力の向上

- 都民、事業所等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、行政、事業所、都民、ボランティア団体等との相互連携や相互支援を強め、災害時に助け合う地域連携の確立に協力する。
- 平成17年(2005年)に発生したJR福知山線脱線事故においては、地元企業が救出搬送に大きく貢献した。この教訓を生かし、大規模事故においても事業所・都民との連携を図る。

第1節 都民等の役割

- 大規模災害発生時の対策や、避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- あらかじめ家族で災害時の連絡方法や避難場所・避難経路の確認を行っておく。
- 災害の情報を各種媒体を通じて確認する。
- 都・区市町村が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。
- 町会・自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
- 災害時要援護者がいる家庭では、事前に住民組織、消防署、交番等に情報を提供しておく。

第2節 防災市民組織等の強化

1 防災市民組織等の役割

- 地域組織及び住民が自主的に結成した防災市民組織の役割やとるべき措置は、次のとおりである。
 - ア 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
 - イ 情報伝達、救出・救助、応急救護、避難など各種訓練の実施
 - ウ 避難、救助、炊き出し資器材等の整備・保守並びに非常食及び簡易トイレの備蓄
 - エ 地域内の危険箇所を点検・把握し、地域住民に周知
 - オ 地域内の災害時要援護者の把握、災害時の支援体制の整備
 - カ 地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備
 - キ 行政との連携・協力体制の整備

2 防災市民組織の充実

(1) 防災市民組織の結成促進

- 区市町村は、住民への積極的な指導・助言により、防災市民組織の組織化を進める。
- 都は、区市町村と連携し、防災市民組織の活性化を目指して、より一層きめ細やかな指導・助言を行うとともに、未結成地域を解消するよう区市町村に働きかけていく。

(2) 防災市民組織の活動環境の整備

- 区市町村は、軽可搬消防ポンプ、トランジスターメガホン等の活動用資器材の整備を進めていく。
- 都は、区市町村に対し、活動用資器材及び防災市民組織の活動拠点の整備の充実を図るよう、働きかけていく。

(3) 防災市民組織の訓練用資器材整備

- 都は、区市町村と連携し、防災市民組織等が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や実技体験訓練等を行ううえで必要な訓練用資器材を整備していく。

(4) 防災市民組織への支援

- 都は、区市町村や東京消防庁などと連携し、リーダー育成講習会、防災講習会、座談会等及びポンプ操法大会等各種防災訓練の技術指導等に係る支援を行う。

第3節 事業所防災体制の強化

1 事業所の役割

- 事業所は、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。
 - (1) 社屋内外の安全確保、防災資器材や食料等の備蓄など従業員や来客の安全確保に努める。
 - (2) 事業活動を維持することが、社会経済の早期復旧につながる。そのため防災計画、事業継続計画(BCP)や非常用マニュアルの整備など事業活動の中断を最小限にとどめるための対策等を事前に準備するとともに、これらの計画について、点検・見直しの実施に努める。
 - (3) 事業所の持つ資源や特性を生かし、組織力を活用した地域活動への参加、防災ボランティアや防災市民組織等との協力など地域社会の安全性向上対策に努める。

2 事業所の自衛消防隊の活動能力の充実、強化

- 災害を想定した自衛消防訓練等の指導を推進し、次により事業所の自衛消防隊

の活動能力の充実、強化を図る。

(1) 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所

- ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例第 55 条の 5 の規定により、自衛消防技術認定証を有する者を配置することが義務付けられている。

災害時には、これら一定の知識・技術を持つ者が自衛消防活動の中核となる要員(自衛消防活動中核要員)として活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。

- 自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や救出器具、応急手当用具の配置を推進する。

(2) 自衛消防組織の設置を要する事業所

- 消防法第 8 条の 2 の 5 等により、自衛消防組織の設置、自衛消防訓練の実施などが規定されている。

これらの規定に基づき編成された自衛消防組織の訓練等の指導を推進する。

(3) 防火管理者の選任を要する事業所

- 消防法第 8 条、第 8 条の 2 等により、消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練の実施などが規定されている。

これらの規定に基づき編成された自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

(4) 防火管理者の選任を要しない事業所

- 火災予防条例第 55 条の 4 により、自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されている。災害発生時等においては、編成された組織が自衛消防隊として活動することが有効である。

このことから、自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

(5) 予防規程の作成指導

- 一定の規模以上の危険物施設において定めることが義務付けられている予防規程の作成に際しては、危険物施設の実態に即した保安体制の確立を図るよう危険物保安監督者等に対し指導する。

(6) 大規模危険物施設事業所の自主保安体制の充実等

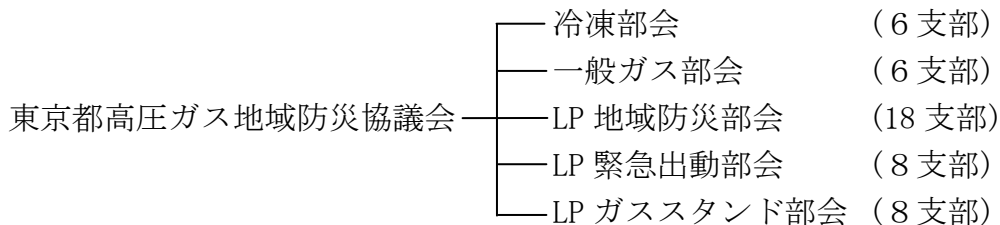
- 大規模危険物施設は事故等が発生した場合、一つの事業所に止まらず、大規模な事故等に拡大する危険性があることから事業所の自主保安体制の充実及び事業所相互間の応援体制の強化を促進するよう指導する。

- さらに、この相互応援体制を円滑に行うため、防災資器材の整備にかかわる情報交換、合同消防訓練、研究会等の実施について指導する。

(7) 高圧ガス関係防災組織

- 東京都震災予防条例第 47 条(現東京都震災対策条例第 36 条)の規定に基づく都内唯一の業種別防災組織として、昭和 60 年(1985 年) 7 月東京都高圧ガス地域防災協議会が発足した。

- この協議会は、事故等発生時における応援活動及び自主保安の高揚を図るため、都内の関係高圧ガス事業所が加盟して設立したもので、事故等発生時に効果的な応援活動を行っている。
- また、この防災組織の育成強化を図るため、自主的な防災活動に対して支援している。



第4節 行政・事業所・都民等の連携

1 相互に連携した社会づくり

- 行政、事業所、都民、地域コミュニティ、ボランティア等が平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成し、災害に強い社会を構築することが必要である。
- 相互に連携協力し合うネットワークを形成するため、次のような対策を推進する。
 - (1) 自治体間の相互支援体制の強化
 - (2) 行政、事業所、地域との連携のあり方についての基本指針やマニュアル等の作成・啓発
 - (3) 災害に強い社会づくりをテーマとしたシンポジウムや講演会の開催

2 地域における防災連携体制の確立

- 区市町村及び関係防災機関は、地域ぐるみで次の対策を推進し、防災連携体制を確立する。
 - (1) 連携・協力体制
 - 地域の防災市民組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の確立に努める。
 - (2) 地域防災体制の強化
 - 町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促す。
 - (3) 合同防災訓練の充実
 - 地域住民と地域の防災機関、防災市民組織、事業所、ボランティア等が合同で行う防災訓練の充実を図っていく。

3 地域における相互支援ネットワークづくりへの支援

- 災害時の助け合いを推進するために、都民、町会・自治会、防災市民組織、企業、学校文化活動グループ、ボランティアなど、地域で活動しているさまざまな団体等が従来の垣根を越えて連携・協力することが求められている。

4 地域と事業所との連携強化

- 防災について地域貢献の意志のある事業者の紹介を受けたときは、区市町村と連携して、災害現場における協力も視野に入れ、事業者と地域との連携が図られるよう努める。
- 地域と事業者との連携事例を広報誌、ホームページ等で広く紹介するなど、連携強化を図る。

第6章 ボランティア等との連携・協働

- 大規模災害において被災者に対する効果的な救援活動や流出油等への対応のための活動を実現するために、ボランティアやNPO、区市町村等関係機関との連携を図る。

第1節 一般のボランティア・NPO

1 ボランティア等に対する支援体制の整備

- 大規模災害時において、都生活文化スポーツ局は災害対策本部にボランティア部を設置する。同部は、災害時におけるボランティア等への活動支援に関する都の総合的な窓口となる。
- 都は、他県等から参集したボランティア等に対して、被災地外の区市町村や関係機関等と連携し、活動を支援する。

2 東京ボランティア・市民活動センター、区市町村、他府県等との連携

(1) 東京ボランティア・市民活動センターとの連携

	連 携 体 制
平 常 時	○ 都は、平常時から東京ボランティア・市民活動センターを中心に市民団体や関係団体と幅広くネットワークを築き、必要に応じて協定等を締結し、訓練等を協働して行う。
災 害 時	○ 市民活動の支援にあたっては、東京ボランティア・市民活動センターが都に対して専門的なノウハウ及び助言を与えるとともに、ボランティアコーディネーターを広域拠点に派遣する。 ○ 都は、東京ボランティア・市民活動センターに対し、必要な情報及び資器材等を提供またはあつ旋することを連携の基本とする。

(2) 区市町村との連携

	連 携 体 制
平 常 時	○ 都と区市町村は、平常時からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、さらに効果的な連携のための体制づくりを推進する。
災 害 時	○ ボランティア等の活動支援にあたっては、地域に精通した被災地の区市町村が中心になる。被災地の区市町村は、必要な情報や資器材を提供するなど、ボランティア等を直接的に支援する。 ○ 都は広域的な立場から区市町村の活動を調整及び補完することを

第6章 ボランティア等との連携・協働

第2節 登録ボランティア

	連 携 体 制
	基本に、区市町村と密接に連携を図り、ボランティア等を支援する。 ○ 都は、東京ボランティア・市民活動センターと連携して被災地全域の情報を提供し、コーディネーター等の専門的な人材を確保するなど、広域的な支援を図る。 ○ 都は、被災地外の区市町村等と連携し、他県等から参集するボランティア等に対して可能な限り宿泊所等の確保に努める。

(3) 他府県との連携

	連 携 体 制
平 常 時	○ 都は、平常時から広域的なネットワークを築き、災害時には、被災地もしくは周辺地域からボランティア等に関する支援を呼びかける体制の整備を検討する。
災 害 時	○ 都は、被災地が複数の自治体に及ぶ場合や被災地だけでは対処できない事態が生じた場合は、ボランティア等への支援を含めた地域間における相互協力の連携体制を図る。 ○ 都は、他府県で災害が発生した場合は、東京ボランティア・市民活動センターと連携して、被災地の必要とするコーディネーター等を派遣し、ボランティア等に対する正確な情報、必要とする資器材の提供などの支援を図る。

第2節 登録ボランティア

1 東京都防災ボランティア等

- 都は、平成7年(1995年)5月「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用している。

(1) 被災宅地危険度判定士

所管	資格	業務内容
都都市整備局	○ 宅地造成等規制法施行令第18条に規定する土木または建築技術者	○ 災害対策本部が設置される規模の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施する。

(2) 語学ボランティア

所管	資格	業務内容
都生活文化スポーツ局	○ 一定以上の語学能力を有する者(満18歳以上、70歳未満の都内在住、在勤、在学者)	○ 大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援する。

2 東京消防庁災害時支援ボランティア

- 東京消防庁は、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を平成7年(1995年)7月から開始した。
平成17年(2005年)1月には、「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、災害時支援ボランティアの活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大し、災害対応の強化を図った。
- 災害時支援ボランティアが災害時に減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー、コーディネーターの育成を継続するとともに、元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し、災害時支援ボランティアの一層の充実強化を図る。
- また、災害時支援ボランティア用救助資器材を整備し、消防隊と連携した活動能力の向上を図る。

所管	登録資格者	業務内容
東京消防庁	○ 原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者または東京消防庁管轄区域に勤務もしくは通学する15歳(中学生を除く。)以上の者で、次のいずれかの要件を満たすもの (1) 応急救護に関する知識を有する者 (2) 過去に消防団員、消防少年団員として1年以上の経験を有する者 (3) 元東京消防庁職員 (4) 復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者	○ 大規模災害発生時にあらかじめ登録した部署に自主的に参集し、東京消防庁が管下で行う消防活動の支援を行う。

3 赤十字ボランティア

- 赤十字のボランティアは、各種活動を行う赤十字個人ボランティア登録者(災害救護ボランティアを含む。)、各種赤十字奉仕団、災害発生後に協力を申し出た市民、団体などにより構成される。

第6章 ボランティア等との連携・協働

第2節 登録ボランティア

- 活動は主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整のもとに各防災機関と連携し、被災者の自立支援と被災地の復興支援を目的に行う。
- 日本赤十字社東京都支部は、日頃から市民を対象に防災思想の普及に努め、災害時にはボランティアが組織として安全かつ効果的な活動が展開できるよう体制づくりやボランティア養成計画などの整備を図る。

所管	活 動 内 容
日赤東京都支部	1 赤十字災害救護ボランティア ○ 災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修(災害救護セミナー)を修了・登録したボランティアである。 ○ 平常時には、災害救護に関する勉強会・訓練等を行い、災害時には、医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動を行う。 2 地域赤十字奉仕団 ○ 地域において組織された奉仕団で、災害時には区市町村と連携し、避難所等において被災者等への支援活動を行う。 3 特別赤十字奉仕団 ○ 学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団で、災害時は各団の特色を生かし、避難所等において被災者のケア等の活動を展開する。 4 赤十字個人ボランティア ○ 日本赤十字社東京都支部及び病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティアで、災害時は個人の能力・技能、活動希望などにより被災者等への支援活動を行う。

第 3 部

災害応急・復旧対策計画

第1章 初動態勢

- 近年、科学技術の進歩と防災・安全思想の普及に伴って、危険物施設や交通機関等の安全性は向上して、多数の死傷者を出す事故は減少している。しかし、これらの施設等は大型化、過密化しており、万一事故等が発生した場合、その被害は大きくなるおそれがある。
- 本章では、不測の事故等が発生した場合、都、区市町村及び防災機関がとるべき活動体制について定める。

第1節 東京都災害対策本部の組織・運営

1 都本部の活動体制

- 知事は、都の地域に大きな火災または不測の事故が発生した場合、法令及び本計画の定めるところにより、関係防災機関の協力を得て、災害応急対策を実施するとともに、区市町村及び他の防災機関が処理する災害応急対策の実施を援助し、かつ、総合調整を行う責務を有する。
- 上記の責務を遂行するため、必要がある場合は応急対策本部または災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。
 - (1) 都本部の設置
 - 知事は、都の地域において大規模な災害が発生し、または発生するおそれがあると認めたときは、災害対策活動の推進を図るため東京都災害対策本部（以下、「都本部」という。）を設置する。
 - 都本部を構成する局の局長（以下、「局長」という。）または地方隊長の職にある者は、都本部を設置する必要があると認めたときは、危機管理監に都本部の設置を要請する。
 - 危機管理監は、都本部設置の要請があった場合、その他都本部を設置する必要があると認めた場合は、都本部の設置を知事に申請する。
 - (2) 都本部設置の通知等
 - 本部長（知事）は、都本部が設置されたときは、ただちにその旨を各局長及び地方隊長並びに国（消防庁）に通知する。また、必要があると認めたときは、次に掲げる者に対して都本部の設置を通知する。
 - ア 区市町村長
 - イ 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の長または代表者
 - ウ 陸上自衛隊第一師団長、海上自衛隊横須賀地方総監、航空自衛隊航空防衛指揮群司令
 - エ 厚生労働大臣、国土交通大臣
 - オ 隣接県知事

第1章 初動態勢

第1節 東京都災害対策本部の組織・運営

- 知事本局長は、都本部が設置されたときは、ただちにその旨を報道機関に発表する。
- 各局長及び長は、本部長から都本部の設置の通知を受けた場合、その旨を所属職員に周知徹底する。
- 都本部が設置された場合は、東京都防災センターまたは適当な場所に「東京都災害対策本部」の標示を掲出する。

(3) 都本部の廃止

- 本部長は、都の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めたとき、または災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、都本部を廃止する。
- 都本部の廃止の通知等は、都本部の設置の通知等に準じて処理する。

2 都本部の組織

- 都本部は、本部長室、局及び地方隊をもって構成する。
- 本部長室は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 本部長は、災害応急対策のため必要があると認めたときは、現地災害対策本部及び島しょに現地派遣所を置く。

3 本部長等の職務

- 本部長は、都本部の事務を総括し、都本部の職員を指揮監督する。
- 副本部長は、副知事及び警視總監をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 本部員は、局長、危機管理監及び本部長が都の職員の中から指名した者をもって充て、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
- 局長は、本部長の命を受け、局の事務を掌理する。
- 危機管理監は、本部長の命を受け、各防災機関を総合調整するほか、次に掲げる事務を行う。
 - ア 被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関すること
 - イ 本部の職員の動員に関すること
 - ウ 本部における通信施設の保全に関すること
 - エ 自衛隊及び関係防災機関との連絡に関すること
 - オ 都本部の運営及び本部長室の庶務に関すること
- 地方隊長は、支庁長をもって充て、本部長の命を受け、地方隊の事務を掌理する。

4 本部長室の所掌事務

- 本部長室は、次の各号について本部の基本方針を審議策定する。
 - ア 都本部の非常配備態勢及び廃止に関すること
 - イ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること
 - ウ 避難の勧告または指示に関すること
 - エ 災害救助法の適用に関すること

- オ 区市町村の相互応援に関すること
- カ 局長、地方隊長及び区市町村長に対する事務の委任に関すること
- キ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること
- ク 政府機関、他府県、公共機関及び駐留軍に対する応援の要請に関すること
- ケ 公用令書による公用負担に関すること
- コ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること
- サ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること

5 本部派遣員

- 本部長は、特に必要があると認めたときは、次に掲げる機関の長等に対し、当該機関の職員が本部長室の事務に協力することを求める。
 - ア 指定地方行政機関
 - イ 東京都を警備区域とする陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊
 - ウ 区市町村
 - エ 指定公共機関または指定地方公共機関
- 本部長は、本部派遣員に対し、資料や情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求める。

6 本部連絡員

- 本部連絡員は、局長が局に所属する課長級の職にある者のうちから指名し、本部長室及び局並びに局相互間の連絡調整にあたる。
- 本部長室には局との連絡のための通信要員を伴い出席する。

7 本部員代理

- 本部員代理は、局長が局に所属する課長級以上の職にある者のうちから指名し、災害発生時に本部員である局長が参集するまでの間、本部の指示や計画に基づく応急対策について職員を指揮するなど本部員の職務を代理する。

8 各局等の分掌事務

局 名	分 掌 事 務
総 務 局	1 本部長室の庶務に関すること 2 自衛隊及び関係防災機関との連絡調整に関すること 3 区市町村の指導連絡に関すること 4 被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関すること 5 本部の職員の動員及び給与に関すること 6 本部における通信施設の保全に関すること 7 災害時における他の局の応援に関すること 8 前各号に掲げるもののほか災害対策の総合調整に関すること

第1章 初動態勢

第1節 東京都災害対策本部の組織・運営

局 名	分 掌 事 務
知 事 本 局	1 報道機関との連絡及び調整に関すること 2 大使館等との連絡及び調整に関すること 3 災害時における他の局の応援に関すること 4 その他特命に関すること
青 少 年 ・ 治 安 対 策 本 部	1 本部長の特命に関すること 2 関係機関との連絡及び調整に関すること 3 災害時における他の局の応援に関すること
東京オリンピック ・パラリンピック 招 致 本 部	1 本部長の特命に関すること 2 関係機関との連絡及び調整に関すること 3 災害時における他の局の応援に関すること
財 務 局	1 車両の調達に関すること 2 緊急通行車両確認標章の発行等に関すること 3 所有地情報の提供、用地の調整に関すること 4 災害対策関係予算その他財務に関すること 5 社会公共施設等の応急危険度判定に関すること 6 野外受入施設(テント)の調達に関すること 7 本庁舎の防災及び維持管理に関すること 8 災害時における他の局の応援に関すること
主 税 局	1 被災者に対する都税の減免及び徴収猶予に関すること 2 災害時における他の局及び区市町村の応援に関すること
生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	1 災害に関する広報及び広聴(被災者等からの相談業務に関する事項を含む。)に関すること 2 写真等による情報の収集及び記録に関すること 3 区市町村及び区市の国際交流協会その他民間団体との外国人に関する情報連絡及び調整に関すること 4 災害時におけるボランティア等の支援に係る総合調整に関すること 5 消費生活協同組合からの応急生活物資の調達に係る連絡調整に関すること 6 災害時における他の局の応援に関すること
都 市 整 備 局	1 都市の復興計画の策定に関すること 2 被災建築物、がけ地等の調査に関すること 3 被災者のための住宅の確保及び修理に関すること 4 被災者が行う住宅等の建設、補修等のための応急融資に関すること 5 災害時における他の局の応援に関すること

局 名	分 掌 事 務
環 境 局	1 高圧ガス及び火薬類の法令に定める施設についての情報連絡及び緊急措置に関すること 2 ごみの処理に係る広域連絡に関すること 3 し尿の処理に係る広域連絡に関すること 4 災害廃棄物の処理に係る調整に関すること 5 災害時における他の局の応援に関すること
警 視 庁	1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること 2 被災者の救出及び避難・誘導に関すること 3 行方不明者の調査に関すること 4 死体の見分(検視)に関すること 5 交通規制に関すること 6 公共の安全と治安の維持に関すること
東 京 消 防 庁	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること 2 救急及び救助に関すること 3 危険物等の措置に関すること 4 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること
福 祉 保 健 局	1 医療及び防疫に関すること 2 乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の救護、安全確保及び支援に関すること 3 救助物資の備蓄、輸送及び配分に関すること 4 避難者の輸送及び避難所の設営に関すること 5 遺体の検案及びこれに必要な措置に関すること 6 義援金品の受領及び配分に関すること 7 前各号に掲げるもののほか、保健衛生、救助及び保護に関すること(他の局に属するものを除く。) 8 災害時における他の局の応援に関すること
病 院 経 営 本 部	1 所管する病院の医療救護活動に関すること 2 災害時における他の局の応援に関すること
産 業 労 働 局	1 救助物資の確保及び調達に関すること 2 中小企業及び農林漁業の災害応急対策に関すること 3 災害時における他の局の応援に関すること
中 央 卸 売 市 場	1 生鮮食料品の確保に関すること 2 災害時における他の局の応援に関すること
建 設 局	1 河川及び海岸堤の保全に関すること 2 砂防、高潮防御及び排水場施設の保全及び復旧に関する

第1章 初動態勢

第1節 東京都災害対策本部の組織・運営

局 名	分 掌 事 務
	こと 3 道路及び橋梁の保全に関すること 4 河川における流木対策に関すること 5 河川、道路等における障害物の除去に関すること 6 公園等の保全及び災害時の利用に関すること 7 災害時における他の局の応援に関すること
港 湾 局	1 港湾施設、海岸保全施設等の保全及び復旧に関すること 2 輸送経路を確保するための航路、泊地及び臨港道路の障害物の除去に関すること 3 輸送拠点となる岸壁、野積場等の確保及び在港船舶の整理に関すること 4 輸送手段を確保するための船舶、ヘリコプター等の調達及び受入態勢に関すること 5 港湾における流出油の防御に関すること 6 災害活動に要する海上公園及び未利用埋立地の確保に関すること 7 災害時における他の局の応援に関すること
会 計 管 理 局	1 災害対策に必要な現金及び物品の出納に関すること 2 災害救助基金の出納に関すること 3 災害時における他の局の応援に関すること
交 通 局	1 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関すること 2 電車、地下高速電車、バス及び日暮里・舎人ライナーによる輸送の協力に関すること 3 災害時における他の局の応援に関すること
水 道 局	1 応急給水に関すること 2 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること 3 災害時における他の局の応援に関すること
下 水 道 局	1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること 2 仮設トイレのし尿の処理に関すること 3 災害時における他の局の応援に関すること
教 育 庁	1 被災児童及び生徒の救護及び応急教育に関すること 2 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること 3 文教施設の点検、整備及び復旧に関すること 4 避難所の開設及び管理運営に対する協力に関すること 5 徒歩帰宅者への支援に関すること 6 災害時における他の局の応援に関すること

局 名	分 掌 事 務
選挙管理委員会 事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 監 査 事 務 局 収用委員会事務局	1 災害時における他の局の応援に関すること

9 現地災害対策本部の分掌事務等

名 称	分 掌 事 務 等
現 地 災 害 対 策 本 部	1 構成員 ア 現地災害対策本部長は、本部長が指名する副本部長または本部員とする。 イ 同副本部長は、本部長が指名する本部の職員とする。 ウ 現地災害対策本部員は、本部長が指名する者とする。 エ 現地災害対策本部派遣員は、関係防災機関の長が指名する職員とする。 2 分掌事務 ア 被害及び復旧状況の情報分析に関すること イ 区市町村及び関係機関との連絡調整に関すること ウ 現場部隊の役割分担及び調整に関すること エ 自衛隊の災害派遣に係る意見具申に関すること オ 本部長の指示による応急対策の推進に関すること カ 各種相談業務の実施に関すること キ その他緊急を要する応急対策の実施に関すること 3 設置場所 災害現場または区市町村庁舎等

10 地方隊の分掌事務

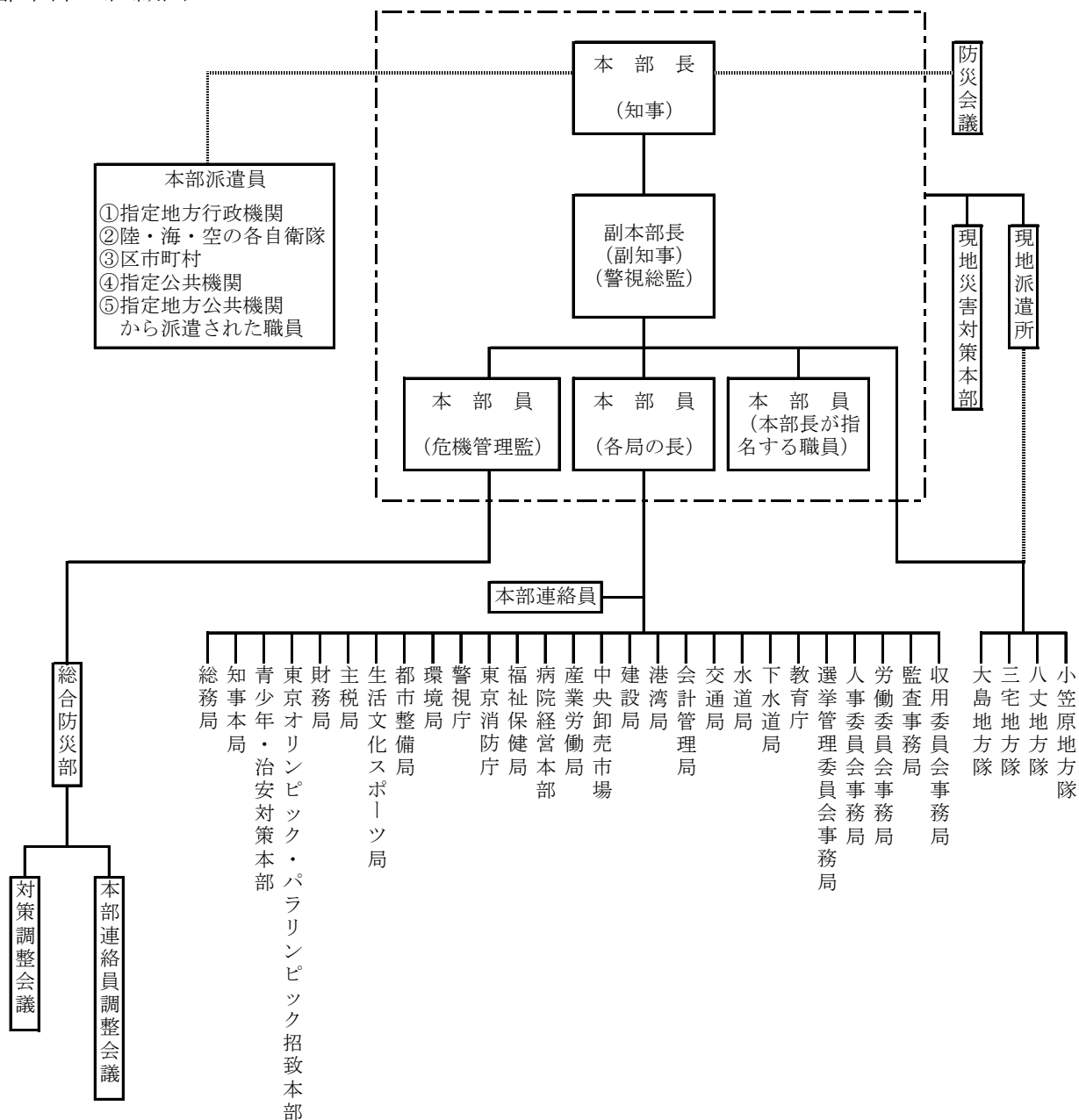
名 称	管 轄 区 域	分掌事務
大 島 地 方 隊	大島支庁の管轄区域(大島町、利島村、新島村、神津島村)	地方隊は本部の事務を分掌する。
三 宅 地 方 隊	三宅支庁の管轄区域(三宅村、御蔵島村)	
八 丈 地 方 隊	八丈支庁の管轄区域(八丈町、青ヶ島村)	
小 笠 原 地 方 隊	小笠原支庁の管轄区域(小笠原村)	

第1節 東京都災害対策本部の組織・運営

1 1 現地派遣所の分掌事務等

名 称	分 掌 事 務 等
現 地 派 遣 所	1 構成
	ア 現地派遣所長は、本部長が指名する本部職員とする。
	イ 現地派遣員は、本部長が指名する者及び地方隊長が指名する地方隊の隊員とする。
	2 分掌事務
	ア 地方隊長が実施する災害対策の援助に関すること
	イ 本部長室及び局との連絡調整に関すること
	3 設置場所
	災害現地または支庁庁舎等

＜都本部の組織図＞



1.2 都本部の運営

(1) 本部長室の運営

- 危機管理監は、都本部が設置されたとき、原則として東京都防災センター（都庁第一本庁舎9階）にただちに本部長室を開設する。
- 危機管理監は、本部長室の機能を確保するため、防災行政無線設備の保全等に必要な措置を行う。
- 本部長は、本部長室の所掌事務について審議する必要があるときは、副本部長及び本部員を招集する。
- 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部長室の構成員以外の者に対し、本部長室への出席を求める。
- 局長は、その所管事項に関し、本部長室に付議すべき事項があるときは、速やかに本部長室に付議する。

(2) 本部連絡員調整会議

- 危機管理監は、局相互間の連絡調整を図る必要があると認めたとき、または本部連絡員から要求があったときは、総務局総合防災部長に命じて本部連絡員調整会議を開催する。

(3) 対策調整会議

- 危機管理監は、災害対策活動の実施について総合調整を図る必要があると認めたときは、総務局総合防災部長に命じて、関係する局その他防災機関を構成員とする対策調整会議を開催する。
- 設置する対策調整会議は、道路調整会議、オープンスペース使用調整会議及び航空空域使用調整会議の3種類である。

(4) 国の現地対策本部との連携

- 国の現地対策本部が設置された場合、都本部は現地対策本部との連携を密にして、円滑な応急対策の推進を図る。

(5) 都本部と報道機関との連絡

- 都本部の報道機関に対する発表は、知事本局が都庁記者クラブ（第一本庁舎6階）または、臨時記者室において行う。

(6) 都本部の通信

- 都本部の通信の運用管理は、危機管理監が統括し、総務局総合防災部長が補佐する。
- 局長及び地方隊長は、都本部が設置されたときは、ただちに通信連絡態勢の確保を図る。

(7) 本部長への措置状況等の報告

- 局長及び地方隊長は、次の事項について、速やかに本部長に報告する。
 - ア 調査把握した被害状況等
 - イ 実施した応急措置の概要
 - ウ 今後実施しようとする応急措置の内容
 - エ 本部長から特に指示された事項

オ その他必要と認められる事項

(8) 本部長室の庶務

- 本部長室の庶務は、総務局総合防災部が行う。

1.3 都本部の運営を確保する施設

(1) 東京都防災センター

- 東京都防災センターは、東京都を中核とする防災機関の情報連絡、情報分析及び災害対策の審議、決定、指示を行う中枢の施設である。
- 東京都防災センターは、次の機能を有する。
 - ア 情報収集、蓄積、処理、伝達機能
 - イ 審議、決定、調整機能
 - ウ 指揮、命令、連絡機能
- 総務局総合防災部は、防災センターの各機能・設備の効果的な運用を図るとともに、災害対策の中枢である都本部の円滑な運営を確保するため、必要に応じて応急対策の分野別に関係機関の職員の協力を求め、調整を図る。

(2) 立川地域防災センター

- 立川地域防災センターは、東京都防災センターの指揮のもとに行われる多摩地域の防災活動の拠点施設であり、地域の市町村や防災機関及び国の立川広域防災基地所在の各施設との連携を図る。
- 立川地域防災センターは、情報収集及び連絡調整、備蓄・輸送、一時避難所等の機能を有する。
- 災害時は、原則として、併設の災害対策職員住宅の入居職員により運用する。
- 多摩地域で災害が発生し、状況により本部長が必要と認めたときは、立川市内に存する都の出先事業所で、その長に理事または参事をもって充てる所に勤務する職員のうちから、指名された職員により運用する。

第2節 災害即応対策本部の設置

1 災害即応対策本部の設置

- 突発的・局地的な災害においては、災害対策本部を立ち上げるまでの間もしくは、災害対策本部を設置するに至らない場合への対応として、災害即応対策本部を設置し、一元的かつ機動的な体制を確立する。
- 災害対策本部が設置される前で、次の各号のいずれかに該当し危機管理監が必要と認めたときに設置する。
 - (1) 大規模事故やテロ等で、突発的かつ局地的な災害が発生したとき
 - (2) 火山活動などによる突発的な災害発生のおそれがあるとき

2 災害即応対策本部の組織

本部長	構成員	設置要件	主な役割
危機管理監	○ 危機管理監が指名する局の危機管理主管部長 ○ 時間外は、危機管理監が指名する局の災害対策本部本部員代理等	○ 大規模事故やテロ等で突発的かつ局地的な災害が発生したとき ○ 火山活動による突発的な災害発生のおそれがあるとき	○ 危機に対処するための対応策の策定 ○ 対応局の役割分担総合調整 ○ 災害情報の共有 ○ 他局、区市町村の設置する本部等との連携 ○ 自衛隊に対する災害派遣要請の検討

第3節 区市町村の活動体制

1 責務

- 区市町村は、当該区市町村の区域に大きな火災または不測の事故が発生し、または発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、都地域防災計画及び区市町村防災計画の定めるところにより、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して、災害応急対策の実施に努める。

2 活動体制

- 区市町村は、上記の責務を遂行するため必要があるときは、災害対策本部(以下、「区市町村本部」という。)を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。
- 区市町村本部が設置される前または設置されない場合における災害応急対策の実施は、区市町村本部が設置された場合に準じて処理する。
- 区市町村は、区市町村本部に関する組織を整備し、本部の設置または廃止、非常事態に応ずる配備態勢、職員の配置及び服務等に関する基準を定める。
- 区市町村は、区市町村本部を設置し、または廃止したときは、ただちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。
- 区市町村の地域に災害救助法が適用されたときは、区市町村長(区市町村本部長)は、知事(本部長)の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。
- 夜間休日等の勤務時間外の災害発生に備え、情報連絡体制を確保する。

第4節 防災機関の活動体制

1 責務

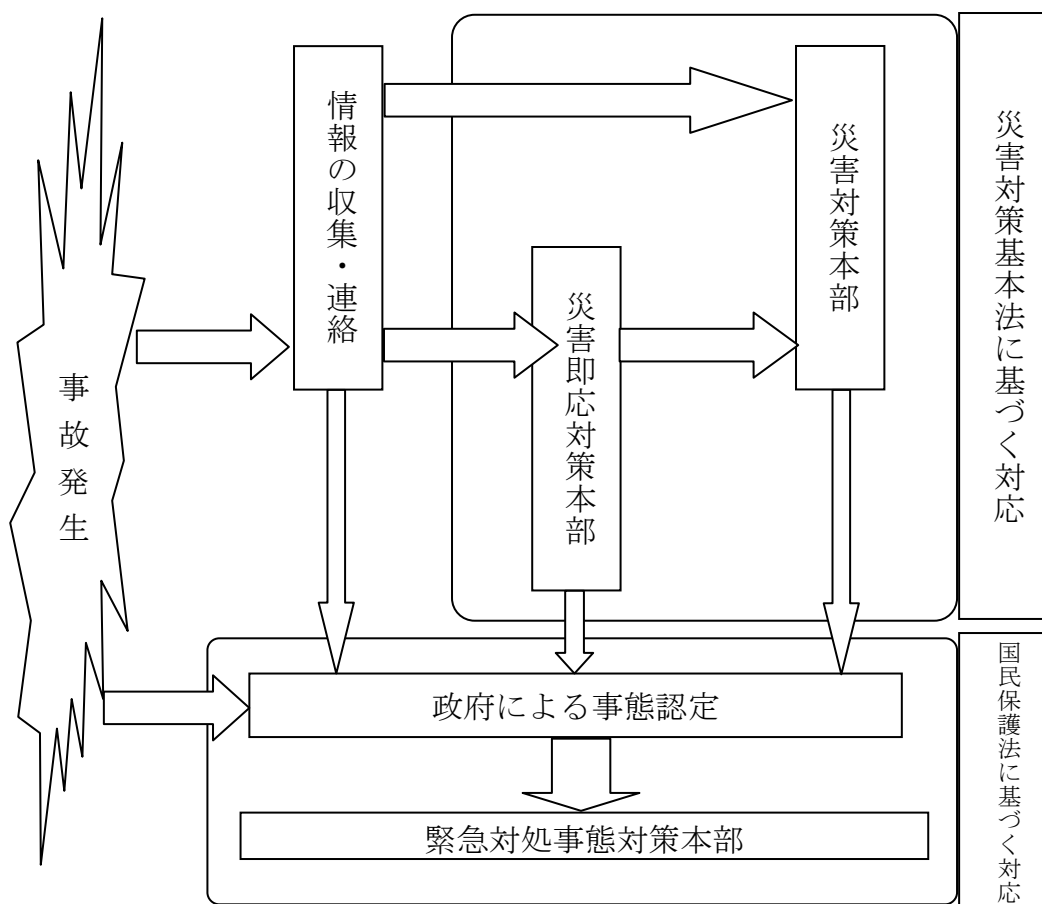
- 大規模事故等が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は所管に係る災害応急対策を実施するとともに、都及び区市町村が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

2 活動体制

- 指定地方行政機関等は上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定める。

第5節 緊急処理事態対策本部への移行

- 都の地域において発生した事故災害が大規模テロ等によるものであると、政府による事態認定が行われ、内閣総理大臣から都緊急処理事態対策本部の設置指定があった場合、都は、直ちに災害即応対策本部または災害対策本部を廃止し、緊急処理事態対策本部へ体制を移行する。



- 緊急処理事態対策本部の設置前に、災害対策基本法等に基づく避難の指示等の措置を講じた場合は、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく措置を講ずるなど必要な調整を行う。

なお、体制の移行に伴い、調整を行う主な措置は以下のとおり。

措 置 名 (国民保護法上の措置名)	災 害 対 策 基 本 法 等 に 基 づ く 措 置	国民保護法に基づく措置
避 難 の 指 示	区市町村長が避難を勧告 または指示(区市町村長が 措置できない場合、知事が 勧告・指示) (第 60 条)	国の指示に基づき、知事が 区市町村長を通じて避難 を指示(第 54 条) 緊急時には知事による避 難の指示が可能(第 14 条)
警 戒 区 域 の 設 定	区市町村長が設定(区市町 村長が措置できない場合、 知事が設定) (第 63 条)	区市町村長が設定(第 16 条) 緊急時には知事による設 定が可能(第 14 条)
救 助 (救 援)	区市町村長が救助(災害救 助法が適用された場合は、 知事が救助) (第 62 条)	知事が救援(第 75 条)
自 衛 隊 の 派 遣 要 請	知事その他政令で定める 者が、天災地変、その他の 災害から人命または財産 を保護するため、自衛隊法 第 83 条に基づき要請(第 68 条の 2)	知事が、国民保護措置を円 滑に実施するため要請(第 15 条)

※ 災害対策基本法上の警報(自然災害等)と国民保護法上の警報(武力攻撃事態等)は取り扱う内容が異なるため、事態の誤認等を除き、措置の連続性は原則としてない。

- 都の地域において発生した事故災害がテロ等によるものであっても、政府による事態認定が行われなかった場合、都は、災害即応対策本部、応急対策本部または災害対策本部の設置を継続し、事案に応じて必要な措置を行う。

第6節 現地連絡調整所の設置

- 列車の脱線事故や航空機の墜落等の大規模事故により多数の死傷者が発生した場合、災害現場では、被害を最小限にするため、複数の関係機関が制約された時間の中で、相互の役割等を明確に認識し、応急対策活動を実施する必要がある。
- このため、都は災害現場において各機関の情報の共有化、活動の調整等を行い、

被災者並びに被災のおそれのある者を早期に救出・救助・搬送・避難させることを目的として、現地連絡調整所を設置する。

- 現地連絡調整所の運用方法等については、「大規模事故における相互連携マニュアル」等で定める。

1 現地連絡調整所の設置

- 都は、大規模事故発生時、現地活動機関からの要請がある場合、または被害の軽減を図るため、必要があると判断した場合、現地連絡調整所を設置する。
- 現地連絡調整所設置の決定は、危機管理監がこれを行う。

2 現地連絡調整所の組織

- 災害現場における関係各機関は、現地連絡調整所に連絡員を派遣する。関係機関には以下のものが考えられる。

- ・ 都
- ・ 事故発生地の区市町村
- ・ 警視庁
- ・ 消防機関
- ・ 自衛隊
- ・ 医師会
- ・ 日本赤十字社東京都支部
- ・ 事故当事者機関(鉄道事業者等)
- ・ 消防団 等

3 連絡調整事項

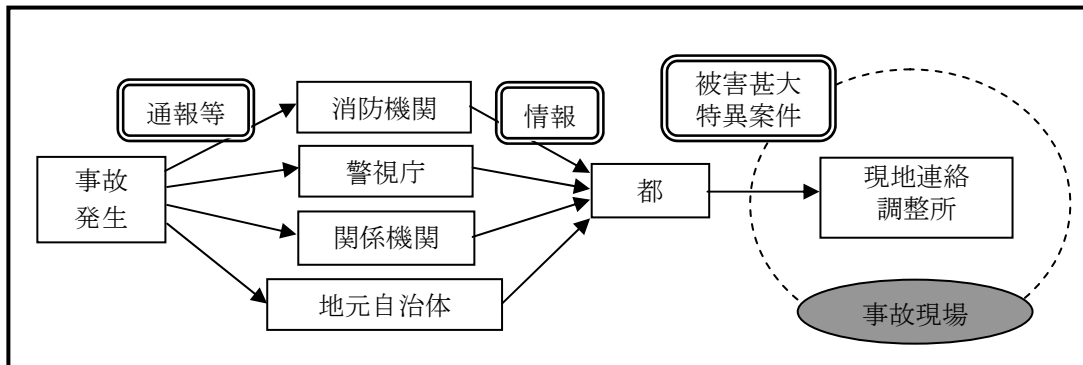
- 現地連絡調整所では、主として以下のような連絡調整等を実施する。

- ・ 被害状況の把握
- ・ 災害現場の状況把握
- ・ 警戒区域の確認
- ・ 各機関の役割分担、分担区域の確認
- ・ 各機関の部隊派遣状況及び見込み
- ・ 被災者等が一時的に避難する施設・場所の確保に関する調整
- ・ 軽症者の臨時的な移送や医療救護に関する調整
- ・ 重症者の医療機関への搬送に関する調整(ヘリ搬送含む)
- ・ 遺体の搬送及び安置場所等の調整
- ・ 各機関が発表する広報内容の確認等
- ・ 民間施設等の使用に関する確認
- ・ 臨時ヘリポートの設置・運用に関する調整
- ・ その他、各機関が必要とする事項

4 現地連絡調整所要員

- 都は、現地連絡調整所派遣要員として、あらかじめ必要な人員を確保する。
- 都は、現地連絡調整所派遣要員に対し、総合防災訓練などを通じ、当該業務への対応力を常に維持・強化することに努める。
- 災害の規模等により、現地連絡調整所要員が不足する際、都は現在の態勢を勘案した上で、追加の要員を出場させ増強する。

5 現地連絡調整所の設置のフロー



第2章 情報の収集・伝達

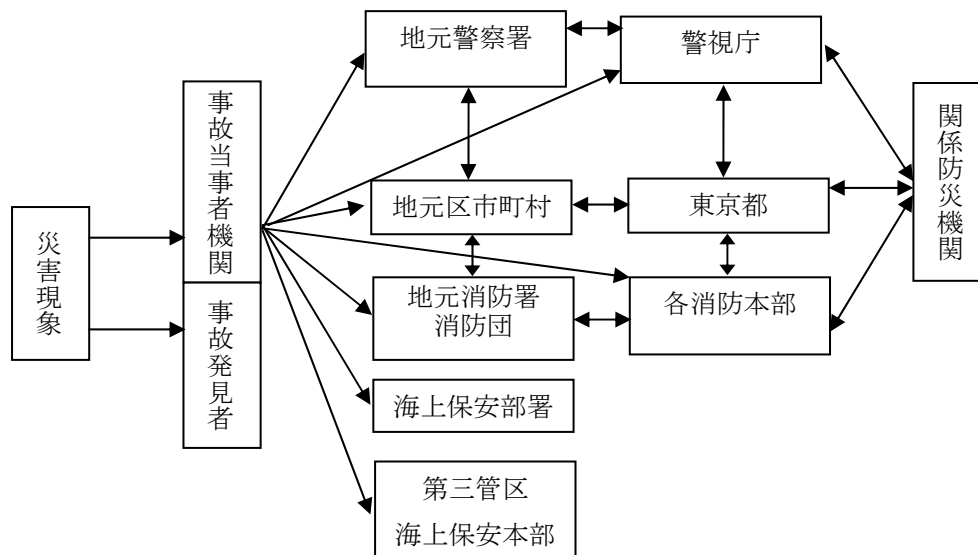
- 事故災害時に各防災機関は、情報連絡体制をとり、被害状況の把握、広報、広聴等を行う。

第1節 情報連絡体制

1 通信連絡系統

- 大規模事故等発生の際の災害対策については、事業者、施設管理者等の当事者機関による対応を原則とするが、大規模災害対策として、広域的、総合的な災害応急対策が必要と考えられる場合の情報連絡体制については、次のとおりである。

(1) 大規模事故等に係る通報経路図



- NBC 災害等に対しては、関係防災機関との連携を密にし、情報連絡を行う。
また、都福祉保健局では、医療などの初動態勢を確立するため都総務局から通報に基づき、医療関係防災機関や災害拠点病院等に対し通報する。
- ##### (2) 米軍・自衛隊航空事故等に係る通報経路図
- 都の地域に航空機事故が発生した場合は、前記(1)に準じて連絡通報を行うが、米軍または自衛隊の航空機事故等による場合は、「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱」（資料第 19 米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱 P253）のとおりである。

(3) 情報連絡体制

機関名	内 容
都	○ 東京都防災行政無線を基幹として、都各局保有の無線等の通信連絡手段により、関係防災機関と情報連絡を行う。 ○ 消防防災無線や地域衛星通信ネットワークを活用し、緊急災害現地対策本部または総務省消防庁、及び他府県等との通信連絡を行うほか、中央防災無線を利用して関係省庁との情報連絡を行う。 (資料第22 東京都防災行政無線ネットワーク P262) (資料第23 東京都防災行政無線移動系回線構成図 P263) (資料第24 東京都防災行政無線多重回線構成図(区部・多摩 P264) (資料第25 東京都防災行政無線多重回線構成図(島しょ系) P265)
警 視 庁	○ 警察無線、警察電話及び各種の通信連絡手段を活用し、各方面本部、管下警察署及び各防災関係機関と情報連絡を行う。
東京消防庁	○ 消防・救急無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用し、各消防方面本部、管下消防署、消防団及び各防災機関と情報連絡を行う。 (資料第26 東京消防庁通信連絡系統図 P266)
区 市 町 村	○ 都本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。なお、島しょ地域の町村は、支庁にもあわせて連絡する。 ○ 災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、災害対策基本法に基づき都庁第二本庁舎1階ホールに設置される政府の緊急災害現地対策本部または国(総務省消防庁)に対して直接連絡する。 ○ 地域防災行政無線またはその他の手段により、当該区市町村の区域内にある関係防災機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。 (資料第27 区市町村の保有する防災行政無線等一覧表 P267) (資料第28 区市町村等の通信連絡態勢 P269)
そ の 他 の 防 災 機 関	○ それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信等により通信連絡を行う。

(4) 通信連絡態勢の確立

- 都、区市町村、防災機関は通信連絡態勢を、次のとおり確立する。
 - 1 都本部、都各局、区市町村及び防災機関は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として正副各1名の通信連絡責任者を選任する。また、通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名しておく。
 - 2 区市町村及び防災機関は、夜間、休日を含め、常時、都と通信連絡が開始できるよう必要な人員を配置する。
 - 3 災害が発生し都本部が設置されるまでの都の通信連絡は、通常の勤務時間においては、都総務局(総合防災部)が担当し、夜間休日等の勤務時間外にお

いて災害対策要員が参集するまでは、東京都夜間防災連絡室が担当する。

- 4 都本部及び都防災会議への通信連絡は、東京都防災センター内指令情報室及び通信室において処理する。
- 通信連絡の方法は、原則として、東京都防災行政無線の電話、FAX、システム端末及び画像端末を使用して行うほか、携帯電話、衛星携帯電話等の通信手段の活用も図る。
- 危機管理監は、次により通信統制を実施する。
 - 1 全回線または任意の回線についてその発着信を統制し、また、時限統制を行う。
 - 2 任意の話中回線に割込み通話を行うほか、その回線の強制切断を行う。
 - 3 都本部と任意の防災機関との間に直通回線(ホットライン)を設定する。

2 通信施設の整備及び運用

- 都は、東京都防災行政無線を整備し、東京都防災センター、区市町村、警視庁、東京消防庁、気象庁、災害拠点病院、ライフライン機関、放送機関等の防災機関及び建設事務所、都立病院、水道施設等の都の主要出先機関との間に、総合的な防災行政無線網を整備している。
- 東京都防災行政無線は、電話、FAX 機能のほか、データ通信、画像通信及び衛星通信を導入し、都全域における防災情報通信ネットワークを構成している。なお、無線局が被災した場合に備え、可搬型の衛星通信設備の整備をしている。
- 都は、東京都災害情報システム(DIS)により、平常時において、気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報を区市町村等の端末機設置機関に提供する。災害時には、区市町村等が入力した被害・措置等に関する情報を、コンピュータで集計処理し、都本部の表示盤に表示するとともに、災害対策の検討・審議に資するほか、端末機設置機関に伝達して情報の共有化を図る。
- 区市町村及び建設事務所等には、画像伝送システム端末を整備している。また、災害現場から衛星中継車で現地の状況を映像で東京都防災センターに送信する衛星通信システムを整備している。
- 警視庁及び東京消防庁のヘリコプターからのテレビ映像を受信し、被災地域の特定と被災状況を迅速に把握する地震被害判読システムを整備している。
- 区市町村は、地域住民への情報連絡のために固定の同報系や移動系の防災行政無線を整備している。また、電気・ガス事業者や交通運輸機関などの生活関連機関との間の情報連絡のため、地域防災無線の整備を進めている。

3 電気通信設備の優先利用(電話、電報の優先利用)

- 通信事業者は、公共の利益のために緊急に通信することを要する通話及び電報の確保については、それぞれ「非常または緊急通話」、「非常または緊急電報」として取り扱い、他の通話、電報に優先して接続または配達する。

(資料第29 電話サービス及び電報サービスの優先利用 P270)

4 非常無線通信の利用(電波法第52条第4号に定める非常通信)

- 各防災機関は、それぞれの有線通信系が被災により不通となった場合、もしくは利用することが著しく困難な場合は、関係機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。
- 受発信者と無線局の施設者は、非常通信協議会等を通じて事前に十分な協議を行い、災害発生時の通信の確保に協力する。
- なお、アマチュア無線を活用する場合は、社団法人アマチュア無線連盟東京都支部を経由して情報収集を行う。

5 総務省消防防災無線及び地域情報通信ネットワークの利用

- 他県等との相互応援協定に基づく応援依頼や災害対策活動を行ううえで、他県等との通信が必要な場合は、都は、消防防災無線(総務省消防庁所管)または自治体間を結ぶ地域衛星通信ネットワーク等を利用して通信する。
- 八都県市の基本的な通信手段は、地域衛星通信ネットワークとする。

6 防災相互通信用無線の利用

- 防災対策に係る行政機関、公共機関、地方公共団体等の団体相互間で防災活動を迅速に実施するために、これらの機関相互間で通信が必要な場合は、防災相互通信用無線を活用する。

7 全国瞬時警報システムの利用

- 都は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)から送信された警報等の情報を活用する。

8 携帯電話被災情報システムの活用

- あらかじめ登録された都職員などの情報提供者は、災害発生時に、携帯電話のカメラ機能を利用して撮影した被災画像等を都総務局総合防災部に送信する。
- 都総務局総合防災部は、それらの情報により被災状況等を迅速に把握し、初動対応・応急対策実施等の判断材料として活用する。

第2節 災害予警報等の伝達

1 気象情報

○ 火災等の発生に密接な関連のある気象情報の発表基準は、次のとおりである。

(1) 火災気象通報の実施基準

実施官署	実 施 基 準	
気 象 庁 予 報 部	区 部 及 び 多 摩 地 域	1 実効湿度 50%以下で最小湿度 25%以下になる見込みのとき 2 平均風速が 13m 以上吹く見込みのとき(降雨、降水中は通報しないこともある。) 3 実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下となり、平均風速が 10m 以上吹く見込みのとき
	大 島 支 庁 管 内	1 実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下になる見込みのとき 2 平均風速が 15m 以上吹く見込みのとき(降雨、降水中は通報しないこともある。) 3 実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下となり、平均風速が 10m 以上吹く見込みのとき
八 丈 島 測 候 所	三 宅 ・ 八 丈 支 庁 管 内	1 実効湿度 65%以下で最小湿度 35%以下になる見込みのとき 2 平均風速が 15m 以上吹く見込みのとき(降雨、降水中は通報しないこともある。) 3 実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下となり、平均風速が 10m 以上吹く見込みのとき

(2) 火災気象通報の実施官署、担当区域

実施官署	担 当 区 域
気 象 庁 予 報 部	東京都(八丈島測候所の担当区域及び小笠原村を除く。)
八 丈 島 測 候 所	三宅支庁及び八丈支庁管内

2 火災警報

(1) 発令

○ 東京消防庁は、気象庁からの気象情報に基づき、気象の状況等から火災発生及び延焼拡大の危険が極めて大きいと認める場合に火災警報を発令する。

(2) 伝達

○ 東京消防庁は、前記警報を発令したときは、都総務局、気象庁、管下各消防署、消防団及び関係防災機関に通報する。

○ 東京消防庁は、報道機関を通じて警報の発令を都民に周知するとともに、各消防署は、あらかじめ定めた場所への掲示、官公署等への通報及び巡回広報等を行う。

○ 都総務局は、警報の発令を市町村(都に消防業務を委託しているものを除

く。)に通報する。

3 気象情報の収集及び伝達

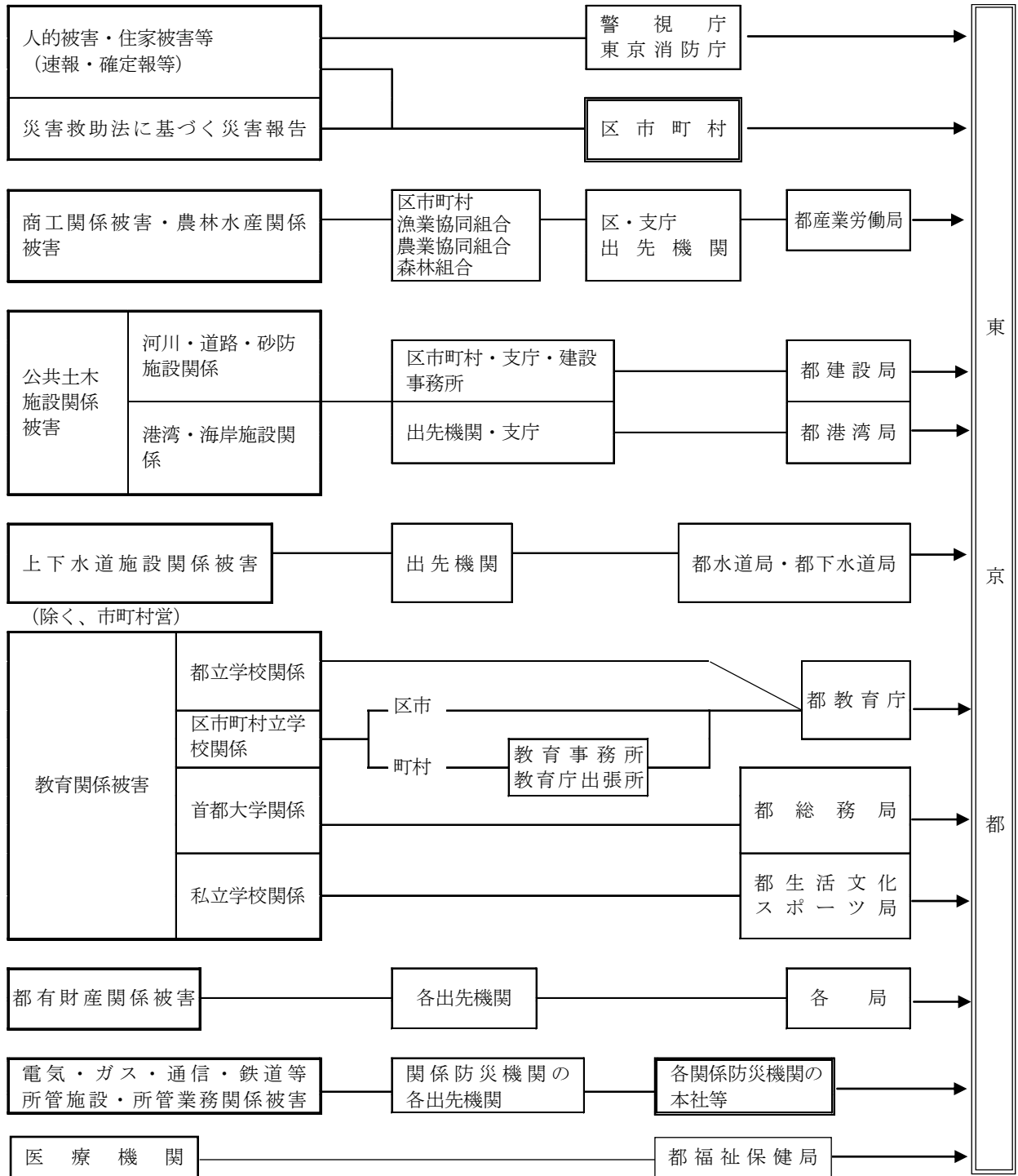
機関名	内 容
都	○ 都総務局及び都各支庁は、災害原因に関する重要な情報について、気象庁、測候所、都各局、区市町村その他関係機関から通報を受けたとき、または自ら収集するなどして知ったときは、ただちに関係のある都各局、区市町村、防災機関等に通報する。 ○ 都総務局は、必要があるときは、都各局の連絡責任者を招集し、または応対本部を開設して、台風、その他の重要な情報について、気象庁の解説を受ける。 ○ 都総務局は、警報及び重要な注意報について、気象庁から通報を受けたときまたは自らその発表を知ったときは、ただちに関係のある都各局及び区市町村に通知する。 ○ 都各局は、自ら収集した災害原因に関する情報を、ただちに都総務局に通報するとともに、都総務局その他の関係機関から通報を受けた重要な情報、警報及び注意報については、ただちに所属機関に通報する。
警 視 庁	○ 気象情報について、都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けた時、または自らその発表を知った時、警報については、警察署、交番、駐在所を通じて、管内住民に周知する。
東京消防庁	○ 都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、または自らその発表を知ったときは、ただちに、消防署、消防分署及び消防出張所に一斉通報し、各消防署等は、管内住民に周知する。
区 市 町 村	○ 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者またはその発見者から通報を受けた警察官もしくは海上保安官から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、ただちに都総務局及び気象庁に通報する。ただし、島しょ町村にあっては、都総務局、各支庁及び関係測候所に通報する。 ○ 災害原因に関する重要な情報について、都または関係機関から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、ただちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災組織等及び一般住民等に周知する。 ○ 警報及び重要な注意報について、都、警察署またはNTTからの通報を受けたとき、または自らその発表を知ったときは、ただちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災組織等に伝達するとともに、警視庁、東京消防庁、都知事本局等の協力を得て、都民に周知する。

第2章 情報の収集・伝達
第2節 災害予警報等の伝達

機関名	内 容
東京管区 気象台 (気象庁)	○ 気象、地象、水象関係情報を全般的収集系統及び東京都地域における収集系統により収集する。 ○ 気象、地象、水象に関する情報を、気象庁予報部から防災情報提供システム等により防災関係機関に通知する。 ○ 気象庁が必要と認めた時、あるいは関係機関から要請があった場合、台風、その他の重要な情報について解説をする。
N T T 東 日 本	○ 気象業務法に基づいて、気象庁から NTT 虎ノ門センターに通知された警報は、各区市町村に通報する。 ○ 警報の伝達には、電話、電信回線を使用する。 ○ 警報の取扱順位等 1 警報はすべての通信に優先して取り扱う。 2 警報は 30 分以内に通報する。 3 警報の伝達料金は無料とする。
放送機関	○ 本章第5節 災害時の放送要請、報道要請(P126)に掲載
その他の 防災機関	○ 都、気象庁その他関係機関から通報を受けた重要な情報、警報及び注意報について、ただちに所属機関に通報する。

第3節 被害状況等の報告体制

1 被害状況の報告・伝達系統



2 各機関の報告体制

○ 事故発生 の 通報、被害状況等については、次により伝達する。

機関名	内 容																															
区 市 町 村	○ 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第 53 条に基づく被害状況の報告が都にできない場合には、国(総務省消防庁)に報告する。																															
	1 報告すべき事項																															
	災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所または地域、被害状況(被害の程度は、認定基準に基づき認定)、災害に対してすでにとった措置及び今後とろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項																															
	2 報告の方法																															
	原則として、システム端末の入力による(ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、電話、FAX 等により報告する。)																															
	3 報告の種類・期限等																															
	報告の種類、提出期限、様式は次のとおりとする。																															
	<table><tr><td colspan="2">報 告 の 種 類</td><td>入力期限</td><td>入力画面</td></tr><tr><td colspan="2">発 災 通 知</td><td>即時</td><td>発災情報</td></tr><tr><td colspan="2">被 害 措 置</td><td>即時及び都が通知する</td><td>災害総括被害情報、</td></tr><tr><td colspan="2">概 況 速 報</td><td>期限内</td><td>措置情報</td></tr><tr><td colspan="2">要 請 通 知</td><td>即時</td><td>要請情報</td></tr><tr><td rowspan="2">確 定 報 告</td><td>災 害 確 定 報 告</td><td>応急対策を終了した後 20日以内</td><td>災害総括</td></tr><tr><td>各 種 確 定 報 告</td><td>同上</td><td>被害情報、措置情報</td></tr><tr><td colspan="2">災 害 年 報</td><td>4月20日</td><td>災害総括</td></tr></table>	報 告 の 種 類		入力期限	入力画面	発 災 通 知		即時	発災情報	被 害 措 置		即時及び都が通知する	災害総括被害情報、	概 況 速 報		期限内	措置情報	要 請 通 知		即時	要請情報	確 定 報 告	災 害 確 定 報 告	応急対策を終了した後 20日以内	災害総括	各 種 確 定 報 告	同上	被害情報、措置情報	災 害 年 報		4月20日	災害総括
	報 告 の 種 類		入力期限	入力画面																												
	発 災 通 知		即時	発災情報																												
被 害 措 置		即時及び都が通知する	災害総括被害情報、																													
概 況 速 報		期限内	措置情報																													
要 請 通 知		即時	要請情報																													
確 定 報 告	災 害 確 定 報 告	応急対策を終了した後 20日以内	災害総括																													
	各 種 確 定 報 告	同上	被害情報、措置情報																													
災 害 年 報		4月20日	災害総括																													
4 災害救助法に基づく報告																																
災害救助法に基づく報告については、第3部第3章 災害救助法の適用(P128)に定めるところによる。																																
都 環 境 局	○ 高圧ガス事業者に対し、事故発生時には、情報伝達基準に基づく関係機関及び事業所内外の関係者への連絡、通報を行わせる。																															
都 福 祉 保 健 局	○ 毒劇物保管施設及び放射性同位元素(RI)使用施設に対し、事故時には所管保健所、警察署及び消防署への連絡通報を行わせる。																															

機関名	内 容
	○ 生物・化学剤を使用した災害等に対して、都保健所は傷病者の搬送先医療機関からの情報等を収集するとともに、都立衛生研究所で検体を調査・分析し、関係防災機関に情報提供する。
都 港 湾 局	○ 東京港内で流出油事故が発生した場合は、あらかじめ定められた連絡系統に基づき、関係部署及び機関に情報の伝達を行う。 ○ 島しょにおける港湾等区域内で発生した事故に対し、海上保安庁への通報、地元警察、消防への通報を行うとともに、被害状況を収集し、関係防災機関への情報提供を行う。
都 教 育 庁	○ 都立学校等の教育施設で、火災、危険物等の事故が発生した場合は、「事故発生報告等事務処理要綱」に基づき、連絡通報を行う。 ○ 都教育庁は、事故等の状況に応じ、教育施設の長に対し、防災措置等について必要な指示を行う。 1 都立教育機関 都教育庁事業所及び都立学校において事故が発生した場合は、直ちに都教育庁へ報告する。 2 区市町村立学校 区立学校については、区教育委員会を、また、市町村立学校については、教育事務所・出張所を経由し都教育庁へ報告する。ただし、緊急を要するもので、直接都教育庁の指示が必要な場合は、当該校長が直接都教育庁へ報告する。
都 水 道 局	○ 局施設の高圧ガス等に事故が発生した場合は、事故時の処置、手順等を定めた連絡系統に基づき、情報の収集、伝達を行う。
都 下 水 道 局	○ 局施設に事故が発生した場合は、その種類規模等により、緊急連絡態勢をとり、警察署、消防署及びその他関係機関へ通報連絡する。
警 視 庁	○ 各方面本部及び警察署からの報告を集約し、事故等の状況が著しく大規模で、総合的な応急対策が必要と判断したときは、直ちにその旨と被害状況をとりまとめ、都に通報するとともに、区市町村、東京消防庁及び関係機関と情報交換を図る。
東 京 消 防 庁	○ 事故等の発生時において、各方面本部、消防署から当該事故等に関する情報を収集し、事故等の状況が著しく大規模で、総合的な応急対策が必要と判断したときは、直ちにその旨を都に通報するとともに、区市町村、警視庁、自衛隊及び関係

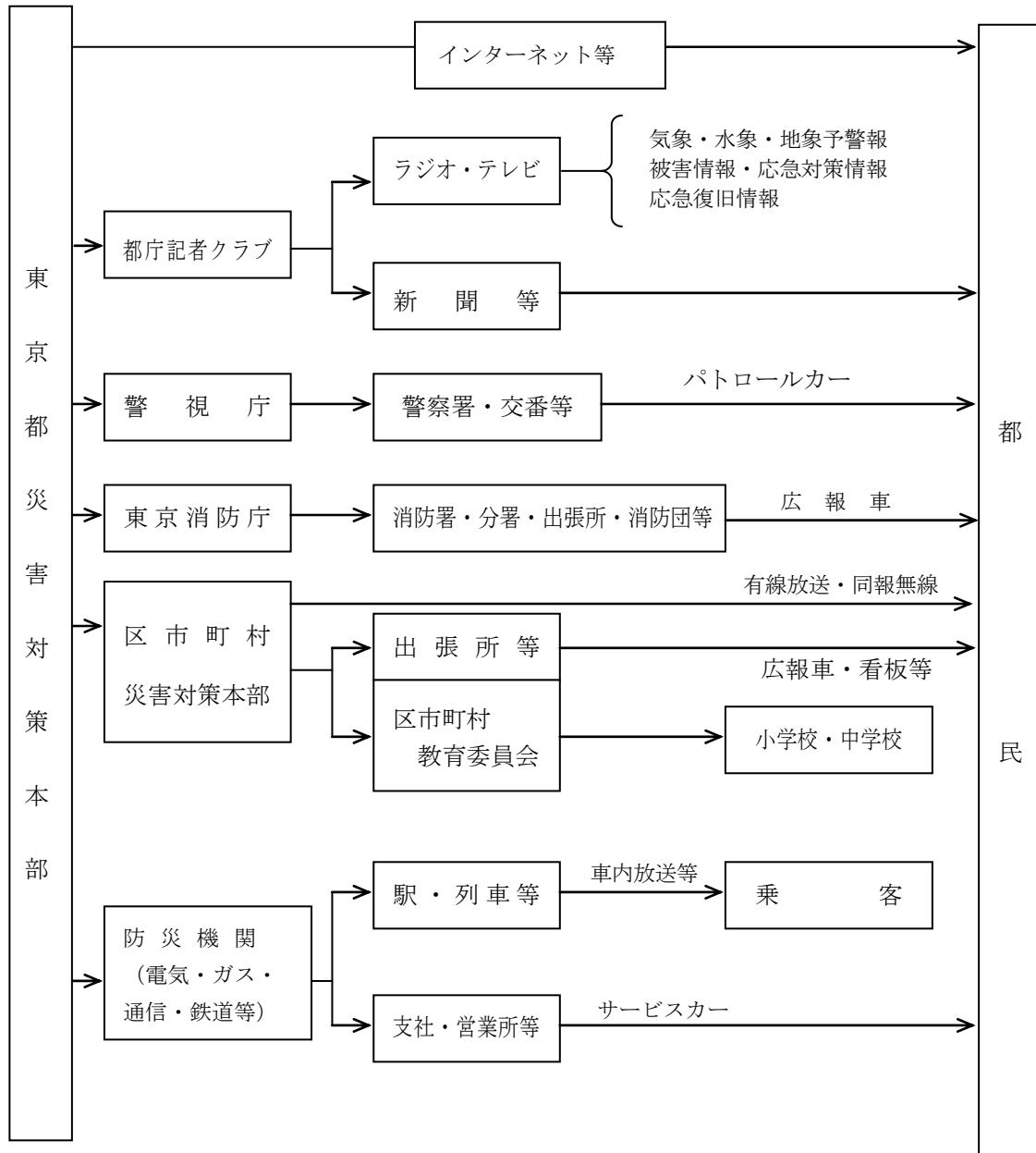
機関名	内 容
	機関と相互の情報交換を図る。
第三管区 海上保安本部	○ 海難事故等の情報を入手した場合は、直ちに巡視船艇、航空機の使用または関係機関との緊密な連絡により情報を収集し、海上保安庁の関係部署に通報するとともに、必要があれば都、排出油等防除協議会の会員及び関係防災機関等に通報する。
東京ガス	○ 社内の連絡体制 ガス施設に事故が発生した場合は、あらかじめ定められた連絡体制により、社内への通報連絡を行う。 ○ 警察、消防機関への連絡体制 ガス漏えい等の事故の情報を入手した場合は、状況に応じて直ちに警察署または消防署へ連絡する。
都交通局	○ 大規模事故が発生した場合、関係係員は直ちに処置にあたるとともに、その状況を運輸指令区その他必要箇所に報告する。 ○ 運輸指令区は、事故状況の把握に努めるとともに、随時、駅その他関係事業所等に事故状況、復旧状況等を連絡し、また、必要に応じて指示を行い、復旧に努める。 ○ 都総務局、監督官庁、報道機関等に対しては、情報を収集、整理のうえ担当課が通報する。
J R 東日本 J R 東海 J R 貨物	○ 事故が発生したとき、または事故の速報を受けたときは、速やかにあらかじめ定められた通報連絡系統により、関係箇所への通報、連絡を行う。
東武鉄道	○ 事故が発生したときは、速やかに指令電話及び列車無線により、関係駅区及び関係列車に事故に関する必要な情報の収集、伝達を行うとともに、必要に応じ、警察、消防機関にも、その旨通報する。
東急電鉄	○ 事故が発生したとき、または事故の速報を受けたときは、速やかにあらかじめ定められた通報連絡系統により、関係箇所への通報、連絡を行う。
京成電鉄	○ 大規模な災害が発生した場合、指令電話、列車無線、一斉情報装置及び沿線電話により、所定の災害時の情報連絡系統に従い、対策本部及び関係部署との相互連絡をとる。 また、必要に応じて無線車の現場への急派あるいは、連絡用電話の架設、携帯電話器等を使用する。 ○ 被害を最小限に止め、早期の復旧及び救護を図るため、関係諸官公署へ速やかに災害に関する情報を通報するとともに

機関名	内 容
	に、救急応援要請に備え、地方自治体、病院等への情報伝達態勢をとる。また、報道機関に対しても現在の状況、今後の見通し等を速報する。
京 王 電 鉄	○ 事故が発生したとき、または事故の速報を受けたときは、速やかに定められた事故・災害発生時の連絡体制により関係箇所への報告を行う。
京 浜 急 行	○ 事故が発生したとき、または事故を発見もしくは事故の通報を受けたときは、直ちに事故速報規程の定めるところにより関係箇所へ報告する。 ○ 他の交通機関へ著しく影響を及ぼすおそれのあるときは、他の交通機関に通報して協力を要請する。 ○ 救急処置及び復旧に必要な措置を講ずるため、警察署、消防署、救急医療機関等への救援依頼が必要と認められる場合は、救援を要請する。
西 武 鉄 道	○ 事故が発生したとき、または事故の通報を受けたときは、直ちに事故速報系統により関係箇所へ報告する。 ○ 他の交通機関へ著しく影響を及ぼすおそれのあるときは、他の交通機関に通報する。
小 田 急 電 鉄	○ 大規模事故発生時には、概ね次の内容による情報を収集し、必要に応じ、警察署、消防署、医療機関等の関係機関へ通報する。 1 災害の種類、被害場所、発生時刻 2 被害の状況、復旧の見込み 3 列車の運行状況、駅、車内の混雑状況 4 振替、代替輸送の手配
北 総 鉄 道	○ 大規模事故が発生した時は、事故時連絡系統により関係箇所へ連絡する。 ○ 事故対策本部を設置して、情報収集・伝達を行い、事故状況、旅客の状況、復旧見込み時間及び運転状況等を把握し関係箇所へ連絡するとともに、対策要員を非常招集して応急措置、救護、早期復旧を図る。
東 京 地 下 鉄	○ 事故が発生したとき、または事故の速報を受けたときは、速やかに定められた通報連絡系統により、関係箇所への通報、連絡を行う。
東京モノレール	○ 事故が発生したときは、概ね次の事項を速やかに報告する。 1 事故の状況、復旧見込み時間 2 復旧作業中は、その進捗状況 3 死傷者の救援状況及び旅客の状況

機関名	内 容
	4 列車の運転状況、振替及び代行輸送中は、その状況 5 その他必要事項
ゆ り か も め	○ 事故等が発生した場合、その発見者である係員は、次の事項を電話、無線等により、直ちに指令区長に速報するとともに、その旨を所属区長に報告する。 1 場所及び時刻、列車の場合は列車番号 2 状況、死傷者の有無 3 その他必要事項 ○ 通報を受けたときは、定められた連絡系統により、責任者及び関係機関へ報告または連絡する。
東京臨海高速鉄道	○ 東京都との連絡を密にして、震災の状況、路線その他の施設及び沿線の被害状況を把握し、定められた連絡体制により報告または連絡をする。
多摩モノレール	○ 事故が発生したとき、または事故の速報を受けたときは、速やかにあらかじめ定められた通報連絡系統により、関係箇所へ通報連絡を行う。また、必要に応じ、他の交通機関、消防・警察にもその旨を通報する。
首都圏新都市鉄道	○ 事故が発生したときまたは事故の速報を受けたときは、あらかじめ定められた経路により報告する。
東日本高速道路	○ 事故等が発生した場合は、定められた連絡方法により関係者に周知するとともに、関係機関に連絡する。
中日本高速道路	○ 事故が発生したとき、または事故の通報を受けたときは、速やかにあらかじめ定められた連絡系統により、関係機関への通報、連絡を行う。
首都高速道路	○ 災害が発生した場合は、速やかにあらかじめ定められた情報連絡網により、社内及び消防・警察や関係機関等へ通報連絡を行う。
東海汽船	○ 船舶に事故が発生したときは、船長は、直ちに運航管理者（本社応急対策部長）または副運航管理者（現地応急対策部長）に通報する。 ○ 事故の通報を受けた運航管理者及び副運航管理者は、その旨を直ちに海上保安部、関東運輸局等関係防災機関に通報する。
東京空港事務所	○ 東京国際空港内及びその周辺において航空機事故が発生した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、適宜情報交換を行う。 （資料第30 東京国際空港航空機事故緊急連絡体制 P273）

第4節 災害時の広報及び広聴活動

1 広報活動



第2章 情報の収集・伝達

第4節 災害時の広報及び広聴活動

○ 事故等により災害が発生した場合は、次のとおり広報を行い住民の安全を図る。

機関名	内 容
区 市 町 村	○ 区市町村は、管内の地域等で大規模な事故が発生し、状況により広報活動を実施する必要があると考えられる場合は、直ちに警察署、消防署、その他現地の関係機関と密接な連絡のもと、広報を行う。
都	○ 都本部は、区市町村から広報に関する応援要請を受けたとき、またはその他の状況により必要と認めるときは、都知事本局その他の関係機関に対し、放送要請手続をとるよう指示するなど、必要な指示または要請を行う。 ○ 都知事本局は、都本部から指示があったとき、またはその他の状況により、報道機関に対して発表を行う。 ○ 都総務局は、携帯電話による利用も可能なホームページ形式の災害情報提供システムにより、都民に対して、被害情報や鉄道運行状況、道路情報等の提供を行い、災害発生時の迅速な初動対応や外出者の帰宅を支援する。
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	○ 管内の地域等で大規模な事故が発生し、状況により広報活動を実施する必要があると考えられる場合は、都生活文化スポーツ局の広報媒体を最大限に利用して、必要な広報を行う。
都 環 境 局	○ 高圧ガス事業者に対し、事故により被害の拡大が予想される場合は、近隣住民への広報を行うよう指導する。
都 福 祉 保 健 局	○ 毒物、劇物保管施設及びRI 使用施設で事故があった場合は、患者、住民等の不安を除去するため、地元区市町村、警察署、消防署等の機関と協議のうえ、広報活動を行う。
都 港 湾 局	○ 東京港内で海上災害が発生した場合は、必要に応じ港内関係民間団体等への広報活動を行う。 ○ 島しょにおいては、地元町村役場、警察、消防等の関係機関と密接な連絡のもと広報を行うとともに、在港船舶に対する広報活動を行う。
都 教 育 庁	○ 学校に対し、事故時の校内連絡計画を樹立しておくよう指導する。 1 放送、非常ベル等が使用不能の場合の校内通報連絡手段の確立 2 通報系統の一本化 3 消防署等関係機関との連絡方法の確立 4 保護者との連絡方法の確立
都 水 道 局	○ 局施設の高圧ガス等に事故が発生した場合は、必要に応じ、近隣住民に対し、混乱防止のため適切な広報活動を実施する。

機関名	内 容
都 下 水 道 局	○ 局施設に事故が発生した場合は、種類、規模等により、近隣住民及び通行者等に対し、必要な広報を行う。
警 視 庁	○ 災害発生時には、各方面本部及び警察署からの報告に基づき、関係機関と協力し、次の事項に重点をおいて、適時活発な広報活動を実施する。 1 被害状況、治安状況、救助活動及び警備活動 2 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 3 犯罪の防止に関する事項 4 その他、各種告示事項
東 京 消 防 庁	○ 広報活動 事故等の災害時においては、消防署等において当該災害に関する情報を収集し、現地連絡調整所等において関係機関と協力し、次の事項に重点をおいて、適時活発な広報活動を実施する。 1 被害の状況 2 災害活動の状況 3 住民の安否情報 4 避難勧告または避難命令の伝達 ○ 広報手段 テレビ、ラジオ等の報道機関への情報提供及び消防車の巡回、インターネット等により、時宜広報活動を行う。
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	○ 第三管区海上保安本部は、船舶交通の安全のため災害に関する安全通信を実施し、必要に応じ、無線放送、巡視船艇の巡回により、航行船舶に対し、次の事項について広報を行う。 1 被災状況及び措置状況 2 人命の救助状況 3 海上交通及び海上交通規制等の状況 4 水路及び航路標識の異常の状況 5 航路障害物の状況 6 緊急輸送の実施状況 7 治安の状況 8 その他必要な事項
東 京 ガ ス	○ ガス漏れ通報受け付け時は、ガス栓またはメーターコックの閉止、火気使用の禁止、電気スイッチの点滅禁止、窓の開放、近隣への通報等必要と思われる措置をとるよう通報者に要請する。 ○ ガス漏えい箇所付近では、火気の使用を禁止し、関係者以外の者が立入らないよう措置をとる。 ○ 緊急車等を出動させ、付近住民に対する必要な広報活動を展

第2章 情報の収集・伝達

第4節 災害時の広報及び広聴活動

機関名	内 容
	開する。
都 交 通 局	○ 大規模事故が発生した場合の広報活動は、旅客及び報道機関に対して、事故の概要、運転状況、振替輸送等の案内、復旧見込み等について行う。 1 都電の旅客に対しては、営業所から各停留場の放送設備を利用して行うほか、電車の乗務員が車内放送により行う。 2 都営地下鉄の旅客に対しては、各駅で放送設備を利用して行うほか、掲示物を掲出する。また、乗客に対しては、列車の乗務員が車内放送により行う。また、連絡運輸機関等に状況を連絡し、旅客への広報を依頼する。 3 日暮里・舎人ライナーの旅客に対しては、指令区もしくは駅務係員から各駅の放送設備を利用して行うほか、運転係員が車内放送により行う。 4 報道機関に対しては、総務部お客様サービス課で情報をとりまとめ発表する。 5 インターネットによる情報提供を必要に応じて行う。
J R 東 日 本 J R 東 海 J R 東 海	○ 災害発生時には、必要に応じて次の内容を主とした情報を報道機関にタイムリーに提供し、テレビ、ラジオ、ホームページ等で一般に周知する。 1 列車の運転状況及び各駅における旅客の状況等 2 被害状況及び復旧見込み 3 混乱防止のため、利用者に理解と協力を求める事項 4 その他必要と認める事項 ○ 旅客に対する情報の伝達は、別に定める手順により行う。
東 武 鉄 道	○ 災害発生時においては、状況に応じて、報道機関を通じ、列車の運転状況、被災状況等を利用者に知らせるとともに、旅行見合せ等の呼びかけを行う。 ○ 各駅及び車内においては、放送設備及び掲示設備を活用し、旅客に対して、列車の運行状況、復旧状況、他社線の運行状況等の情報を提供する。
東 急 電 鉄	○ 駅構内の事故 事故の状況を考慮して、旅客及び公衆に動揺、混乱を招かないように注意し、かつ、避難口の状況と駅係員の指示に従うほか、事故の規模及び建物の安全性、落下物についても注意し、列車の運行状況、駅周辺及び沿線の被害状況についても放送する。 ○ 駅構外の事故 乗務員は、相互に連絡、情報を交換し、または運輸司令から

機関名	内 容
	の指示情報について、旅客を案内するとともに、停止(徐行)の地点、理由、被害状況、運行の見直し、今後とるべき措置等をできるだけ正確に、かつ、速やかに放送して、動揺、混乱等の発生防止に努める。
京 成 電 鉄	○ 被害の軽減と速やかな復旧を図るため、旅客に対して的確な情報を常時伝達する。 ○ 収集した情報及び列車運転計画、復旧対策、振替輸送、代替輸送等の情報は、迅速に駅または列車に伝達し、駅放送、掲示板及び車内放送等により伝達する。
京 王 電 鉄	○ 旅客に対し、事故の状況、復旧見込み時間、運転状況及び振替輸送状況等を速やかに掲出し、放送等により案内を行う。また、必要に応じ報道関係に発表する。
京 浜 急 行	○ 利用客に対し、駅及び車内放送設備並びに掲示機器類により事故の通報及び列車の運行状況を知らせるとともに、誘導案内の徹底を図り、秩序の維持に努める。 ○ 社会的に影響を及ぼすおそれのある事故のときは、報道機関等へ通報する。
西 武 鉄 道	○ 利用客に対し、駅構内放送、車内放送、掲示板等により事故の状況、復旧見込みを案内する。 ○ 公衆に対しては、西武ホームページに必要な情報を広報する。
小 田 急 電 鉄	○ 大規模災害時の広報は、駅放送、車内放送、掲示板及び小田急ホームページ、その他報道機関等を通じて、旅客、公衆に対し、次の内容による広報を行う。 1 被害の状況、復旧の見込み 2 列車の運行状況、駅、車内の混雑状況 3 振替、代替輸送の状況 4 避難所、避難経路(付近の広場、空地等)
北 総 鉄 道	○ 旅客に対し駅構内放送、車内放送、掲示板等により事故状況、復旧見込み、列車運行状況及び振替輸送・代行輸送等の案内をする。
東 京 地 下 鉄	○ 旅客に対して、駅構内放送、車内放送、運行情報装置、掲示板等により、事故の内容、復旧見込み、運行計画、振替輸送及び代替輸送等の案内を徹底する。 ○ 利用者に必要な情報をホームページに掲載するとともに、適宜報道機関に発表する。
東京モノレール	○ 旅客に対して各駅の構内放送、車内放送、掲示板等により、概ね次の事項を情報伝達する。また、必要に応じて、報道機関等にも伝達する。

第2章 情報の収集・伝達

第4節 災害時の広報及び広聴活動

機関名	内 容
	1 事故の状況、復旧対策、復旧見込み 2 列車の運転計画 3 振替輸送、代行輸送及びその経路 4 その他必要事項
ゆりかもめ	○ 旅客に対して、車内及び駅施設放送または掲示等で、障害の状況(不良箇所、復旧見込、振替輸送を実施する場合はその区間その他必要事項)を周知し、混乱防止に努めるとともに、報道機関等に伝達する。
東京臨海高速鉄道	○ 運輸指令室長は災害発生の報告を受けた場合は、消防署及び警察署へ通報し、必要により救援出動を要請する。 ○ 東京都、気象庁及び救急機関等との連絡を密にして、災害の状況、路線その他の施設及び沿線の被害状況を把握し、定められた連絡体制により報告または連絡をする。 ○ 旅客に対しては、駅構内放送、車内放送、案内表示装置または掲示等により、列車の運転状況、復旧見込み、振替輸送等を案内し、混乱防止に努める。
多摩モノレール	○ 旅客・公衆に対し、放送装置、案内表示装置また掲示等を活用し、列車の運転状況・復旧見込み等の情報を広く周知させる。また、必要に応じて報道機関等にも伝達する。
首都圏新都市鉄道	○ 旅客に対して各駅の構内放送・掲示表示、車内放送・掲示表示等により、事故の内容、復旧見込み、運行計画及び振替輸送等の案内を行う。 ○ 利用者に必要な情報をホームページに掲載する。適宜報道機関に発表する。
東日本高速道路	○ 道路利用者等に、道路交通情報提供施設、インターネット、マスメディア等により情報提供を実施する。 ○ 高速道路情報の問合せ先となるお客さまセンター、料金所、休憩施設に対しては、常に最新情報を連絡するよう努める。
中日本高速道路	○ 災害時において、道路利用者及び地域住民が、非常事態に即応して適切な措置をとり得るよう、高速道路に関する適切な情報を、速やかに道路の情報提供施設や報道機関等を通じて提供するものとする。
首都高速道路	○ 災害が発生した場合には、利用者に対しては各種情報板や緊急放送(トンネル内)、巡回パトロールカー等で広報を行う。また、お客様センター等において一般からの問い合わせに対応する。
東海汽船	○ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導を講ずる。

機関名	内 容
	○ 各種情報の収集及び整理並びに事故対策関係者へ情報を伝達する。 ○ 被災者の近親者等へ事故情報を提供する。 ○ 報道関係者へ事故情報の提供及び便宜を図る。 ○ その他事故に係る広報を行う。
東京空港事務所	○ 東京国際空港内及びその周辺において航空機事故が発生した場合、関係機関と調整の上、確認されている事実の公表等、速やかに広報活動を行う。

2 避難勧告等の情報伝達

- 都及び区市町村は、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、都民等に対しマスコミと連携した避難勧告等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。
- 具体的な対応については、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ」の内容による。
 - 1 実施機関
 - 東京都、都内区市町村、東京都域または都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社
 - 2 伝達する情報
 - (1) 避難準備情報(災害時要援護者向け準備情報を含む。)
 - (2) 避難勧告
 - (3) 避難指示
 - (4) 警戒区域の設定

3 広聴活動

機関名	内 容
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	○ 常設の都民相談窓口に併設して、臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望、苦情等の解決に努める。
警 視 庁	○ 警察署または交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。
東 京 消 防 庁	○ 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたる。 ○ 都民からの電子メールによる問い合わせに対応する。
区 市 町 村	○ 被災者のための相談所を設け、要望事項や苦情を聴取し、その解決を図るほか、広聴内容を関係機関に連絡する。

4 報道機関への発表

(1) 都本部からの発表

- 都本部からの発表は、都庁記者クラブ(第一本庁舎6階)等において行う。なお、本部長室での直接の取材は受け付けない。
- 都本部の報道機関への窓口は、都知事本局とする。
- 都本部の決定事項及び各局の発表事項は、都知事本局が行う。
- 夜間または勤務時間外に発災した場合は、都本部が設置されるまでの間は、総務局総合防災部が発表を行う。

(2) 警視庁・東京消防庁からの発表

- 警視庁及び東京消防庁が収集した被害情報等については、それぞれの庁内記者クラブにおいて発表する。

(3) 各防災機関からの発表

- 被害状況及び施設の復旧等に関する情報は、各防災機関の記者クラブ等で発表するが、必要に応じて、都本部においても発表する。

第5節 災害時の放送要請、報道要請

1 放送要請

- 都が災害対策本部を設置した場合またはこれに準ずる態勢をとった場合は、都が行う災害応急対策等についての放送要請は、「災害時等における放送要請に関する協定」に基づき速やかに行う。
- 放送要請については、都知事本局が都総務局と協議のうえ、要請文を作成した後、本部長(知事)が決定し、総務局が各放送機関へ無線一斉通報(音声及びFAX)にて伝達する。なお、その他については、「災害時等における放送要請に関する協定」及び同協定実施細目の定めるところにより行う。
- 外国人への情報提供については、アメリカン・フォース・ネットワーク(AFN)との間に締結している「災害時等における放送要請に関する協定」に基づき実施する。

(資料第31 災害時等における放送要請・報道要請に関する協定 P274)

(資料第32 災害時等における放送要請に関する協定に係る運用マニュアル P278)

2 報道要請

- 都が災害対策本部を設置した場合またはこれに準ずる態勢をとった場合は、都が行う災害応急対策等についての報道要請は、「災害時等における報道要請に関する協定」に基づき速やかに行う。
- 報道要請については、都知事本局が都総務局と協議のうえ、要請文を作成した後、本部長(知事)が決定し、各報道機関へ要請する。なお、その他については「災害時等における報道要請に関する協定」の定めるところにより行う。

(資料第31 災害時等における放送要請・報道要請に関する協定 P274)

第3章 災害救助法の適用

- 事故災害が発生し、区市町村単位の被害が一定以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合で、国民保護法の適用を受けない事案については、災害救助法(以下、「救助法」という。)の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。
- 災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号適用の災害は、住家に被害を生じた場合を対象として設けられている。大規模事故時に第4号が適用される場合は直接多数の者の生命、身体に危害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定や社会秩序のためにも迅速な救助の実施を必要とする場合である。
- 大規模事故については、災害救助法施行令第1条に基づき法の適用を決定したときは、厚生労働大臣に情報を提供する。

(災害救助法施行令第1条第1項第4号適用に基づく災害例)

- 1 船舶の沈没または交通事故により多数の者が死傷した場合
- 2 交通路の途絶のため多数の登山者等を放置すれば飢餓状態に陥る場合
- 3 火山爆発または有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- 4 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合
- 5 離島であって長期の干害により海上輸送以外の方法で飲料水の確保ができない場合
- 6 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ多数の者が死傷した場合

第1節 災害救助法の適用

1 災害救助の実施機関

- 都の地域に災害が発生し、救助法の適用基準に該当する被害が生じ、国民保護法の適用を受けない場合、知事は救助法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施する。
- 区市町村長は、救助法に基づき知事が救助に着手したときは、知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。また、知事は、救助を迅速に行う必要があるときは、救助に関する職権の一部を区市町村長に委任する。
- なお、災害の事態が急迫し、知事による救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、区市町村長は、救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受ける。

2 救助法の適用基準

- 救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、都においては、次のいずれか一つに該当する場合、救助法を適用する。
 - (1) 区市町村の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第1に定める数以上であること
 - (2) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第2に定める数以上あって、区市町村の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第3に定める数以上であること。
 - (3) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第4に定める数以上の場合または災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと
 - (4) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたこと

3 被災世帯の算定基準

- (1) 被災世帯の算定
 - 住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し、または半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。
- (2) 住家の滅失等の認定
 - ア 住家が滅失したもの
 - 住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
 - イ 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの
 - 住家の損壊または焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
 - ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
 - ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
- (3) 世帯及び住家の単位
 - 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
 - 住家とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造の

アパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。

4 救助法の適用手続

- 災害に際し、区市町村における災害が、前記の救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、当該区市町村長は(島しょの町村長は支庁長を経由して)、ただちにその旨を知事に報告しなければならない。
- 知事は、区市町村からの報告または要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、ただちに、法に基づく救助の実施について、当該区市町村及び都各局に指示するとともに、関係指定地方行政機関等、厚生労働大臣に通知または報告する。
- 救助法を適用したときは、速やかに、次により公布する。

公告 ○月○日発生の○○災害に関し○月○日から○○区市町村の区域に 災害救助法により救助を実施する。 平成○年○月○日 東京都知事 ○○○○

- 知事は、救助法を適用しようとするときは、事前に厚生労働大臣(厚生労働省社会・援護局)にその旨を連絡する。
- 都本部が設置されている場合は、本部長室の審議を経て救助法を適用する。

5 救助の種類

- 救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。
 - (1) 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
 - (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与
 - (4) 医療及び助産
 - (5) 災害にかかった者の救出
 - (6) 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
 - (7) 災害にかかった住宅の応急修理
 - (8) 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与
 - (9) 学用品の給与
 - (10) 埋葬
 - (11) 死体の搜索及び処理
- 救助は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

- 救助の程度・方法及び期間については、厚生労働大臣が定める基準に基づき知事が定め、区市町村ほか関係機関に通知する。

第2節 救助実施体制の整備

1 救助実施体制の整備

- 救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するためには、事前に強力な救助実施組織を確立することが必要である。
- そのため、都は、災害対策本部の組織を救助法適用後、救助法実施組織として活用できるよう、拡充整備を図るとともに、要員に対する事前研修を実施するなど、救助業務の習熟に努める。

2 被害状況調査体制の整備

- 救助法を適用するにあたっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるので、被害状況等の調査、報告体制の整備に努める。

3 救助の実施に必要な関係帳票の整備

- 救助の実施にあたっては、救助ごとに帳票の作成が義務づけられている。
- 災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておく。

第3節 救助の実施方法等

1 災害報告

- 救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過にあわせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。
- これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告する。

2 救助実施状況の報告

- 災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する必要がある。

3 救助の程度・方法及び期間

- 基準額については、都規則により適宜改訂を行う。

第4節 従事命令等

1 従事命令等の種類

○ 迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、知事に次のような権限が付与されている。

(1) 従事命令

○ 一定の業種のものを、救助に関する業務に従事させる権限

(例) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工、左官、とび職 等

(2) 協力命令

○ 被災者その他近隣のものを、救助に関する業務に協力させる権限

(例) 被災者を炊き出しに協力させる 等

(3) 管理、使用、保管命令及び収用

○ 特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、または物資を収用する権限

ア 管理

○ 救助を行うため特に必要があると認めるとき、知事が病院、診療所、旅館、飲食店等を管理する権限

イ 使用

○ 家屋を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋、物資を物的に利用する権限

ウ 保管

○ 災害の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限

エ 収用

○ 災害の際、必要物資を多量に買いだめし、売り惜しみしているような場合は、その物資を収用する権限

なお、収用は、特定業者に限らず、一般人等何人に対してもなし得る。

2 従事命令を受けた者の実費弁償

区分	範囲	平成20年度費用(日当)の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日あたり 医師……………21,200円以内 歯科医師……………20,200円以内 薬剤師……………16,600円以内 保健師、助産師、看護師・16,300円以内 准看護師……………13,200円以内 診療放射線技師……………14,400円以内	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途東京都規則で定める額

区分	範囲	平成20年度費用(日当)の限度額	期間	備考
		臨床検査・工学技師……14,400円以内 歯科衛生士……13,800円以内 救急救命士……17,300円以内 土木・建築技術者……15,900円以内 大工……20,900円以内 左官……17,900円以内 とび職……17,600円以内		

第5節 災害救助基金の運用

1 災害救助基金の積立

- 救助法に基づく応急救助の実施に要する費用については、緊急時に相当の額を必要とするので、都はその財源に充てるため災害救助基金を積み立てている(救助法第37条)。

(注) 法定積立最小額は、当該年度の前年度前3か年間における地方税法に定める普通税収入額の決算額の平均年額の千分の五相当額である。

2 災害救助基金の運用

- 災害救助基金は、預金または公社債として運用しているほか、発災時に緊急に必要とする食料、生活必需品などの給与品の事前購入に充てている。

(資料第33 給与品事前購入分一覧表 P279)

第4章 応援協力・派遣要請

- 事故災害が発生した場合、各防災機関はあらかじめ定めた所掌事務または業務に沿って応急対策を実施する。
- 被害が広範囲に及ぶ場合は、被災していない自治体や民間の協力を得るなどの事故災害対策を実施する。
- 知事は必要に応じて自衛隊に災害派遣を要請する。

第1節 応援協力

1 区市町村の応援協力

- 被災区市町村長は、知事に応援または応援のあっ旋を求めるなどして災害対策に万全を期する。
- 知事は、災害を受けた区市町村が応急対策を円滑に実施できるようにするため、他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、または防災機関の応援をあっ旋する。
- 区市町村長が知事に応援または応援のあっ旋を求める場合、都総務局(総合防災部防災対策課)に対し、次に掲げる事項についてまず口頭または電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。
 - (1) 災害の状況及び応援を求める理由(災害の状況及びあっ旋を求める場合はその理由)
 - (2) 応援を希望する機関名
 - (3) 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - (4) 応援を必要とする場所、期間
 - (5) 応援を必要とする活動内容
 - (6) その他必要な事項

項 目	内 容
東京消防庁における相互応援	○ 消防組織法第39条に基づき、隣接市町等との間において、隣接する地域の火災や大規模災害等による被害を最小限に防止することを目的とし、消防相互応援協定を締結している。 (資料第34 東京消防庁相互応援協定の締結一覧 P280)

2 防災機関等の応援協力

(1) 防災機関の応援要請

- 防災機関の長または代表者は、都に対し応急措置の実施を要請しもしくは応援を求めようとするとき、または区市町村もしくは他の防災機関等の応援のあ

っ旋を依頼しようとするときは、都総務局(総合防災部防災対策課)に対し、次に掲げる事項についてまず口頭または電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

ア 災害の状況及び応援を求める理由(災害の状況及びあつ旋を求める場合はその理由)

イ 応援を希望する機関名

ウ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

エ 応援を必要とする場所、期間

オ 応援を必要とする活動内容

カ その他必要な事項

(2) 都と防災機関との応援協力

- 災害時において、他機関の円滑な協力が得られるよう、都においては日赤東京都支部、東京都医師会等と協定を締結し、あるいは事前協議を整え、協力態勢を確立している。

(資料第35 都と他の地方公共団体との広域的な相互応援協力等(総括表) P281)

(3) 防災機関相互間の応援協力

ア 応援協力の実施

(ア) 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、協力または便宜を供与する。

(イ) 各機関の協力業務の内容は、第1部第5章に定める範囲とし、協力方法は各計画に定めるところによる。

(ウ) 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協議を整える。

(エ) 都総務局は、各機関の間にあつて相互協力のあつ旋をする。

イ 海上災害時の相互協力

項 目	内 容
東 京 湾 消 防 相 互 応 援 協 定	○ 消防組織法第39条に基づき、東京消防庁、川崎市、横浜市、千葉市及び市川市との間において、船舶、航空機、車両等による大規模な火災、危険物の流出事故、大規模な危険物施設等の火災に対応するため、平成2年(1990年)5月に東京湾消防相互応援協定を締結している。
東京消防庁と東京 海上保安部との 業 務 協 定	○ 京浜港東京区全水域における消火活動及び火災予防の活動を円滑に実施するため、東京消防庁と東京海上保安部との間において、昭和44年(1969年)8月に業務協定を締結している。
排 出 油 等 防 除 協 議 会	○ 第三管区海上保安本部の東京海上保安部、横浜海上保安部、下田海上保安部及び小笠原海上保安署は、関係自治体及び関係機関とともに、東京湾及び島しょ部の海域において大量の油または有害液体物質の排出事故が発生した場合に備

第4章 応援協力・派遣要請

第1節 応援協力

項 目	内 容
	え、各海域毎に排出油等防除協議会を組織し、災害発生時には排出油等の防除活動について必要な事項を協議し、かつ、その実施を推進する。 ○ 東京湾では、各海域毎に組織された排出油等防除協議会、関係自治体、その他の関係機関で組織する東京湾排出油等防除協議会が各排出油等防除協議会の活動の総合調整を行う。
東京港安全汚染防止対策協議会	○ 都港湾局、関係官公庁及び民間団体等 21 機関が、東京港における船舶の航行安全、災害防止等に関する事項を協議し、その対策を推進することを目的として昭和50年(1975年)6月に設置した。
東京海上保安部と日赤東京都支部との協定	○ 昭和40年(1965年)10月、救護班の派遣、り災者用救援物資の輸送等、災害時の救護活動について協定を締結している。

ウ 航空機事故時の相互協力

項 目	内 容
東京消防庁と東京空港事務所との消火救難活動に関する協定	○ 東京消防庁と東京空港事務所は、昭和46年(1971年)7月に東京国際空港及びその周辺における消火救難活動について相互応援協定を締結している。
米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡調整体制	○ 米軍または自衛隊の航空事故等が発生した場合における必要な応急対策を迅速かつ的確に実施するため、昭和56年(1981年)4月東京防衛施設局(現北関東防衛局)、自衛隊、米軍、都、警視庁、東京消防庁及び22市町村とが「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱」を定め、災害時の通報体制及び被災者救援活動等について取り決めている。 (資料第19 米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱 P253)
日赤東京都支部と東京空港事務所との協定	○ 平成元年(1989年)3月、東京国際空港及びその周辺における航空機事故発生時の救護について「応急救護活動に関する協定」を締結している。
日赤神奈川県支部と東京空港事務所との協定	○ 平成8年(1996年)6月、東京国際空港及びその周辺における航空機事故発生時の救護について「応急救護活動に関する協定」を締結している。
医師会と東京空港事務所との協定	○ 平成2年(1990年)10月に大田区三医師会(蒲田・大森・田園調布)と、また平成9年(1997年)4月に川崎市医師会と、東京国際空港及びその周辺における航空機事故発生時の救

項 目	内 容
	護について「医療救護活動に関する協定」を締結している。

エ 鉄道事故時の相互協力

項 目	内 容
鉄 道 各 社 に おける 相 互 協 定	○ 鉄道各社は、それぞれ連絡駅等において、災害が発生するおそれがあるときまたは発生したときの相互協力について、協定書、覚書等を取り交わしている。また、被災等により不通区間を生じた場合は、連絡する鉄道等の機関に振替輸送を依頼するべく、そのための協定を結んでいる。

3 地方公共団体との広域的な応援協力

- 災害時において他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう、都においては他の地方公共団体と協定を締結し、協力体制を確立している。
(資料第35 都と他の地方公共団体との広域的な相互応援協力等(総括表) P281)
(資料第36 震災時等の相互応援に関する協定・実施細目 P284)
(資料第37 18大都市との災害時相互応援に関する協定・実施細目 P291)
(資料第38 八都県市との災害時相互応援に関する協定・実施細目 P294)

4 民間団体との応援協力

- 都及び区市町村並びに関係防災機関は、その所掌事務に関する民間団体に対し災害時に積極的協力が得られるよう、協力体制の確立に努める。このため、都では「資料第35 都と他の地方公共団体との広域的な相互応援協力等(総括表)」のとおり民間団体と協定を結び、災害時の協力業務及び協力方法を定めている。
(資料第39 災害時における応急対策業務に関する協定 P298)
(資料第40 災害時における応急復旧業務に関する協定 P299)
(資料第41 災害時における救助・救急業務に関する協定 P300)

5 公共的団体等との応援協力体制の確立

- 区市町村は、区域内における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を災害時に十分発揮できるよう態勢を整備する。
- 区市町村は、住民の相互助け合いの精神に基づく自発的な防災組織に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図る。
これらの団体の協力業務及び協力方法については、区市町村地域防災計画の中で明確化し、災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を図る。
- これら団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。
(1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、区市町村その他関係機関に

連絡すること

- (2) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること
 - (3) 災害時における広報広聴活動に協力すること
 - (4) 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること
 - (5) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること
 - (6) 被災状況の調査に協力すること
 - (7) 被災区域内の秩序維持に協力すること
 - (8) り災証明書交付事務に協力すること
 - (9) その他の災害応急対策業務に協力すること
- (注) 1 公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会、歯科医師会、薬剤師会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、青年団、婦人会、母の会等をいう。
- 2 防災組織とは、町会や自治会などを主体に結成された地域の防災活動を担う組織である防災市民組織、事業所の防災組織等をいう。

6 各機関の経費負担

- 国から区市町村または都に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他府県、他市町村から区市町村または都に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による(災害対策基本法施行令第18条)。

第2節 派遣要請

- 知事は、大規模事故などの災害発生に際して、人命または財産の保護のため必要があると認めた場合、もしくは区市町村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。
- 事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、ただちにその旨を連絡する。

1 災害派遣の範囲

- 自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。
 - (1) 知事の要請による災害派遣
 - ア 災害が発生し、知事が人命または財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
 - イ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
 - ウ 災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合で、区市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

(2) 知事が要請するいとまがない場合における災害派遣

- ア 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、区市町村長または警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、ただちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- イ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、ただちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ウ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- エ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
- オ 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合
- カ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設またはこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

2 災害派遣要請の手続等

(1) 要請者

知事

(2) 要請手続

ア 都が行う要請手続

- 知事は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話または口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達する。
 - (ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由
 - (イ) 派遣を希望する期間
 - (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (エ) その他参考となるべき事項

イ 区市町村長の通報

- 区市町村長は、当該区市町村の地域に災害が発生し、知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに知事に通知する。

ウ 防災機関が行う要請手続

- 災害派遣の対象となる事態が発生し、防災機関の長(東京海上保安部長及び東京空港事務所長を除く。)が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、(2)アに掲げる事項を明らかにし、電話または口頭をもって都総務局(総合防災部防災対策課)に依頼する。
- 緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、知事に要請するいとまがない場合は、直接関係部隊等に通報するものとし、事後所定の手続を速やかに行

う。

エ 自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知

- 知事の派遣要請または自衛隊の自主的決定により、部隊を派遣した場合は、速やかに知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知する。

(3) 自衛隊との連絡

ア 情報の交換

- 都総務局及び自衛隊は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に絶えず情報の交換をする。

イ 連絡班の相互派遣

- 都総務局は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、陸上自衛隊第1師団司令部、海上自衛隊横須賀地方総監部、航空自衛隊防空指揮群本部に対し、都本部への連絡班(員)の派遣を要請する。
- 都は自衛隊の要求により、自衛隊の主要な活動地区へ都の連絡班を派遣し、派遣要請等の接受及び資器材等の迅速な措置がなされるようにする。

ウ 連絡所の設置

- 都総務局は、自衛隊災害派遣業務を調整し、また迅速化を図るため、東京都防災センター内に自衛隊連絡所を設置する。

(4) 災害派遣部隊の受入体制

ア 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

- 知事及び各防災機関の長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。

イ 作業計画及び資器材の準備

- 各防災機関の長は、いかなる状況において、どのような分野(救助、救急、応急医療、緊急輸送等)について、派遣要請を行うのか、平常時より計画しておくとともに、必要な資器材を準備し、また、施設の使用に際して管理者の了解を得る。
- 救助・救急部隊が使用する重機類等に不足が生じる場合は、都総務局は解体業者等の協力を得て、確保に努める。

ウ 活動拠点及びヘリポート等使用の通報

- 知事及び各防災機関の長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、区市町村等関係機関と協議のうえ、使用の調整を実施し部隊に通報する。

(5) 災害派遣部隊の撤収要請を行う場合の協議

- 知事は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行う。

(6) 経費の負担

- 自衛隊の救援活動に要した次に列举する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合

は、関係機関が協議して定める。これによりがたい場合には、知事は、陸上自衛隊第1師団長または海上自衛隊横須賀地方総監及び航空自衛隊防空指揮群司令等と協定を締結する。

ア 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁等の使用及び借上料

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等

エ 天幕等の管理換に伴う修理費

オ 島しょ部に係る輸送料等

カ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

3 災害派遣部隊の活動内容

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	○ 車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	○ 避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合に必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索援助	○ 行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	○ 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	○ 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたる(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
道路または水路の啓開	○ 道路もしくは水路が損壊し、または障害がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	○ 被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
人員及び物資の緊急輸送	○ 緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	○ 被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付または譲与	○ 「防衛省の管理に属する物品の無償及び譲与等に関する内閣府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付または譲与する。

第4章 応援協力・派遣要請

第2節 派遣要請

区 分	活 動 内 容
危険物の保安 及 び 除 去	○ 能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の 措 置 等	○ その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 ○ 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官または海上保安官がその場にいない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

4 災害基礎資料の調査及び収集担任(陸上自衛隊第1師団)

都担当	地区担任部隊		担 当 地 域
第1師団長(練馬)	23 区 分 区	第1普通科 連隊 (練馬)	千代田・中央・港・新宿・文京・台東・墨田・江東・品川・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・北・荒川・板橋・練馬・足立・葛飾・江戸川の各区
	北 多 摩 分 区	第1後方 支援連隊 (練馬)	立川・武蔵野・三鷹・府中・昭島・調布・小金井・小平・東村山・国分寺・国立・狛江・東大和・清瀬・東久留米・武蔵村山・西東京市の各市
	南 多 摩 分 区	第1施設大隊 (練馬)	八王子・町田・日野・福生・多摩・稲城・羽村・あきる野の各市、瑞穂町
	西 多 摩 分 区	第1偵察隊 (練馬)	青梅市、日の出町、檜原村、奥多摩町
	島 し よ 部	師団直轄	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

第5章 消防活動

- 火災発生時に消防機関等が迅速かつ的確な消防活動を行うことにより、火災の拡大を防ぎ、被害の軽減を図る。

第1節 活動方針

1 市町村

- 市町村は、地域住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災その他の災害を防除し、及びこれらの災害による被害の軽減を図るため、関係機関との連携の下に消防活動を実施する。

2 東京消防庁

- 大規模な事故等が発生した場合において、それらの事象から生命、身体及び財産を保護するため、関係機関と連携の下、東京消防庁の機能を十分に発揮して消防部隊等を運用し、災害等による被害の軽減を図るとともに、人命救助及び救急活動を実施する。

第2節 活動態勢

- 活動態勢について市町村の消防機関は、常時、火災その他の災害に即応できる態勢を確保しておかなければならない。本節においては、東京消防庁の本部の編成、部隊の運用について定める。

1 本部の構成

- 東京消防庁に災害活動組織の総括として警防本部を、消防方面本部ごとに方面隊本部を、消防署ごとに署隊本部を置く。

2 部隊の運用等

- 東京消防庁は、地下街及び高層ビル等における火災に対しては、個別に計画を作成し、計画に応じて特別消火中隊などを運用するとともに、災害の様相及び規模により消防救助機動部隊や消防ヘリコプター機動部隊などの特別な消防部隊を運用し、火災等に対処している。

第6章 危険物事故の応急対策

- 石油類、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射線等の各施設や危険物輸送車両、流出油、流木事故等の事故災害時に防災機関は、被害を最小限にとどめるため、被災者の救出・救助や被害の拡大を防止するための応急措置を実施する。

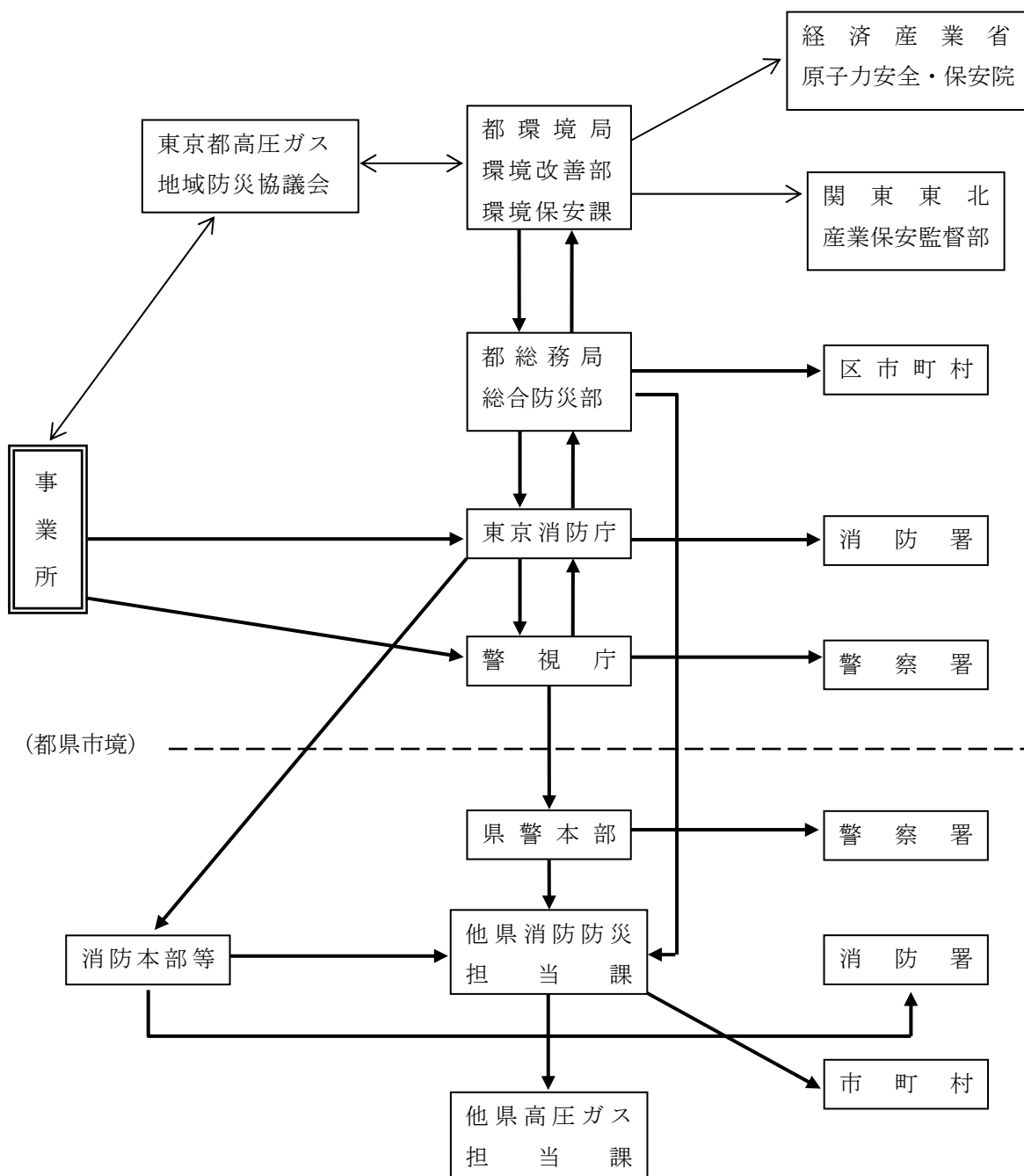
第1節 石油类等危険物貯蔵施設等の応急活動

機関名	内 容
東京消防庁	○ 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。また、これらの施設に対する災害応急対策は、第3部第5章「消防活動」(P143)に定めるところにより対処する。 1 危険物の流出、あるいは爆発等のおそれがある作業や移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンクの破壊等による流出、異常反応、広域拡散等の防止措置と応急対策 3 災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定 4 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

第2節 高圧ガス保管施設の応急活動

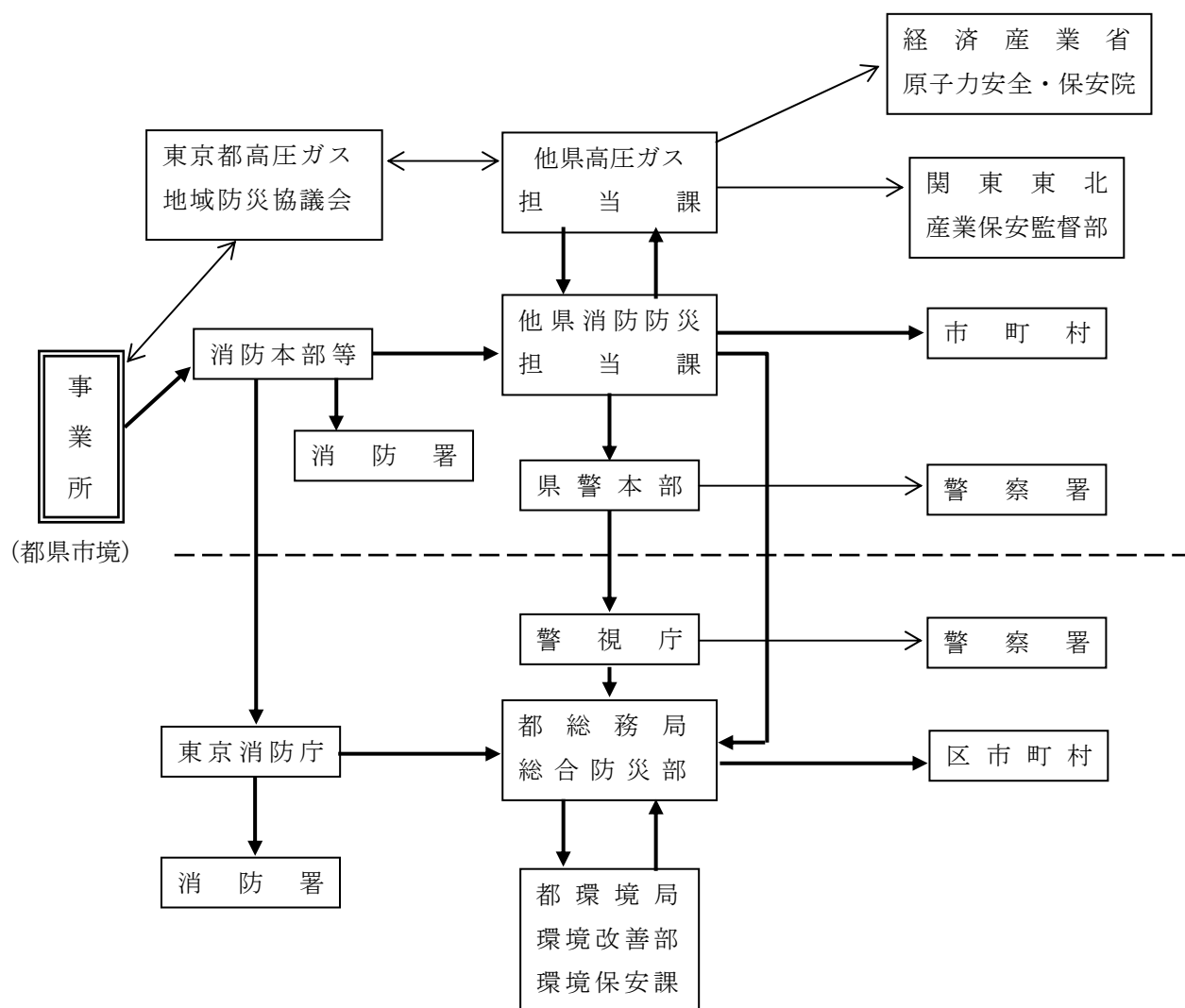
- 高圧ガス貯蔵施設に事故が発生し、塩素ガス等の有毒ガスが漏洩した場合、当該事業所は防除活動を実施するとともに、被害の拡大を防止するため、関係機関に迅速かつ的確な通報を実施する。
- 安全対策の対象となるガスは「大量に貯蔵及び消費され、漏洩により隣接する住民に被害を及ぼすおそれのあるガス」(都においては、塩素ガス、アンモニア、酸化エチレン)である。
- 都県間で事故が発生した場合の連絡通報窓口については、平成4年(1992年)10月に隣接都県の合意に基づき定められている。
- 有毒ガス漏えい事故発生時における通報系統、通報内容、各機関の対応措置は次のとおりである。

ア 都において事故が発生した場合



(注)太字は基幹ルートである。

イ 隣接県において事故が発生した場合



(注) 太線は基幹ルートである。

(2) 高圧ガス大規模漏えい時に係る連絡通報窓口及び通報内容

(資料第42 高圧ガスに係る連絡通報窓口 P301)

(3) 機関別対応措置

機関名	内 容						
区 市 町 村	○ 事故時において必要に応じ次の措置を行う。 <table border="0"> <tr> <td>1 住民に対する避難の勧告または指示</td><td>4 避難住民の保護</td></tr> <tr> <td>2 住民の避難誘導</td><td>5 情報提供</td></tr> <tr> <td>3 避難所の開設</td><td>6 関係機関との連絡</td></tr> </table>	1 住民に対する避難の勧告または指示	4 避難住民の保護	2 住民の避難誘導	5 情報提供	3 避難所の開設	6 関係機関との連絡
1 住民に対する避難の勧告または指示	4 避難住民の保護						
2 住民の避難誘導	5 情報提供						
3 避難所の開設	6 関係機関との連絡						
都 総 務 局	○ 都区市境周辺で漏えい事故が発生した場合においては、前記(1)の「高圧ガス漏えい事故発生時の通報系統」に基づき、関係機関に対し必要な連絡通報を行う。						
都 環 境 局	○ 事故時における措置 1 ガス漏れ等の事故が発生した場合、当該事業所は直ちに災害の拡大防止及び被害の軽減に努める。 2 都環境局は、災害が拡大するおそれがある場合、東京都高圧ガス地域防災協議会がガスの種別により指定した防災事業所に対して出動を要請し、災害の拡大防止等を指示する。 ○ 事故時の緊急出動体制 高圧ガスの事故時には、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定する防災事業所と部会ごとに置く準防災事業所が対応する体制を整えている。 防災事業所は、高圧ガスの移動や事業所等における事故に対し、出動要請があった場合に応援出動することを任務とし、準防災事業所は、移動時に係る事故を除き、防災事業所と同様の任務を負っている。 ○ 事故時の通報連絡系統 <pre> graph TD A[事故発生場所 (事業所等)] -- 通報 --> B[東京都高圧ガス 地域防災協議会] B --> C[警視庁 (警察署)] B --> D[東京都消防庁 (消防署)] B --> E[都環境局環境保安課 (多摩環境事務所)] E --> F[防災事業所等] E --> G[都総務局 総合防災部] G --> H[関東東北 産業保安監督部] H --> I[経済産業省 原子力安全・保安院] </pre>						

第6章 危険物事故の応急対策

第3節 火薬類保管施設の応急活動

機関名	内 容
東京消防庁	○ ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の勧告または指示を行う。 ○ 災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ○ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、前章「消防活動」(P143)により対処する。
警 視 庁	○ ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 ○ 区市町村長が避難の指示をすることができないと認めたときまたは区市町村長から要求があったときは、避難の指示を行う。 ○ 避難区域内への車両の交通規制を行う。 ○ 避難路の確保及び避難誘導を行う。
関東東北産業保安監督部	○ 正確な情報把握のため、都及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 ○ 災害発生に伴い、都及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造、施設者等に対して施設等の緊急保安措置を講ずるよう指導し、被害の拡大防止を図る。

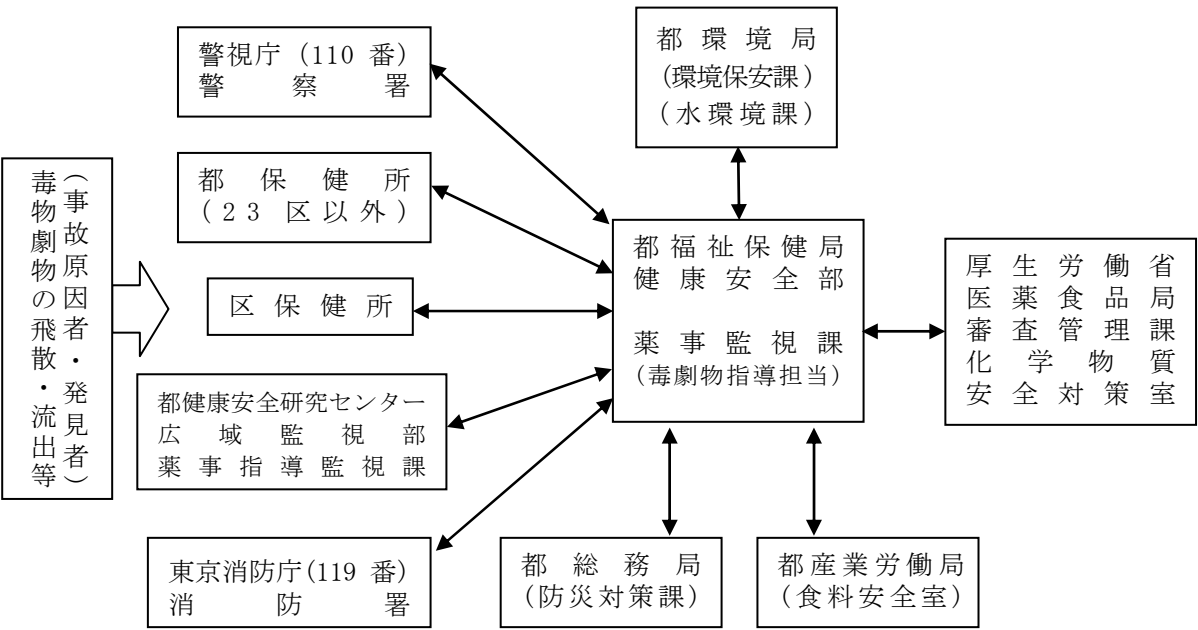
第3節 火薬類保管施設の応急活動

機関名	内 容
都 環 境 局	○ 被害が拡大するおそれがある施設を対象に、緊急時における管理上の指揮命令を発する。 1 関係機関には状況に応じた緊急措置等を連絡する。 2 事業所には十分な水を確保するよう指導し、水バケツ等の消火施設の強化を指示する。
関東東北産業保安監督部	○ 火薬類製造事業所等の施設等が、災害の発生により危険な状態となった場合または危険が予想される場合は、十分な監督または指導を行うものとし、必要があると認めるときは法令の定めるところにより、緊急措置命令を行う。 ○ 作業現場に未使用の状態で滞留している火薬類について、緊急の場合は自主的保安管理体制の下に直ちに担当の監督者に回収させ、火薬庫に返納する等の措置をとらせるとともに、迅速に実情を把握し、適切な指示・命令等を発する。

第4節 毒物・劇物取扱施設の応急活動

○ 毒物・劇物の飛散、漏えい等の事故が発生した場合の対応措置は次のとおりである。

(1) 毒物・劇物事故通報体制系統図



(2) 機関別対応措置

機関名	内 容
都福祉保健局	○ 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。 ○ 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。 ○ 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。
東京消防庁	○ 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の勧告または指示を行う。 ○ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ○ 関係機関との情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策は前章「消防活動」(P143)により対処する。
都教育庁	○ 発生時の活動について、次の対策を樹立しておき、これに基づき行動するよう指導する。

機関名	内 容
	1 発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知 2 出火防止及び初期消火活動 3 危険物等の漏えい、流出等による危険防止 4 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災等の防止 5 児童生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底 6 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 7 避難場所及び避難方法

第5節 放射線使用施設等の応急対策

- 災害や事故、テロ活動などにより、放射性同位元素(RI)または放射線発生装置に関し、放射線障害が発生、または発生する可能性がある場合は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき定められた基準に従い、放射性同位元素使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、文部科学大臣に報告を行う。

文部科学大臣は、その必要を認めた際、放射性同位元素使用者等に対し放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

- 放射性同位元素を使用する病院または診療所の管理者は、地震、火災その他の災害、事故、テロ活動等により放射線障害が発生または発生する可能性がある場合は、直ちにその旨を保健所、警察署、消防署その他関係機関に通報すると共に、放射線障害の防止に努める。
- 都における各機関別の応急活動は次のとおりである。

機関名	対 応 措 置
東京消防庁	○ RI等の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう取扱者を指導する。また、前章「消防活動」(P143)により災害応急活動を行うものとする。 1 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 2 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置
都福祉保健局	○ RI使用病院での被害が発生した場合、その被害状況を的確に把握し、住民に対する被害を最小限にとどめるため、4人を1班とするRI管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止措置、住民の不安の除去等に努める。

第6節 危険物輸送車両の応急対策

1 高圧ガス等輸送車両の応急対策

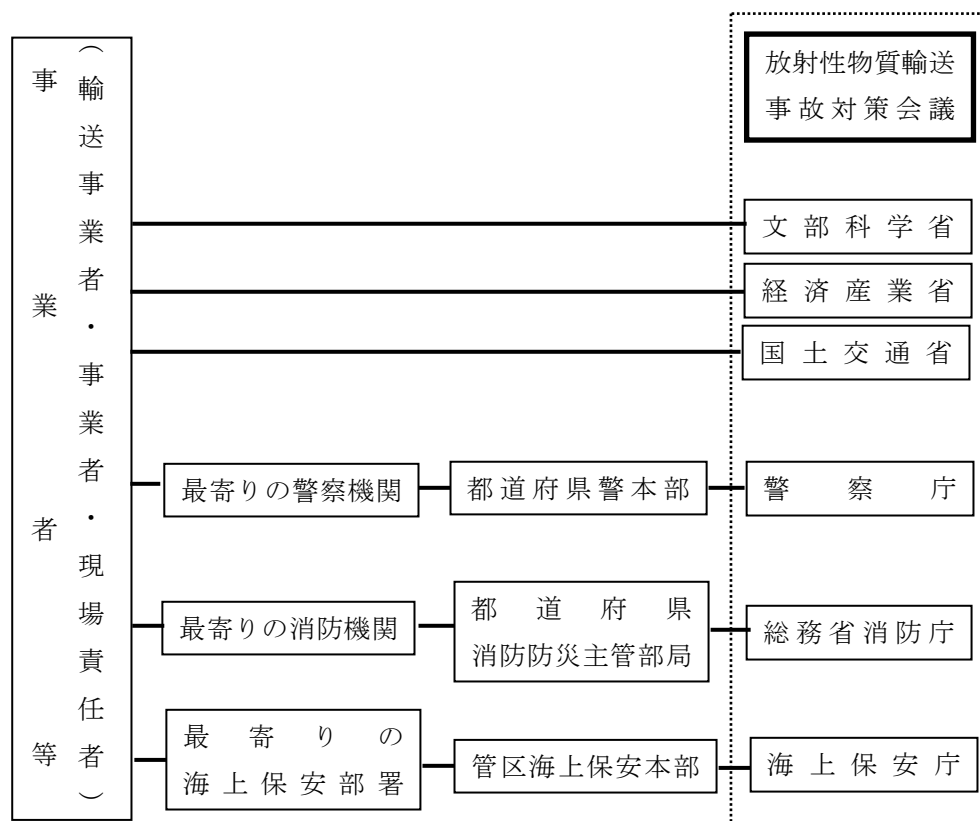
機関名	対 応 措 置
都 環 境 局	○ 一般高圧ガス及び液化石油ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、これら高圧ガスを輸送する者に対して、次の措置を講ずる。 ○ 一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限または一時禁止等の緊急措置命令を発する。
警 視 庁	○ 施設管理者に対し、保安施設、応急資器材を整備充実させ、効果的な活動を推進する。 ○ 移動可能なものは、周囲の状況によりあらかじめ安全な場所へ移動させる。 ○ 輸送中の車両については、安全な場所に誘導して退避させる。
東京消防庁	○ 第2部第2章第2節「危険物等の輸送の安全化」(P43)に基づき、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 ○ 災害応急対策は、前章「消防活動」(P143)により対処するものとする。
関東東北産業保安監督部	○ 正確な情報把握のため、都及び関係機関と密接な情報連絡を行う。
関東運輸局	○ 危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。 1 災害発生時の緊急連絡設備の整備 2 災害発生時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋梁、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講ずる。 3 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。
第三管区海上保安本部	○ 関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して災害の実態に応じて次の措置を講ずるよう指導する。 1 危険物専用岸壁における荷役の中止、施設の応急点検と出火等の防止措置 (資料第43 危険物搭載船の専用岸壁 P304) 2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策 3 港内の危険物積載船舶に対する、必要に応じた移動命令、または航行の制限もしくは禁止 4 港長公示第161号(昭和41年2月8日)に基づく、次の事項に関する規制の徹底 (1) 危険物荷役専用栈橋において液化ガス積載船の荷役中に

機関名	対 応 措 置
	おける当該船舶より 30m 以内の他の一般船舶の航行停泊の禁止 (2) 火の粉止め装置のない船舶、裸火を使用している船舶は、石油製品取扱所及び危険物専用栈橋に接岸荷役中の船舶より 30m 以内の航行、停泊、作業の禁止
J R 貨 物	○ 危険物積載タンク車等の火災、漏えい等の事故が発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、日本貨物鉄道事故発生時緊急連絡要領、化成品積タンク車等応急処置要領に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講ずるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。

2 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

- 核燃料物質等の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる「放射性物質安全輸送連絡会」（昭和 58 年 11 月 10 日設置）において、次のような核燃料物質輸送事故時の安全対策がとられることとなった。

(1) 事故時の連絡体制



(2) 事故時の対応措置

機関名	対 応 措 置
国の省庁の対応 (文部科学省) (経済産業省) (国土交通省) (警察庁) (消防庁) (海上保安庁)	○ 放射性物質輸送事故対策会議の開催 核燃料物質等の輸送中に事故が発生した場合、速やかに関係省庁による「放射性物質輸送事故対策会議」を開催し、次の事項に関し、連絡・調整を行う。 なお、会議の庶務は、事故を所管する省庁において行うものとする。 (1) 事故情報の収集、整理及び分析 (4) 対外発表 (2) 関係省庁の講ずべき措置 (5) その他必要な事項 (3) 係官及び専門家の現地派遣 ○ 派遣係官及び専門家の対応 関係省庁は、核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、現地に係官及び専門家を派遣する。係官は、事故の状況把握に努め、警察官、海上保安官または消防吏員に対する助言を行うとともに、関係省庁との連絡を密にしつつ、事業者等に対する指示等必要な措置を実施する。専門家は、関係省庁の求めに応じて、必要な助言を行う。
警 視 庁	○ 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、原子力事業者等その他の関係機関と協力して、人命救助、交通規制等必要な措置を実施する。
東京消防庁	○ 事故の通報を受けた東京消防庁は、直ちにその旨を都総務局総合防災部等に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。
都 総 務 局	○ 事故の通報を受けた都総務局は、都の窓口として、直ちに区市町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国と連携をとり、専門家の派遣要請など必要な措置を講ずる。
第三管区海上保安本部	○ 事故の通報を受けた場合は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施する。 ○ 上記項目に必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。 ○ 海上におけるモニタリングに関し、都知事から第三管区海上保安本部長に対し要請が行われたときは、巡視船艇等を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、モニタリングのための海上行動に関し、必要な支援をする。 ○ 東京都が、避難のための立ち退きの勧告または指示を行った場

機関名	対 応 措 置
	合、海上における住民等の避難状況を確認し、都に報告する。
そ の 他 (事業者等)	○ 事業者等(輸送事業者、事業者、現場責任者)は、事故発生後直ちに関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずるとともに、警察官、海上保安官または消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。

第7節 流出油等、流木の応急対策

1 流出油等応急対策

- 沿岸及び海上等の危険物施設や、船舶等から大量の油等が流失した場合またはこれに伴う火災が発生した場合、人命救助、消火活動、油拡散防止、付近の船舶等の安全確保及び沿岸住民への被害防止等を図るため、関係各機関は次の措置を講じる。

機関名	内 容
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	○ 災害発生時の作業態勢 1 船艇・航空機による状況確認を実施するとともに、関係各機関との情報連絡体制を密にし、救助・防除体制を確立する。 2 人命救助 関係機関と協力し、負傷者、被災者等の救出救護、避難誘導にあたる。 3 遭難船等に対する災害の局限措置の指導を行う。 (1) 流出箇所の閉鎖 (2) 原因者が手配した資機材による防除活動 (3) 積荷油の抜き取りまたは移送 4 オイルフェンスの展張 流出油等の拡散防止及び効率的な回収のため、遭難船等の付近へ展張の指導を行う。 5 流出油等の回収等、流出油等処理のため、油回収船、油吸着材、油処理剤等による流出油等処理作業の指導を行う。 6 消火及び延焼防止 海上火災が発生した場合、必要に応じ消火及び延焼防止措置を命じる。 7 警戒及び立入制限等 (1) 海面流出油等の警戒及び拡散状況の調査並びに二次災害の防止にあたる。

機関名	内 容
	(2) 現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。 8 応急資器材の調達輸送 油処理剤、消火剤、オイルフェンス、その他の応急資材を調達輸送する。 9 遭難船の移動等 遭難船を安全海域へ移動するため、ひき船の手配及びえい航の指導、助言を行う。 10 タンカーバージによる残油瀬取りの指導、助言を行う。 11 被害の拡大防止のため、船艇、航空機の動員、原因者等に対する防除措置の命令、(独)海上災害防止センターに対する防除措置の指示、関係行政機関の長等に対する防除措置の要請等を行う。 12 その他の応急処理 原因者が必要な措置を講じていないまたは原因者のみでは防除が困難な場合は防除措置を行う。 ○ 船舶の交通規制 油等が流出した場合または海上火災が発生した場合、必要に応じ、事故現場海域及びその周辺海域の船舶の航行等を制限しまたは禁止する。 ○ その他 1 海上火災が発生するおそれがある海域にある者に対し火気の使用を制限しまたは禁止する。 2 船舶交通の安全のため災害に関する安全通信を実施し、必要に応じ、無線放送、巡視船艇の巡回により、航行船舶に対し広報を行う。 3 その他必要な措置を行う。
東京消防庁	○ 災害発生時の作業態勢 1 人命救助 関係機関と協力し、負傷者、被災者等の救出救護、避難誘導にあたる。 2 オイルフェンスの展張 (1) 流出油等の拡散を防止するため遭難船等の付近へ展張する。 (2) 流出油等の処理、火災発生等の防止のため、油処理剤を散布する。 3 初期消火及び延焼防止 火災が発生した場合、初期消火及び延焼防止措置を行う。 4 警戒及び立入制限等

機関名	内 容
	(1) 海面流出油等の警戒及び拡散状況の調査並びに事故再発防止にあたる。 (2) 現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。 5 応急資器材の調達輸送 油処理剤、消火剤、オイルフェンス、その他の応急資材を調達輸送する。 6 状況により遭難船の移動について関係機関に要請するとともに、特に河川にあっては安全区域へ移動するため、ひき船の手配及びえい航を行う。 7 タンカーバージによる残油瀬取りを関係機関へ要請する。 8 被害の拡大防止のため、船艇、航空機の動員及び関係機関に対する出動要請を行う。 9 消火資器材の確保 流出油等の処理、火災の発生防止、消火のための油処理剤等消火資器材の確保を行う。 10 その他の応急処理 ○ 船舶の交通規制 関係機関と協力して危険水域付近に消防艇を配置して、海上または河川における船舶、いかだ等の通行禁止制限及び避難等の処置をとる。 ○ その他 1 海上及び河川における火気の使用禁止、その他必要な広報を行うとともに関係機関に協力を要請する。 2 関係機関と協力し、沿岸住民及び危険物貯蔵所等に対し、火気管理の指導、その他必要な広報を行う。 3 沿岸住民への被害拡大防止措置の指導を行う。 4 関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難勧告、退去命令の伝達及び避難誘導にあたる。 5 危険物貯蔵所の自衛措置の強化指導を行う。 6 沿岸危険区域における交通の禁止及び制限を行う。 7 その他必要な措置を行う。
警 視 庁	○ 災害発生時の作業態勢 1 人命救助 関係機関と協力し、負傷者、被災者等の救出救護、避難誘導にあたる。 2 初期消火及び延焼防止 火災が発生した場合、初期消火及び延焼防止措置を行う。

機関名	内 容
	3 警戒及び立入制限等 (1) 海面流出油等の警戒及び拡散状況の調査並びに事故再発防止にあたる。 (2) 現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。 4 関係機関と協力して必要な応急資器材の緊急輸送に協力する。 5 状況により遭難船の移動について関係機関に要請するとともに、特に河川にあっては安全区域へ移動するためひき船の手配及びえい航を行う。 6 被害の拡大防止のため、船艇、航空機の動員及び関係機関に対する出動要請を行う。 ○ 船舶の交通規制 関係機関と協力して危険水域付近に警備艇を配置して、海上または河川における船舶、いかだ等の通行禁止制限及び避難等の処置をとる。 ○ その他 1 海上及び河川における火気の使用禁止、その他必要な広報を行うとともに関係機関に協力を要請する。 2 関係機関と協力し、沿岸住民及び危険物貯蔵所等に対し、火気管理の指導、その他必要な広報を行う。 3 関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難勧告、退去命令の伝達及び避難誘導にあたる。 4 沿岸危険区域における交通の禁止及び制限を行う。
都 港 湾 局 都 総 務 局	○ 災害発生時の作業態勢 1 災害が発生した場合は直ちに関係機関との通報連絡態勢及び救助活動・油拡散防止体制を確立する。 2 関係機関と協力し流出油等の拡散を防止するため、遭難船等の付近へ展張する。 3 関係機関と協力し油吸着剤、油処理剤等を散布する。 4 警戒及び立入制限等 (1) 海面流出油等の警戒及び拡散状況の調査並びに事故再発防止にあたる。 (2) 関係機関と連携し現場の立入制限、禁止区域及び付近の警戒にあたる。 5 関係機関と協力して必要な応急資器材の緊急輸送に協力する。 6 人命救助、被害の拡大防止等応急措置のため自衛隊へ出動要請を行う。

機関名	内 容
	7 油処理剤等資材を確保する。 8 その他関係機関に対する協力要請を行う。 ○ その他 その他必要な措置を行う。 (資料第44 清掃船一覧表 P305)
沿 岸 区	○ 関係機関と協力し、沿岸住民に対して火気管理の徹底指導及び災害状況の周知を行う。 ○ 関係機関と協力し陸上への被害拡大防止にあたる。 ○ 関係機関と協力し、沿岸住民に対して避難勧告及び指示を行う。

2 流木応急対策

- (1) 都は、流出材木が発生した場合には、直ちに関係機関に連絡するとともに、利用者に対し、最寄りの貯木場に収容し結束するよう指示する。
- (2) 東京消防庁は、関係機関からの通報により必要と認められる場合は、状況に応じて消防艇等を出場させ監視警戒にあたる。
- (3) 港湾区域及び運河筋における貯木能力は、貯木可能面積 731,776 m²(平成 20 年(2008 年) 9 月 1 日現在)である。

(資料第45 港湾区域内の貯木場及び運河筋の貯木能力一覧表 P306)

(資料第46 港湾区域内の貯木場の現況 P307)

第7章 大規模事故時の応急対策

- 船舶や航空機事故及び大規模な道路事故などの事故災害時、防災機関は被災者の救助や被害の拡大を防止するための応急措置を実施する。

第1節 船舶事故

機関名	内 容
都 港 湾 局	○ 大規模な船舶事故が発生した場合には、事故状況等の情報収集を行い、関係機関と緊密な連携を図り、応急対策に協力する。 ○ 東京港内における流出油事故発生時の油防除処理は、第一に原因者が処理対応を行うこととなっている。しかし、原因者が油防除処理作業を行えない場合や原因者不明の流出油事故の場合は、港湾管理者がオイルフェンス展張・放水攪拌等の油防除処理作業を実施し、被害の拡大を防止する。 ○ 島しょにおいては、海上保安庁、地元町村役場、警察、消防等の関係機関と連携し、応急対策に協力する。 また、救助船舶の岸壁使用について、優先的使用ができるよう必要に応じ、他船舶の移動、接岸の制限を行う。
第 三 管 区 海上保安本部	○ 大規模な船舶事故が発生した場合においては、応急対策を統一かつ強力に推進するため、組織の編成及び職員、船艇、航空機の動員を行う。 ○ 事故状況等の情報収集を行い、情報に基づき所要の活動体制を確立し、関係機関と緊密な連携を図り、人命救助、救急活動、消火活動、海上交通の安全確保等を行う。
東 海 汽 船	○ 航行船舶に事故が発生したとき、船長は旅客の安全、船体、貨物の保全のために次の措置を講ずる。 1 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討 2 人身事故に対する早急な救護 3 船内及び船外への連絡方法の確立 4 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導 5 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

第2節 航空機事故

機関名	内 容
東 京 消 防 庁	○ 活動体制 1 東京国際空港内の事故の場合 東京消防庁の対象物出場計画により対応する。 2 東京国際空港外(市街地等)の事故の場合 東京消防庁の大規模災害出場計画、危険物火災出場計画、救急特別出場計画等により対応する。 ○ 活動の協定及び計画 1 東京国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定に基づき、消火救難活動を実施する。(東京空港事務所との協定) 2 東京国際空港救急医療緊急計画に基づき、空港内の救急活動を実施する。
都 港 湾 局	○ ヘリポート等及びその周辺の航空機事故に対しては、関係機関(警視庁・消防庁、区等の関係機関)の協力のもとに管理事務所に現場指揮所を設置し、有効な活動を行う。 ○ 島しょにおいては、海上保安庁、地元町村役場、警察、消防等の関係機関と連携し、応急対策に協力する。 救助船舶の岸壁使用について、優先的使用ができるよう必要に応じ、他船舶の移動、接岸の制限を行う。
東京空港事務所	○ 東京国際空港及びその周辺の航空機事故に対しては、関係機関の協力のもと東京空港事務所に現地対策本部を設置し、有効な活動を行う。 ○ 活動の要領は、以下に基づく。 1 東京国際空港救急医療緊急計画 2 東京国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定(東京消防庁との協定) (資料第30 東京国際空港航空機事故緊急連絡体制 P273)
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	○ 航空機事故が発生した場合、東京空港事務所を始めとする関係機関との緊密な連携と協力により、以下の活動を迅速かつ的確に実施する。 1 情報収集及びその提供 2 負傷者の救出救助 3 救急医療活動に対する支援 4 事故による火災の消火活動 5 付近海域航行船舶の交通整理及び避難誘導

機関名	内 容
	6 事故現場海域の証拠保存及び周辺海域の警戒
都 及 び 関係防災機関	○ 米軍または自衛隊の航空機事故等が発生した場合、「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱」により関係防災機関は活動を行う。 (資料第 19 米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱 P253) ○ 事故時の応急措置 1 緊急連絡通報 ○ 航空事故緊急連絡者は、次に掲げる事項について行う。 (1) 事故の種類(墜落、不時着、器物落下等) (2) 事故発生の日時、場所 (3) 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無 (4) その他必要事項 2 現地連絡所等の設置 ○ 航空事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により「現地連絡所等」を設置したときは、相互に緊密な連絡に努める。 ○ 米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が、設置する現地連絡所にあつては、事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。 ○ この場合において、他の関係機関は可能な限りこれに協力する。

第3節 鉄道事故

機関名	内 容
都	○ 鉄道における事故災害時には、「鉄道災害時における消防機関と鉄道事業者との連携に関する覚書」及び「新幹線災害時における東京消防庁と鉄道事業者との連携に関する覚書」に基づき、各鉄道事業者との連携を図る。 (資料第 20 鉄道災害時における消防機関と鉄道事業者との連携に関する覚書 P257) (資料第 21 新幹線災害時における東京消防庁と鉄道事業者との連携に関する覚書 P260)

第7章 大規模事故時の応急対策

第3節 鉄道事故

機関名	内 容														
都 交 通 局	○ 地下高速電車の事故及び災害が発生した場合または発生が予想される場合は、地下高速電車運転取扱心得、地下高速電車事故災害取扱要綱及び関係達示等により処理する。														
	○ 事故対策本部の活動方針 事故等が発生した場合または発生が予想される場合における旅客及び輸送の安全確保を図るため、情報の収集・伝達及び指揮命令を確立し、その円滑な取扱いにより輸送の早期回復及び損害の拡大防止に努める。														
	○ 事故対策本部の組織及び任務														
	<table><tr><th colspan="2">組 織</th><th>任 務</th></tr><tr><td>本 部 長</td><td>事故対策本部が設置された部の部長</td><td>事故対策本部の業務を総括する。</td></tr><tr><td>副 本 部 長</td><td>関係部の部長</td><td>本部長を補佐し、本部長に事故等あるときは、これに替わる。</td></tr><tr><td>班 長</td><td>関係部の課長で、本部長が命じた者</td><td>事故復旧本部の指揮者、副指揮者と復旧作業の状況等を打合せ、業務を掌理するとともに班員を指揮監督する。</td></tr></table>			組 織		任 務	本 部 長	事故対策本部が設置された部の部長	事故対策本部の業務を総括する。	副 本 部 長	関係部の部長	本部長を補佐し、本部長に事故等あるときは、これに替わる。	班 長	関係部の課長で、本部長が命じた者	事故復旧本部の指揮者、副指揮者と復旧作業の状況等を打合せ、業務を掌理するとともに班員を指揮監督する。
	組 織		任 務												
本 部 長	事故対策本部が設置された部の部長	事故対策本部の業務を総括する。													
副 本 部 長	関係部の部長	本部長を補佐し、本部長に事故等あるときは、これに替わる。													
班 長	関係部の課長で、本部長が命じた者	事故復旧本部の指揮者、副指揮者と復旧作業の状況等を打合せ、業務を掌理するとともに班員を指揮監督する。													
J R 東 日 本 J R 東 海 J R 貨 物	○ 事故等の発生に敏速かつ適切に対処するため、次の事項について、あらかじめ計画し訓練を実施するなど、常に復旧体制を整備していく。 1 応急処置方法 2 情報の伝達方法 3 事故復旧対策本部の設置方法 4 非常招集の方法 5 救援列車の配備、復旧用具の整備及び使用方法														
東 武 鉄 道	○ 事故発生に際し、その被害を最小限に止めるとともに、輸送の確保を図るため、事故発生時における応急対策を確立する。 1 運転事故の発生のおそれがあるとき、または運転事故が発生して、併発事故が発生するおそれがあるときは、列車の停止手配をとる。 2 事故発生時には、運転取扱実施基準、鉄道事業本部事故災害等対策規程、運転事故応急処理手続等により、情報の収集と伝達を図るとともに、必要により、対策本部を設け、要員を招集し、迅速な復旧に努める。 3 事故発生時における列車の運転については、その都度の状況に応じて折返運転、代行輸送等により対処する。														

機関名	内 容
東 急 電 鉄	○ 運転事故が発生したとき人命の救助を第一とし、かつ、敏速適切な処置をとることにより、事故による支障の除去に努め、その影響を最小限度にとどめるため、「鉄道事業本部異常時対策規程」に基づき事故の早期復旧に努める。
京 成 電 鉄	○ 非常災害に際しては、人命尊重、安全確保を第一とし、被害を最小限に止め、早期復旧に務め、輸送の確保を図る。また、各職場においては、平素から事故発生時の旅客及び列車運転の取扱い方について関係者に周知徹底させるとともに、行政機関、諸団体との協力計画を推進する。 1 事故時の活動組織 大規模な事故が発生した場合、被害の軽減、早期の復旧及び救護を図るため、災害対策規則に基づき本社に事故対策本部を、現地に現地対策本部を設置する。 また、各部は対策本部が設置された場合、事故及び災害対策内規により、各担当任務にあたる。 2 事故時の応急態勢 大規模な事故が発生した場合は、直ちに災害対策規則並びに事故及び災害対策内規に基づき、状況に応じて通信連絡、異常時運転態勢、救急救護、避難誘導、広報、被害状況の把握及び防災諸機関への応援要請並びに迅速な復旧態勢をとる。
京 王 電 鉄	○ 大規模事故が発生した場合は、速やかに事故対策本部を設置するとともに、あらかじめ定められている、事故連絡体制、動員体制に基づき、人命救助を第一に、被害を最小限に食い止めるよう努める。 ○ 速やかに事故状況を把握し、最も安全な方法によって、旅客の避難誘導を行い、死傷者がある場合は、迅速に救出するとともに、輸送(代替、振替を含む。)の確立を図る。 なお、事故発生時に、復旧の迅速を期するため、平素から応急資機材の整備及び緊急自動車、衛星電話機の配備を行っている。
京 浜 急 行	○ 事故が発生した場合は、死傷者の救護を最優先とし、続発事故の防止に万全の措置を講じるとともに、その救急処置及び復旧については、最も安全と認められる方法により、迅速かつ的確にこれを行う。 ○ 事故が定める基準に該当し、必要があると認められる場合は、事故対策本部を設置する。

第7章 大規模事故時の応急対策

第3節 鉄道事故

機関名	内 容
西 武 鉄 道	○ 事故が発生した場合は、死傷者の救護を最優先に行うとともに、続発事故の防止に万全の措置をとる。 ○ 救急措置及び復旧については、迅速かつ的確に対処し、必要と認めたときは、本社に「災害対策本部」、事故現場に「現地復旧部」を設置して応急活動にあたる。
小 田 急 電 鉄	○ 事故が発生した場合は、人命財産の安全を第一として、負傷者の救助、併発事故防止等の応急処置をとるとともに早期復旧に努め、必要と認めたときは、災害現場に「現場事故対策本部」をまた、本社に「事故対策本部」を設置して応急活動にあたる。
北 総 鉄 道	○ 事故が発生した場合は、災害対策本部を設置して対策要員を非常招集し、迅速な措置を講じて早期復旧に努める。
東 京 地 下 鉄	○ 事故・災害等対策規程に基づき非常体制を発令し、本社社屋内に対策本部を設置する。 ○ 事故が発生した場合、事故の発生場所に直ちに現地対策本部を設置し、旅客の安全確保を第一の使命として行動する。 1 旅客の人命救助及び避難誘導を行う。 2 旅客に被害が拡大しないように二次災害及び付帯事故の防止措置を行う。 3 被災者の救出、応急救護及び負傷者の搬送に努めるとともに、119 番通報し消防隊、救急隊の出動を要請及び活動に協力する。 4 現地対策本部は、救援隊を編成して旅客の救出及び応急救護並びに救急隊の出動要請及び活動に協力する。 ○ 情報連絡は、列車無線装置、指令電話、FAX、鉄道電話、NTT 加入電話及び携帯電話等を活用する。 ○ 利用者に必要な列車運行に関する情報をホームページに掲載するとともに適宜報道機関に発表する。 ○ 対策本部長は、被害状況、工事の難易及び運転開始による効果の大きさを勘案し、応急工事計画を策定する。 ○ 対策本部の各班長は、必要な資機材及び要員出動の要請をする。 ○ 復旧工事に係わる現業長は、緊急用自動車及び資機材の整備、救護及び復旧要員の緊急出動体制を確立しておく。
東京モノレール	○ 事故が発生したときは、すべてに優先して人命の安全と救助に努めるとともに、輸送の早期回復と、事故の拡大防止を講ずる。また、救助活動及び復旧作業を、機動的かつ円滑に行えるよう事故対策本部を設置する。

機関名	内 容
ゆりかもめ	○ 事故等が発生した場合は、処置及び復旧にあたっては、すべてに優先して人命の安全救助に努めるとともに、事故等の拡大を未然に防止する。 ○ また、状況に応じて事故復旧本部及び事故対策本部を設置する。
東京臨海高速鉄道	○ 事故が発生した場合は、旅客及び輸送の安全確保を第一とし、早期回復、損害の拡大防止に努める。その状況により災害対策本部を設置する。 ○ また、被災地において非常措置、応急復旧を行う場合は必要により現地対策本部を設置する。
多摩モノレール	○ 事故が発生した場合は、人命及び財産に対して最も安全な方法により迅速に処置を行い、併発事故の防止に万全を期し、その影響を最小限にとどめるとともに、復旧を迅速に行う。 ○ また、事故復旧対策本部を設置するとともに、必要により現地対策本部を設置する。
首都圏新都市鉄道	○ 事故・災害対策規程に基づき非常体制を発令し、本社内に対策本部を設置する。 ○ 事故が発生し、非常体制が発令された場合は、事故発生場所に現地対策本部を設置し、旅客の安全確保を第一として行動する。

第4節 道路・橋梁・トンネル事故

機関名	内 容
関東地方整備局 東京国道	○ 東京国道が所管する道路に関する大規模事故が発生した場合、または発生が予想される場合、被害を最小限にし、輸送の確保を図るため、次の措置を講ずる。 1 関係機関への連絡 2 応急措置・復旧体制の確保 3 応急・復旧措置の実施 ○ また、事故状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。
東日本高速道路	○ 東日本高速道路が所管する道路に関する大規模事故が発生した場合または発生が予想される場合、被害を最小限にするため、東日本高速道路防災業務計画に定める災害応急対策に基づき対策を実施するとともに、東京都並びに関係各機関と

機関名	内 容
	情報交換を行うものとする。 ○ また、事故状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。
中日本高速道路	○ 中日本高速道路株式会社が所管する道路に関する災害が発生または発生が予想される場合、中日本高速道路株式会社防災業務計画に定める災害応急対策に基づき対策を実施するとともに、関係機関と緊密な情報交換を行うものとする。
首都高速道路	○ 大規模事故が発生した場合または発生が予想される場合、防災業務計画に基づき災害応急対策を実施するとともに、関係機関等と情報交換を行うものとする。
都福祉保健局	○ 事故の覚知後、負傷者の受入れ病院の調整や DMAT 隊の追加支援要請に対応する。
都建設局	○ 都建設局が所管する道路において、大規模な事故が発生した場合、被害を最小限にし、できるだけ速やかに交通確保を図るため、次の措置を講ずる。 1 関係機関への連絡、調整 2 応急措置の実施 3 被災した施設の安全点検及び応急復旧の実施
都港湾局	○ 都港湾局が所管する臨港道路において、大規模な事故が発生した場合、被害を最小限にし、できるだけ速やかに交通確保を図るため、次の措置を講ずる。 1 関係機関への連絡、調整 2 応急措置の実施 3 被災した施設の安全点検及び応急復旧の実施
警視庁	○ 事故を認知した場合、要救助者の救出救助及び避難誘導、周辺道路の交通規制等を実施し、被害の拡大防止等に努める。
東京消防庁	○ 事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京 DMAT と連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。
区市町村	○ 所管する道路において事故が発生した場合、またはその可能性がある場合は、被害を最小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。 ○ また、事故状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。 ○ 事故の発生により、または発生に伴う火災の延焼など、被害の拡大により、住民の避難が必要な際は、都、警視庁、消防機関と連携し、避難先の確保や避難者の誘導などを行う。

第5節 ガス事故

機関名	内 容
東 京 ガ ス	○ 通報連絡等 通報の責任者は、当該工事現場の現場責任者とし、直ちにガスライト 24、並びに消防、警察、道路管理者及び沿道住民等に連絡する。連絡の内容は、事故の状況・発生場所その他必要事項とする。 ○ 非常災害対策組織 ガス導管等の事故発生時の態勢は、あらかじめ定めた組織による。 なお、ガス導管等の緊急事故に対しては、初動措置を迅速かつ的確に実施し、二次災害の防止に対処するため、ガスライト 24 では 24 時間の緊急出動体制を確立している。 ○ 事故時の応急措置 1 消防機関及び警察機関と緊密な連携を保ちつつ、現場の状況に応じて次の措置をとる。 (1) 人身災害が発生したときは、直ちに医師または消防機関に連絡し、適切な措置をとる。 (2) ガス漏れい箇所付近では火気の使用を禁止し、関係者以外の者が立ち入らないような措置をとる。 (3) 状況に応じ、ガスメーターコック、しゃ断装置等によりガスの供給を停止する。 (4) 状況に応じ、マンホール開放を行った場合は、通行者に対する安全誘導を行う。 (5) 状況に応じ、個別訪問、拡声器等により、付近住民等に対する広報活動を行う。 2 事故の状況に応じ、応援の依頼または特別出動の要請を行う。 3 復旧のための調査、連絡、修理等を行う。
東 京 消 防 庁	○ 事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京 DMAT と連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。
警 視 庁	○ ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 ○ 区市町村長が避難の指示をすることができないと認めたときまたは区市町村長から要求があったときは、避難の指示を行う。

機関名	内 容
	○ 避難区域内への車両の交通規制を行う。 ○ 避難路の確保及び避難誘導を行う。
区 市 町 村	○ 事故が発生した場合、またはその可能性がある場合は、被害を最小限にするため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。 ○ また、事故状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。 ○ 事故の発生により、または発生に伴う火災の延焼など、被害の拡大により、住民の避難が必要な際は、都、警視庁、消防機関と連携し、避難先の確保や避難者の誘導などを行う。

第6節 NBC 災害

- NBC災害等の被害を最小限に留めるため、第2部「災害予防計画」第3章「大規模事故対策」第6節「NBC災害」(P66)で定めた計画に基づき、関係防災機関が連携して応急対策を行う。
- なお、都総務局においては関係防災機関と情報連絡を密に行うとともに、都保健所においても地域関係機関と現地調整所を設置し、関係機関と連携して応急対策を実施する。

第8章 警備交通規制

- 大規模な事故災害において、都民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取り締まり、事故災害現場周辺における治安及び交通の秩序を維持する。

第1節 警備

- 本節においては、警備体制、警備活動について必要な事項を定める。

1 警備態勢

機関名	内 容
警 視 庁	○ 大規模事故等の災害が発生した場合は、関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害対策活動を推進するとともに、早期に警備態勢を確立して、情報の収集、避難誘導、救出救助等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。 ○ なお、災害が発生した場合は、災害の規模等に応じて、各級警備本部を設置して警備に当たる。
第 三 管 区 海上保安本部	○ 第三管区海上保安本部に設置した対策本部、関係海上保安部に設置した現地対策本部の指揮の下、巡視船艇及び航空機を配備し、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における人命及び財産の保護等の業務を統一的かつ強力に推進する。

2 警備活動

機関名	内 容
警 視 庁	○ 災害の発生に際しては、的確な状況把握と適正な判断により、速やかに初動態勢を確立し、関係機関との緊密な連携の下、被災者の救助及び被害の拡大防止に当たる。 ○ 警察活動は、おおむね次のとおりとする。 1 被害実態の把握及び各種情報の収集 2 被災者の救出及び避難・誘導 3 行方不明者の調査 4 死体の見分(検視) 5 交通規制 6 公共の安全と秩序の維持

機関名	内 容
第 三 管 区 海上保安本部	○ 海上における船舶交通の安全確保及び海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講ずる。 1 水路通報、航行警報等船舶交通の安全に必要な情報提供を実施し、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。 2 特に必要が認められるときは、災害対策基本法に基づき警戒区域を設定し、区域外への退去及び入域の制限または禁止の指示を行う。 3 必要に応じて周辺海域において船舶への立入検査を実施する等、犯罪の予防・取締りを行う。 4 警戒区域及び重要施設周辺海域の警戒を行う。

3 その他

機関名	内 容
警 視 庁	○ 警戒区域の設定 災害現場において、区市町村長もしくはその職権を行う区市町村の職員が現場にいないとき、または、これらの者から要求があつて防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を区市町村長に通知する。 ○ 区市町村に対する協力 1 区市町村長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施する。 2 区市町村の緊急通行車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害応急活動が迅速に行えるよう努める。 3 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。 ○ 装備資器材の調達及び備蓄 1 警視庁本部並びに各警察署、機動隊に装備資器材を保有しておく。 (資料第 47 警視庁の車両・資器材 P308) (資料第 48 ヘリコプターの機種及び性能基準 P309) 2 災害発生時、調達不足する装備資器材については、別途他県警察本部の応援及び民間業者からの借り上げにより調達する。

機関名	内 容
第 三 管 区 海上保安本部	○ 装備の保有 警備救難活動に必要な船艇等を保有している。 (資料第 49 東京都関係部署所属船艇一覧表 P310)

第2節 交通規制

- 本節においては、道路及び海上交通の規制等交通の確保について必要な事項を定める。

機関名	内 容
警 視 庁	〔道路交通規制〕 1 交通情報の収集と交通統制 交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を知事(都本部長)に通報する。 隣接県に通ずる国道その他の幹線道路については、関係県警察本部と連携を密にし、一般車両の迂回等混雑緩和の措置を講じて、交通秩序の維持に努める。 2 交通規制 広域的事故発生の場合には、東京都公安委員会の決定に基づき必要な措置を実施する。 被災地及びその周辺を管轄する警察署長(高速道路交通警察隊長)は、危険箇所の標示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。 3 車両検問 主要幹線道路における車両検問を行い、住民の緊急避難または応急物資、応急復旧工作資材等の緊急通行を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、または制限して、事故の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。 4 緊急通行車両等の確認 災害発生時、必要により交通規制が実施された場合、一般車両の通行が禁止または制限され、災害対策基本法施行令第33条に基づく緊急通行車両(以下、「緊急通行車両等」という。)を優先して通行させる。 緊急通行車両等であることの確認は、原則として使用の本拠地を管轄する公安委員会等が行う。ただし、やむを得ない場合は、他道府県の公安委員会等で行うことができる。都においては、次

機関名	内 容
	のとおり行う。 (1) 緊急通行車両等の種類 ア 警報の発令及び伝達並びに避難勧告または指示に使用されるもの イ 消防、水防その他応急措置に使用されるもの ウ 被災者の救護、救助その他の保護に使用されるもの エ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に使用されるもの オ 施設及び設備の点検、応急復旧に使用されるもの カ 清掃、防疫その他保健衛生に使用されるもの キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの ク 緊急輸送の確保に使用されるもの ケ 災害時等における報道要請に関する協定を締結した新聞社及び通信社の緊急取材に使用されるもの コ その他災害発生の防御または拡大の防止並びに軽減を図るための措置に使用されるもの (2) 確認機関 ア 知事 (ア) 都財務局長 都所有の車両、雇上車両及び業務の委託並びに協定等に伴い必要となる車両(以下、「関係車両」という。)のうち(イ)に規定するもの以外の確認は、財務局長が行う。 (イ) 交通局長、水道局長、下水道局長及び東京消防庁消防総監 所管関係車両の確認を行う。 イ 都公安委員会(警視庁) アを除いた車両について、確認を行う。 (3) 確認手続等 ア 事前届出 災害時に緊急通行車両等として使用される計画がある車両については、事前届出を行うことができる。 確認機関による審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」(以下、「届出済証」という。)を申請者に交付する。 イ 緊急通行車両等の確認 (ア) 届出済証の交付を受けている車両の確認手続 届出済証の提出により「緊急通行車両等確認申請書」(以下「確認申請書」という。)を作成させるが審査は省

機関名	内 容
	略し、緊急通行車両等の標章及び緊急通行車両確認証明書(以下「標章等」という。)を交付する。 (イ) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両等の確認 手続 確認申請書を作成させるとともに、疎明資料(契約書、 協定書、伝票等)により緊急通行車両等に該当するか否か の審査を行い、審査結果に基づき標章等を交付する。 (4) 広域応援の車両 ○ 緊急通行車両等事前届出済証を所持しているライフライン 復旧などの広域応援車両については、その所管する道府県公 安委員会から標章等の交付を受ける。ただし、やむを得ない 場合は、届出済証の提示により都公安委員会で標章等の交付 を受けることができる。 (5) 交通規制除外車両 ○ 災害発生後において、緊急通行車両等以外であっても、社 会生活の維持に不可欠な車両または公益上通行させることが やむをえないと認められる車両については、都公安委員会の 決定に基づき、通行禁止の対象から除外する。
第 三 管 区 海上保安本部 (東 京 海 上 保 安 部)	〔海上交通規制〕 1 航路を航行する 500 総トン以上の船舶に対して、港内交通管制 信号により交通整理を行う。 2 必要に応じて、港内及び付近船舶に対して移動を命令し、もし くは航泊の制限または禁止をする。

第9章 避難

- 事故災害に伴う住民の避難に備えて、事前に避難勧告・指示、避難誘導、避難所の開設など、避難態勢を確保する。

第1節 避難の勧告・指示

1 基準

- 避難のための立退きの勧告及び指示の基準は、原則として次のとおりである。
- 1 火災が拡大するおそれがあるとき
 - 2 爆発のおそれがあるとき
 - 3 危険物、高圧ガス等の流出拡散により、広域的に人命の危険が予測されるとき
 - 4 その他、住民の生命または身体を災害から保護するため、必要と認められるとき

2 勧告または指示

機関名	内 容
区 市 町 村	○ 管轄区域内において危険が切迫した場合には、区市町村長は、地域、避難先を定めて避難の勧告または指示を行う。この場合、区市町村長は速やかに知事に報告する。 ○ 災害が発生し、またまさに発生しようとしている場合において、人の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、区市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。 (資料第50 避難の勧告及び指示者一覧表 P312)
都	○ 知事は、災害の発生により区市町村がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部または一部を当該区市町村長に代わって実施する。
警 視 庁	○ 現地において、著しく危険が切迫しており、区市町村長が避難の勧告または指示を発するいとまがないと認めるとき、または区市町村長から要請があった場合は、警察官が直接住民に避難を指示する。この場合警察官は直ちに区市町村長に通知する。

第2節 避難誘導

機関名	内 容
区 市 町 村	○ 避難の勧告または指示をした場合、区市町村は、地元警察署、地元消防署との協力を得てなるべく地域または町会・自治会単位に、あらかじめ指定してある避難所に誘導する。 ○ この場合、区市町村は避難所に職員を派遣するか、または避難所の管理責任者と連絡を密にして避難所開設を円滑に行えるようにする。
警 視 庁	○ 避難の勧告または指示が出された場合には、区市町村等に協力し、あらかじめ指定された避難所に誘導し、収容する。 ○ 避難路等の要点に誘導員を配置するなどして避難誘導に当たる。また、夜間の場合は、照明資材を活用して誘導の適正を期する。 ○ 避難の勧告・指示に従わない者については、説得に努め避難するよう指導する。

第3節 避難所の開設・運営

1 避難所の開設等

(1) 避難所の事前指定

機関名	内 容
都 福 祉 保 健 局	○ 区市町村からの東京都災害情報システム(DIS)への入力等による報告に基づき、避難所の所在地等について把握する。
都 教 育 庁	○ 「学校危機管理マニュアル」により、円滑な避難所運営を行う。
区 市 町 村	○ 各区市町村の地域防災計画において、あらかじめ避難所を指定し、住民に周知しておく。 ○ 指定した避難所の所在地等については、警察署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム(DIS)への入力等により、都に報告する。 ○ 避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。 - ア 避難所は、原則として、町会(または自治会)または学区を単位として指定する。 - イ 避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等(学校、公民館等)を利用する。

機関名	内 容
	ウ 避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室 3.3 ㎡あたり 2 人とする。 ○ 避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、安全性を確認・確保するとともに、被災者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。 ○ 地域内の公立小中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。

(2) 避難所の開設

機関名	内 容
都 財 務 局	○ 都福祉保健局から野外受入施設の開設に必要な資材の調達依頼があったときは、ただちに緊急調達の手配を行う。 ○ 調達する資材は、その緊急性にかんがみ短期日に設置可能なテントとする。
都 福 祉 保 健 局	○ 区市町村の報告に基づき、避難所の開設状況を把握するとともに、区市町村から野外受入施設の設置に必要な資材の調達依頼があったときは、所要量の調達を都財務局に依頼する。
都 教 育 庁	○ 都福祉保健局から避難所開設の応援依頼を受けた場合は、区市町村教育委員会と連絡を取り、開設に協力する。
区 市 町 村	○ 避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び地元警察署、消防署等関係機関に報告する。 ○ 都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム(DIS)への入力等により行う。なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。 ○ 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。 ○ 避難所の開設期間は災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認(厚生労働大臣の承認を含む。)を受ける。 ○ 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入施設を開設する。 ○ 野外に受入施設を開設した場合の都福祉保健局及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。 ○ 野外受入施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉保健局に調達を依頼する。 ○ 野外受入施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間ま

機関名	内 容
	たは応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

(3) 二次避難所（福祉避難所）の開設

機関名	内 容
都 福 祉 保 健 局	○ 東京都災害情報システム(DIS)または区市町村からの報告に基づき、二次避難所(福祉避難所)の開設状況を把握する。 ○ 開設済み二次避難所(福祉避難所)について、区市町村に対し、定期的に受入可能人数を確認する。 ○ 都立施設について、状況に応じ、地域の二次避難所(福祉避難所)としての役割を果たせるように連絡調整する。
区 市 町 村	○ 自宅や避難所で生活している災害時要援護者（高齢者・障害者・難病患者・妊産婦・乳幼児等）に対し、状況に応じ、医療や介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を二次避難所（福祉避難所）として指定しておく。 ○ 二次避難所（福祉避難所）は、耐震・耐火・鉄筋構造に加えてバリアフリーを備えた建物を利用する。 ○ 二次避難所(福祉避難所)を開設したときは、開設日時、場所、避難者数、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。

2 避難所の管理運営

機関名	内 容
都 福 祉 保 健 局	○ 区市町村が避難所を管理運営する際の指針として、平成20年(2008年)3月に「避難所管理運営の指針(区市町村向け)(平成19年度改訂版)」を作成・配布した。 ○ 今後は、区市町村がそれぞれの地域の実情に応じたマニュアル等を作成するよう働きかける。
都 教 育 庁	○ 学校は、避難所の管理運営について、協力・援助を行う。 ○ 避難所に指定されている学校の校長は、区市町村職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定する。
区 市 町 村	○ 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、事前に「避難所管理運営マニュアル」を作成する。 ○ 可能な限り町会または自治会単位に被災者の集団を編成し、防災市民組織等と連携して班を編成し、受け入れる。 ○ 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を

機関名	内 容
	行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、FAX等の整備を行う。 ○ 避難所の運営にあたって、ボランティアの協力が必要な場合、都にボランティア派遣を要請する。 (第2部第6章「ボランティア等との連携・協働」参照)

3 避難者の他地区への移送

機関名	内 容
都 福 祉 保 健 局	○ 被災地の区市町村から被災者の移送の要請があった場合、警視庁と協議のうえ、被災者の移送先を決定する。 ○ 移送先決定後、移送先の区市町村長に対し被災者の受入態勢を整備させる。 ○ 被災者の移送方法については、当該区市町村と協議のうえ、被災地の状況を勘案して決定し、都財務局調達のバス等を中心に、区市町村、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施する。 ○ 災害時要援護者、透析患者の移送手段については、当該区市町村による調達が困難な場合に、都福祉保健局が都財務局、及び関係機関の協力を得て調達する。
区 市 町 村	○ 区市町村長は、当該区市町村の避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、被災者の他地区(近隣の非被災地区もしくは小被災地または隣接県)への移送について、知事(都福祉保健局)に要請する。 ○ 被災者の他地区への移送を要請した区市町村長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。 ○ 都から被災者の受け入れを指示された区市町村長は、受入態勢を整備する。 ○ 移送された被災者の避難所の運営は移送元の区市町村が行い、被災者を受け入れた区市町村は運営に協力する。 ○ その他、必要事項については、区市町村防災計画に定めておく。

4 衛生管理

(1) 避難所等の衛生管理

- 都は、避難所等に関する情報を集約し、その情報を区市町村等に提出するこ

とにより、避難所等の適正な衛生確保の支援を行う。

- 状況に応じて、区市町村及び都保健所が行う避難所等の管理に対する下記事項等の衛生管理指導の支援を行う。

- ア 避難所の過密状況・衛生状態

- イ 室内環境の状況

- ウ トイレ、ゴミ保管場所等の衛生状態

(2) 公衆浴場の確保

- 都は、都区保健所等が収集する情報により、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握し、必要に応じ関係機関を通じて避難住民に対して情報の提供と衛生確保の支援を実施する。

第4節 災害時要援護者の安全確保

- 高齢者等災害時要援護者の安全確保については、都及び区市町村の防災担当部門と福祉担当部門が連携し、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実などに努める。
- 都は、広域的な立場から災害時要援護者の安全体制の確保、社会福祉施設等の安全対策等、災害時要援護者の安全確保を図る。
- 区市町村は災害時要援護者への避難支援対策と対応した避難準備情報を発令するとともに、迅速・確実な避難勧告等の伝達体制を整備する。

1 地域における安全体制の確保

(1) 「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」等の普及

- 都は、区市町村と連携して、災害時における災害時要援護者の安全確保に努めるとともに、平成12年(2000年)に「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」、「災害時要援護者への災害対策推進のための指針(区市町村向け)」を作成し、整備を促進してきたが、平成16年(2004年)に発生した新潟県中越地震や福井豪雨災害で新たに顕在化した課題を踏まえて、平成19年(2007年)に両者を改訂した。

- 区市町村は、都の作成した指針を参考に、地域の実情に応じたマニュアルを作成し、防災知識等の普及啓発に努める。

(2) 避難支援の取り組みの強化

- 都は、「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」、「災害時要援護者への災害対策推進のための指針(区市町村向け)」に基づき、災害時要援護者の把握や避難支援プランの作成を働きかけるなど、区市町村における災害時要援護者対策の強化を支援する。

(3) 防災行動力の向上

- 都は、区市町村等と共同して、防災市民組織を中心とした災害時要援護者に

対する災害対応訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努めていく。

(4) 緊急通報システムの整備

- 都は、65歳以上の一人暮らしで慢性的な病気があり、日常生活を営む上で常に注意を必要とする高齢者等の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムをさらに活用できるように努める。
- また、近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制に対する指導の充実を図る。

(5) 消防のふれあいネットワークづくりの推進

- 東京消防庁は、大規模災害時において周囲の状況変化に対する確かな避難行動をとることが困難である災害時要援護者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制(消防のふれあいネットワーク)づくりを推進する。
 - ア 災害時要援護者を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。
 - イ 社会福祉施設等の被災に備え、町会・自治会・防災市民組織、事業所、ボランティア等による協力体制づくりを推進する。

2 社会福祉施設等の安全対策

- 社会福祉施設等の防災対策として、初期消火、消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等が極めて重要であることから、都は、これまで、高齢者や障害者を対象とする施設等に、スプリンクラーの設置、消防機関と直結する火災通報装置(ホットライン)の設置、避難路となるバルコニー等を含め床の段差・傾斜の解消等に努めてきた。
- 今後も、次のような施策の推進に努めるとともに、自衛消防隊等による防災行動力の向上や地域との連携を図る。

(1) 社会福祉施設等と地域の連携

東京消防庁は、事業所、町会、自治会等と社会福祉施設等との間及び社会福祉施設等相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。

(2) 避難行動の習得

都は、総合防災訓練の実施に際し、社会福祉施設等における訓練項目を設け、地域住民等の協力による避難活動などを実施している。

今後、各施設における自衛消防訓練等の機会をとらえて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。

3 災害時要援護者の安全対策

(1) 「災害時要援護者対策班」等の設置

- 区市町村は、関係機関、防災市民組織、地域住民等の協力を得て、災害時要援護者個々人に対応する窓口となる「災害時要援護者対策班」を組織し、安否確認を含む状況の把握やサービスの提供等に取り組む。また、区市町村の災害対策本部に災害時要援護者対策の担当部門を設置し、災害時要援護者対策班等から情報を一元的に収集するなど、総合調整を図る。

- 都は、区市町村における災害時要援護者対策班の活動状況の把握や区市町村への支援を行うため、「災害時要援護者対策総括部」を都福祉保健局に設置し、区市町村の災害時要援護者対策担当部門及び近隣縣市等と連絡調整を図る。
- (2) 二次避難所（福祉避難所）の活用
 - 区市町村は、社会福祉施設等を二次避難所（福祉避難所）として活用し、自宅や避難所での生活が困難である災害時要援護者等を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。
- (3) 医療等の体制
 - 透析患者や在宅難病等専門医療を必要とする患者への対応として、都は、情報の収集や提供を行い、区市町村、関係機関及び近県等との連携による医療体制の強化に努める。
 - 区市町村の編成する保健活動班による避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制の確保や、巡回精神相談チーム等によるメンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。

（第3部第11章第6節「防疫、保健衛生及び動物愛護」参照）
- (4) 食料等の確保
 - 都は、これまで、災害時要援護者等に配慮した食料の供給を図るため、クラッカー、即席めん、アルファ化米（五目ごはん・おかゆ）の確保を進めてきた。今後はさらに低蛋白米等の食品を確保する。
- (5) 福祉機器等の確保
 - 区市町村は、災害時要援護者が避難所等で生活するうえで、必要な福祉機器の確保に努める。
 - 都は、福祉機器の調達先及び輸送体制等について、情報の連絡調整を図る。
- (6) 仮設住宅
 - 都は、仮設住宅を建設するにあたり、必要に応じ高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。
 - 区市町村は、入居者の選定にあたっては、都が策定する選定基準に基づき、災害時要援護者の優先に努める。

第 10 章 救助・救急

- 事故災害時に人命を守るため、平常時から態勢を整備し、発災後には迅速な救助・救急を実施する。事故災害規模等により応援が必要な場合には、自衛隊、広域緊急援助隊(警察)、緊急消防援助隊(消防)等に要請する。
- 機関別の活動態勢、活動内容は次のとおりである。

機関名	内 容
警 視 庁	○ 救出・救護は他の活動に優先して行う。 ○ 救助した負傷者は、応急措置を施したのち現場救護所や医療機関に引き継ぐ。 ○ 救出救助にあたっては、保有する装備資器材を有効に活用する。 ○ 救出救助にあたっては、都、東京消防庁等の関係機関と積極的に協力し、負傷者の救出救護の万全を期する。 (資料第 47 警視庁の車両・資器材 P308) (資料第 48 ヘリコプターの機種及び性能基準 P309)
東 京 消 防 庁	○ 活動方針 広域災害または局地的大災害により多数の負傷者が発生した場合は、初動態勢の確立及び関係機関との活動開始後の協力態勢を確保し、迅速な救助・救急活動を行う。 ○ 活動態勢・内容 1 災害に対応した救助・救急資器材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。 2 建設資器材等が必要な場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。 3 活動にあたっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療機関、東京 DMAT 等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護にあたる。 4 救急救命士等の実施するトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車及びヘリコプター等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。 5 搬送に際しては、患者等搬送事業者等との連携を図る。 (資料第 51 ヘリコプター性能諸元 P313)
都 産 業 労 働 局	○ 天候の激変その他の原因による操業漁船の遭難事故については、主として海上保安部の巡視船による海難救助活動によるが、都としては島しょ農林水産総合センターの漁業指導船を転用することにより対処する。

機関名	内 容
都 港 湾 局	○ 必要に応じて用地、保有する資器材等を提供し、被災者の救護・救助に協力する。島しょにおいては、海上保安庁、地元町村役場、警察、消防等の関係機関と連携し、被災者の救護・救助に協力する。
東京空港事務所	○ 東京国際空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合、東京国際空港救急医療計画に基づき、関係機関とともに迅速かつ的確に救急医療活動を行う。
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	○ 関係機関との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的な救助・救急活動を行う。 ○ 救護を必要とする者については、東京海上保安部と日赤東京都支部との協定により、医師等の派遣を求め、相互に協力するとともに、早急に医療機関に引渡す必要があるものについては、直ちに、その処置を講じるものとする。

第 11 章 医療救護対策

- 事故災害時において、事故現場周辺での迅速な医療救護等を実施する。

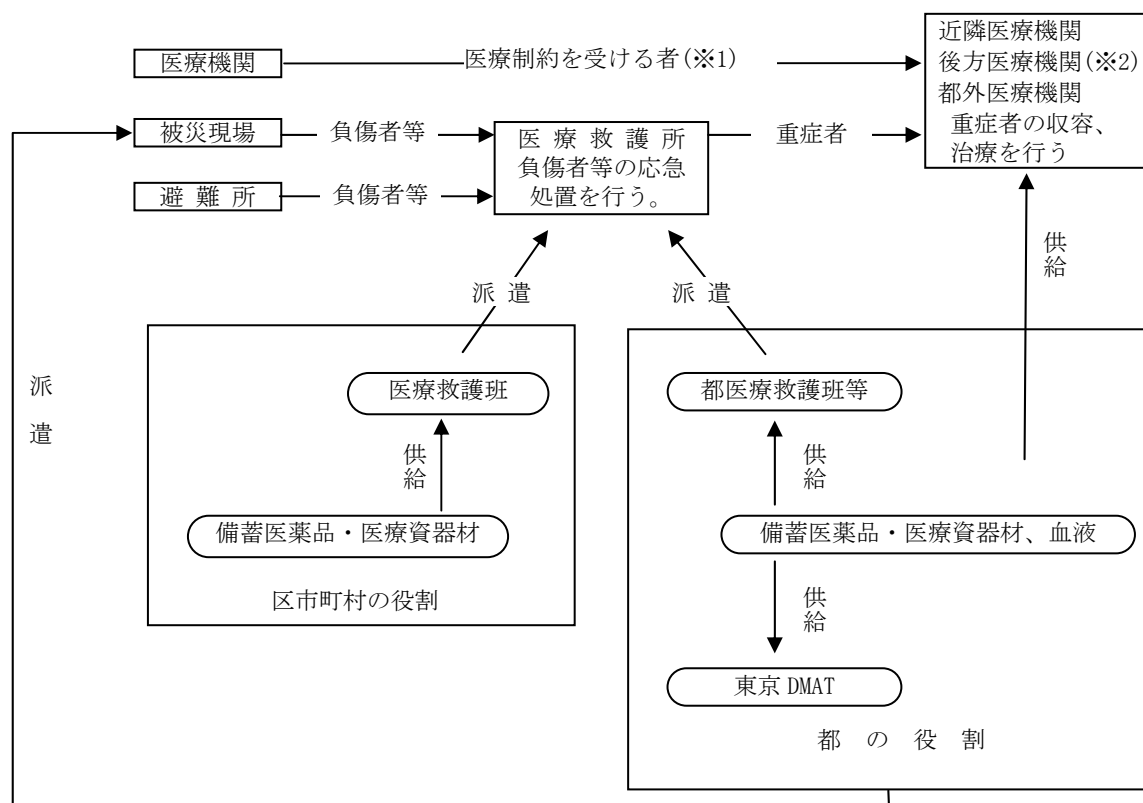
第 1 節 初動医療体制

1 初動期の医療救護活動

- 都は、平成 16 年(2004 年)に災害医療派遣チーム(以下「東京 DMAT」という。)を発足させ、平成 20 年度現在 17 病院を指定しており、今後も充実を図る。
- 災害の状況に応じ、災害発生現場等において多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京 DMAT を派遣する。
- 区市町村の要請があった場合、または都において医療救護の必要があると認めた場合は、都が編成する都医療救護班等を区市町村の設置する医療救護所、医療機関等に派遣する。

2 東京DMATの活動

- 東京 DMAT は、救出救助の部隊と連携して多数傷病者等の救命処置等を実施し活動する。
- 東京 DMAT の出場にあたっては、東京消防庁との連携によることを原則とし、「東京 DMAT 運営要綱」に基づき活動する。
- 都福祉保健局は、東京 DMAT チームが効果的な活動を行えるよう、東京 DMAT 指定病院と情報の共有等を行うなど連携を密にするとともに、医療従事者等の迅速かつ円滑な派遣に努める。
- 都福祉保健局は、災害現場の東京 DMAT チームとの連絡体制の確立に努めるとともに、必要に応じ東京 DMAT に対し、医療資器材等の支援を行う。



※1 医療制約を受ける者とは、医療機関の被害により医療を受ける機会を失った者をいう。

※2 後方医療機関とは、東京都災害拠点病院、救急告示医療機関及びその他の病院で被災を免れたすべての医療機関を指す。

3 都医療救護班等の編成

○ 都は、区市町村から要請があった場合、または、都において医療救護の必要があると認めた場合に、区市町村が設置する医療救護所などへ都医療救護班等を派遣し、医療活動を実施する。

○ 都は、都立病院のほか、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院に都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、派遣する。

(1) 都医療救護班 (計 203 班)

ア 都立病院	23 班(医師 1 名、看護師 1 名、事務その他 1 名)
イ 都医師会	90 班(医師 1 名、看護師 1 名、事務その他 1 名)
ウ 日赤東京都支部	32 班(医師 1 名、看護師 3 名、事務その他 2 名)
エ 災害拠点病院	58 班(医師 1 名、看護師 1 名、事務その他 1 名)

(2) 都歯科医療救護班

都歯科医師会 114 班(歯科医師 1 名、歯科衛生士または歯科技工士 1 名、事務その他 1 名)

(3) 都薬剤師班

都薬剤師会 280 班(薬剤師 3 名で 1 班)

- 都は、災害時における迅速な医療活動を確保するため、都医療救護班に災害時医療従事者登録証を事前に発行している。

4 医療救護活動

(1) 機関別活動内容

機関名	内 容
区 市 町 村	○ 自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、必要に応じて地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会に医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班の派遣を要請する。 ○ 必要に応じて近隣の区市町村に応援を求めるほか、都に対し応援を求め応急措置を実施する。
都 福 祉 保 健 局	○ 区市町村の要請があった場合、または都において医療救護の必要があると認めた場合は、都が編成する都医療救護班等を派遣する。 ○ 都立病院のほか、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院に都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、派遣する。 ○ 都の能力のみでは十分ではないと認める場合には、八都県市相互応援協定等に基づき、他県市に応援を要請する。
日 赤 東 京 都 支 部	○ 指定公共機関としての責務に基づき、都からの要請または自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。 ○ 医療救護班は、都と締結した「災害救助またはその応援の実施に関する業務委託契約」に基づき、都医療救護班として医療及び助産救護活動等を行う。 ○ 血液救護班は、災害時の救護活動における輸血用血液供給業務を行う。都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、献血供給事業団などと協力して行う。 ○ dERU(国内型緊急対応ユニット)とは、緊急仮設診療所設備とそれを輸送する車両(3.5t)及び訓練された要員で、被災地域へ迅速に搬入・開設し、積極的に医療救護活動を行う。
都 医 師 会	○ 指定地方公共機関としての責務に基づき、都が実施する医療活動に積極的に協力する。 ○ 都から「災害時の医療救護活動についての協定」に基づく医療救護班の派遣要請があった場合は、地区医師会に対し、都医療救護班としての活動等を要請する。 ○ 医師会が派遣する医療救護班の現場における医療活動は、原

機関名	内 容
	則として被災地の地区医師会長が指揮する。 (資料第 54 都医師会等との協定 P316)
都 歯 科 医 師 会	○ 指定地方公共機関としての責務に基づき、都が実施する医療活動に積極的に協力する。 ○ 都から「災害時の歯科医療救護活動についての協定」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があった場合は、地区歯科医師会に対し、都歯科医療救護班としての活動等を要請する。 (資料第 54 都医師会等との協定 P316)
都 薬 剤 師 会	○ 指定地方公共機関としての責務に基づき、都が実施する医療救護活動等に積極的に協力する。 ○ 都から「災害時の救護活動に関する協定書」に基づく薬剤師の派遣要請があった場合は、各支部に対し、都薬剤師班としての活動等を要請する。 ○ 都薬剤師班は、原則として医療救護所等における調剤、服薬指導及び医薬品管理等に従事する。 (資料第 54 都医師会等との協定 P316)
都柔道接骨師会	○ 都から「災害時における応急救護活動についての協定」に基づく協力要請があったときは、応急救護の実施及び衛生材料の提供等、医療救護活動等に協力する。 ○ 救護所において行う応急処置は、医師の指示により実施する。 (資料第 55 災害時における応急救護活動についての協定書 P322)
献血供給事業団	○ 指定地方公共機関としての責務に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。 ○ 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、日赤東京都支部などと協力して行う。

(2) 医療救護活動マニュアル等に基づく医療救護活動の実施

- 都は、「災害時医療救護活動マニュアル」及び「災害時歯科医療救護活動マニュアル」等に基づき、医療救護活動を実施する。

(3) 他縣市等からの応援医療救護班の受け入れ

- 都福祉保健局は、相互応援協定等に基づく医療救護班や日本 DMAT 等医療救護チームの要請・受入システムや医療スタッフ等の受入体制を確立し、活動拠点等を確保する。

(4) 医療救護所の設置等

- 医療救護班は、区市町村が設置した医療救護所において医療救護活動を実施する。

第 11 章 医療救護対策

第 1 節 初動医療体制

- 設置する場所は原則として、500 人以上の避難所、二次避難所（福祉避難所：災害時要援護者など避難生活において配慮を要する人のための避難所）、医療機関、災害現場とする。
- (5) 東京消防庁との連携
 - 東京消防庁は、都福祉保健局と連携して、可能な範囲で救急隊を派遣する。
- (6) 総合的な指揮命令及び連絡調整
 - 都は、医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整を行う。
- (7) 医療救護班の活動場所等
 - 医療救護班の活動場所は、被災直後の初動期においては、負傷者が多数発生した災害現場等または負傷者が殺到する病院などの医療救護所の活動を中心とするが、その後は、避難所等における医療救護所の活動を中心とする。

時期	活 動 内 容
初 動 期	○ 医療救護班は主として災害により負傷した者を対象とする。 ○ 負傷者が多数発生した災害現場等または負傷者が殺到する病院などの医療救護所での救護活動を主とする。 ○ 救助救出に伴う医療救護活動については、必要に応じて東京 DMAT チームと連携して行う。 ○ 多数の負傷者がいる場合はトリアージを行い、応急措置は原則として必要最小限にとどめ、重症者などは、できるだけ後方医療機関への搬送に努める。 ○ 医薬品・医療資器材などは、主に外傷の対応とする。
初 動 期 以 後	○ 医療救護の対象は、避難住民及び災害により医療の途を絶たれた者とする。 ○ 避難所または地域での医療救護活動を主とする。 ○ 歯科医療救護活動を実施する。 ○ 重症者などは、できるだけ後方医療機関への搬送に努める。 ○ 避難所の状況によっては、必要に応じ、医療救護所は 24 時間体制をとる。 ○ 医薬品・医療資器材などは、主に内科系、慢性疾患、精神科対応などとする。

5 医薬品・医療資器材の確保

- 災害発生時には区市町村が備蓄しているものを優先使用する。
- 区市町村の医薬品・医療資器材が不足する場合に、都は、要請に基づき、都の備蓄品を供給する。
- 都は、都医療救護班や医療救護所に医薬品等を供給できるよう、災害用救急医療資器材・単品補充用医薬品を備蓄する。
- 都は、医薬品等が不足した場合には、東京医薬品卸業協会等の団体の協力を得

て、団体加入卸会社の物流センター等を活用し調達する。

(資料第 56 医薬品等の供給体制 P323)

(1) 医薬品・医療資器材の備蓄・供給体制

- 都は、医薬品・医療資器材を災害現場携行用、軽傷者用、医療救護所用、医療機関支援用等目的別に区分し、医薬品・医療資器材の備蓄・供給体制を整備する。

ア 各機関の対応

機関名	内 容
区 市 町 村	○ 災害時の医療救護班用として備蓄している医薬品等に不足が生じた場合は、区市町村において独自に調達するとともに、都に協力要請を行う。
都 福 祉 保 健 局	○ 都が編成する医療救護班用に備蓄している医薬品等を使用するとともに、区市町村の要請に対応する。 ○ 都の備蓄に不足が見込まれる場合は、東京都医薬品卸業協会等の団体に協力を要請する。 (資料第 57 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書 P325) (資料第 58 災害時における歯科用医薬品等の調達業務に関する協定書 P326) (資料第 59 災害時における医療機器等の調達業務に関する協定書 P327) (資料第 60 災害時における衛生材料の調達業務に関する協定書 P328) (資料第 61 災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定書 P329) (資料第 62 災害時等の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定 P330)
都 薬 剤 師 会	○ 被災地内の薬剤師会支部は、区市町村の要請を受け、医薬品ストックセンターにおける医薬品の仕分け・管理等を行う。 ○ 都薬剤師会は、東京都の要請を受け、被災地外に設置される医薬品集積センターにおける医薬品の仕分け・管理等を行う。
日 赤 東 京 都 支 部	○ 平常時から常用品を多量に備蓄している日赤医療救護班は、医療救護活動に必要な医療資器材を医療セットとして携行する。 ○ 災害時の使用消耗資材の費用については、委託契約に基づき都に請求する。 (資料第 63 災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約書 P332)

イ 都における医薬品・医療資器材の備蓄整備状況

(資料第 64 都における医薬品・医療資器材の備蓄状況 P333)

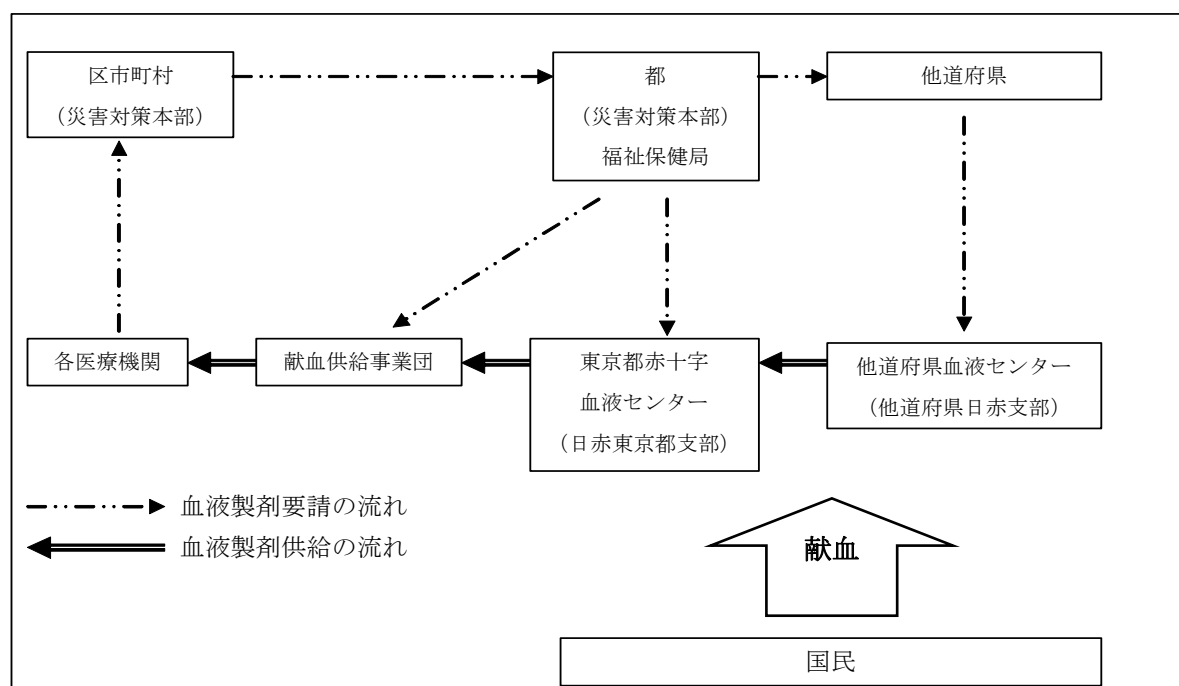
(2) 血液製剤の確保

ア 各機関の対応

機関名	内 容
都 福 祉 保 健 局	○ 区市町村から血液製剤の供給要請があった場合、または血液製剤の供給について必要と認めた場合は、「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づき日赤東京都支部(東京都赤十字血液センター)及び献血供給事業団に供給要請を行う。
日 赤 東 京 都 支 部	○ 災害発生後、速やかに都内各血液センターの被災状況を調査し、被害があった場合は、その機能の復旧を図るとともに、東京都赤十字血液センター(日赤東京都支部)を中心に状況に応じた血液製剤確保体制をとる。 1 応急対策 ア 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定」に基づく供給要請があった場合、東京都赤十字血液センター(日赤東京都支部)が献血供給事業団と密接な連携のもとに供給を行う。 イ 被害の少ない地域に採血班を出動させ、一般都民からの献血を受ける。 ウ 不足する場合は、他道府県血液センター(他道府県支部)に応援を依頼し、都外からの血液導入によりその確保を図る。 エ 医療施設、機関、救護所等への供給は、東京都赤十字血液センター及び都内各血液センターが都及び献血供給事業団と密接な連携のもとに行う。 2 その他 血液製剤の都外からの輸送等については日赤が行うほか、状況により都をはじめ各機関に協力を要請する。
献 血 供 給 事 業 団	○ 災害発生後、速やかに本部を中心に状況に応じた血液製剤の供給態勢をとる。 1 応急対策 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づく供給要請があった場合、本部、都内各支所が東京都赤十字血液センター(日赤東京都支部)と密接な連携のもとに供給を行う。 2 その他 血液製剤の都外からの輸送等について、都、東京都赤十字

機関名	内 容
	血液センター(日赤東京都支部)からの要請があった場合は協力して行う。

イ 血液製剤の供給体制



(資料第 65 災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書 P334)

第 2 節 後方医療体制

- 都は、平常時から、広域的な連携体制を強化するとともに、迅速かつ的確に医療の提供を行うため、災害拠点病院等、災害時後方医療体制の充実強化を図る。
- 災害時には、災害拠点病院のほか、一般の医療機関の空床の利用や収容能力の臨時拡大等を図り、負傷者等の収容を行う。
- 災害拠点病院は、通常の医療供給体制では医療の確保が困難となった場合に、傷病者を受け入れる。
- 災害拠点病院は、知事の要請に基づいて、医療救護班を編成し、応急的な医療を実施する医療救護所との連携のもとに重症者の医療を確保する。
- 都は、ヘリコプター緊急離発着場が整備されていない災害拠点病院等について、オープンスペース等利用計画などに基づき、病院の近隣に緊急離発着場の適地を確保していく。
- 都は、災害の規模などにより必要と認める場合、自衛隊へ災害派遣を要請し、自衛隊は野外病院の設置による医療処置を行うほか、傷病者搬送を実施する。

(資料第 66 東京都災害拠点病院設置運営要綱 P335)

(資料第 67 東京都災害拠点病院施設状況一覧 P337)

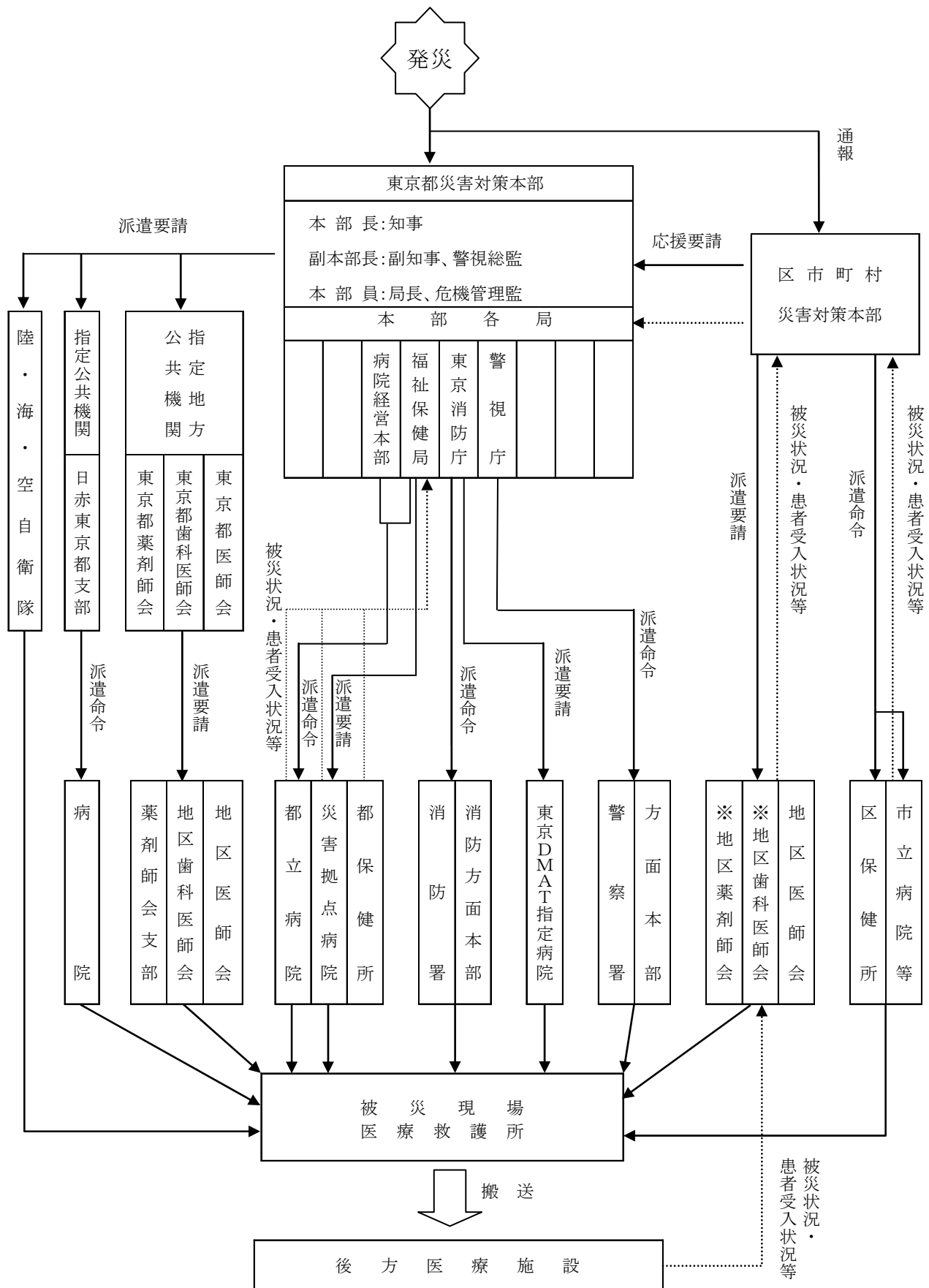
(資料第 68 東京都災害拠点病院標準整備品目 P338)

第 3 節 情報連絡・傷病者の搬送体制

1 情報連絡体制

- 区市町村は、地区医師会等の協力を得て、医療機関の活動状況等を把握する。
- 区市町村は、管内の医療機関及び医療救護班との連絡体制の確立に努める。
- 都は、災害拠点病院及び救急告示医療機関から、東京都防災行政無線、広域災害救急医療情報システム等により医療機関の活動状況等を把握する。
- 都は、必要に応じ、区市町村、都医師会等の協力を得て、医療機関の活動状況等の報告を求める。

＜医療救護活動の命令、要請及び情報連絡系統図＞



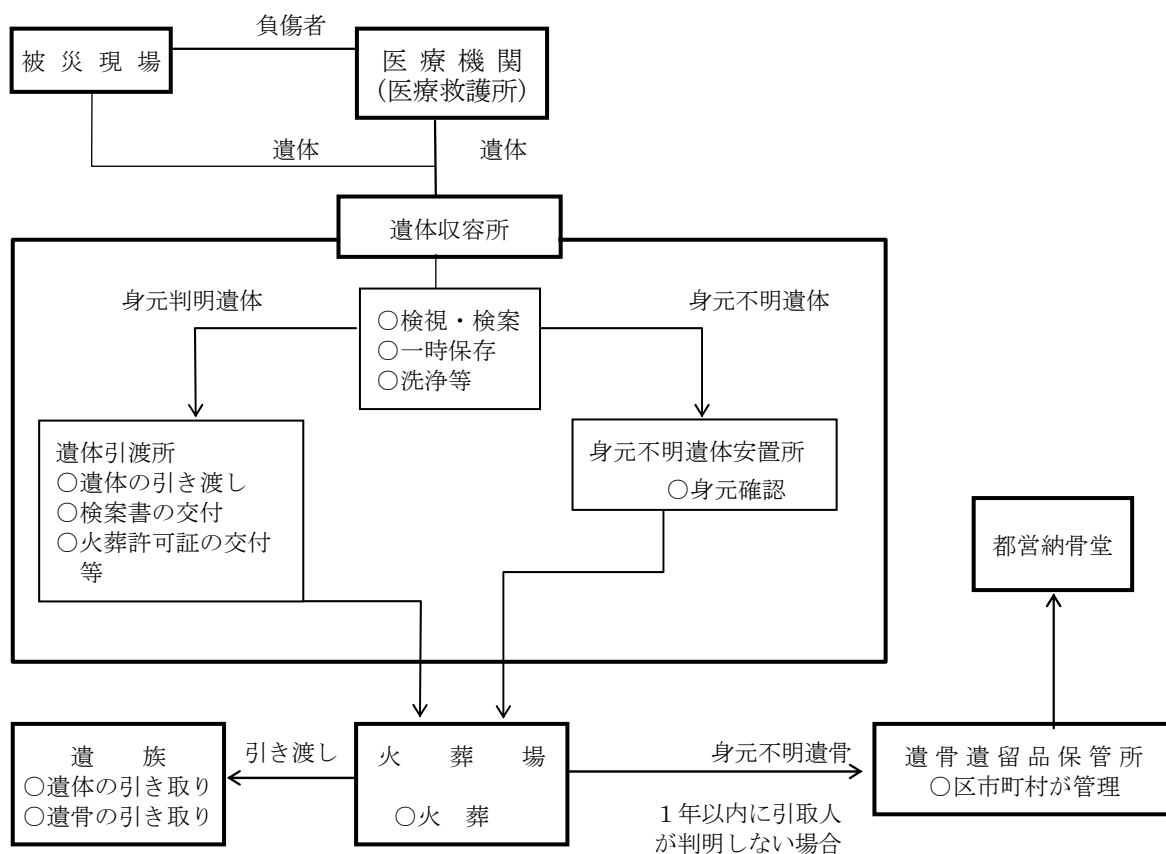
※区市町村と協定締結済の場合等に運用する。

2 負傷者等の搬送

- 搬送は、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従って、搬送先施設等の受入体制を確認し行う。
- 負傷者等の後方医療施設への搬送は、状況に応じて、東京消防庁と都福祉保健局が連携して、医療救護班が使用した自動車・ヘリコプター・船舶等による搬送を行う。
- 搬送路を確保するにあたり、災害対策本部に集まる道路啓開情報を積極的に収集・整理するとともに、警視庁及び東京消防庁のヘリコプターが収集した画像情報を効果的に活用する。

第4節 遺体の搜索・処理等

1 遺体取扱いの流れ



2 捜索・収容等

(1) 遺体の捜索

ア 機関別活動内容

機関名	活 動 内 容
都 総 務 局	○ 関係機関との連絡調整にあたる。
警 視 庁	○ 救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 ○ 区市町村が実施する遺体の捜索・収容に協力する。 ○ 各警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。 ○ 身元不明死体については、人相・所持品・着衣・特徴等の写真撮影、指紋・DNA 型鑑定資料を採取するとともに、遺品を保存して身元の確認に努める。
区 市 町 村	○ 関係機関と連携し、遺体の捜索及び発見した遺体の遺体収容所への収容を行う。
第 三 管 区 海上保安本部 (東 京 海 上 保 安 部)	○ 東京港内及びその周辺に遺体が漂流する事態が発生した場合は、所属巡視艇により捜索を実施する。 ○ 必要に応じ、他の海上保安部から巡視船艇または航空機の応援派遣を求めて捜索にあたる。 ○ 収容した遺体は、検視(見分)後、区市町村に処理を引き継ぐ。

※ 行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。

イ 捜索の期間等

区 分	内 容
捜 索 の 期 間	○ 災害発生の日から 10 日以内とする。
期 間 の 延 長 (特 別 基 準)	○ 災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を捜索する必要がある場合は、捜索の期間内(10 日以内)に下記の事項を明らかにして、厚生労働大臣(区市町村長の場合は知事)に申請する。 ア 延長の期間 イ 期間の延長を要する地域 ウ 期間の延長を要する理由(具体的に記載すること。) エ その他(延長することによって捜索されるべき遺体数等)
国庫負担	○ 船舶その他捜索に必要な機械器具等の借上費または購入費で、直接捜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費または購入費 ○ 捜索のために使用した機械器具の修繕費 ○ 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び捜索作業を行う場合の照明用の灯油代等

区 分		内 容
	費 用 の 限 度 額	○ 金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	そ の 他	○ 搜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象となる。 ○ いずれも経理上、搜索費から分け、人件費及び輸送費として、各々一括計上する。

(2) 遺体の搬送(遺体収容所まで)

機関名	活 動 内 容
都 総 務 局	○ 区市町村及び関係機関等との連絡調整を行い、状況に応じて、陸上自衛隊第 1 師団に対して遺体の搬送要請を行う。
区 市 町 村	○ 遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。 ○ 状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼を行う。 ○ 遺体発見者・遺体発見日時・発見場所・発見時の状況・遺体の身元認知の有無等について、確認する。

(3) 遺体収容所の設置とその活動

ア 遺体収容所の設置に関する事前準備

機関名	活 動 内 容
区 市 町 村	○ 遺体収容所の設置等に関し、次の事項について、あらかじめ、関係機関と協議を行い、条件整備に努める。 ア 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項 イ 遺体の搜索及び遺体収容所までの遺体搬送に関する事項 ウ 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項 エ 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項 ○ 遺体収容所は、死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を、努めて事前に指定・公表する。 ア 屋内施設とする。 イ 区市町村ごとに、1 か所から 4 か所程度に限定する(少ない箇所数が望ましい。) ウ 避難所や医療救護所など、他の用途と競合しない施設とする。 エ 想定される死者発生数に対応できる広さを有する施設とする。 オ 身元不明遺体安置所として使用可能な施設とする。

機関名	活 動 内 容
	カ 水、通信等のライフライン及び交通手段の確保を考慮する。

イ 遺体収容所の設置

機関名	活 動 内 容
都	○ 区市町村長の要請に基づき、必要な支援措置を講ずる。
区 市 町 村	○ 災害発生後速やかに遺体収容所を開設し、都及び警視庁(各所轄警察署)に報告するとともに、住民等への周知を図る。 ○ 状況に応じて、都及び関係機関に応援を要請する。

ウ 遺体収容所での活動

機関名	活 動 内 容
区 市 町 村	○ 遺体収容所に管理責任者を配置し、連絡調整等にあたらせる。 ○ 都及び警視庁(各所轄警察署)と連携のうえ、遺体収容所における検視・検案業務等を迅速かつ適切に行える体制を整備する。 ○ 遺体の腐敗防止に努める。

エ 遺体処理の期間等

区 分	内 容
遺 体 処 理 の 期 間	○ 災害発生の日から 10 日以内とする。
期 間 の 延 長 (特 別 基 準)	○ 災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内(10 日以内)に厚生労働大臣(区市町村長の場合は知事)に申請する。
国庫負担の対象となる経費及び限度額	○ 遺体の一時保存のための経費 ア 既存建物を利用する場合 借上費は通常の実費 イ 既存建物を利用できない場合 一体あたり 5,000 円以内 ○ 遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用 遺体一体あたり 3,300 円以内(平成 18 年度基準)

3 検視・検案・身元確認等

(資料第 69 遺体検視・検案活動等の発令、要請、情報連絡系統図 P339)

- 検視・検案は原則として同一場所で集中的に実施することとし、都、区市町村

及び警視庁は、必要な体制を確立する。

(1) 検案医の養成

- 都福祉保健局は、東京都医師会や公的医療機関等と連携し、検案医養成のための研修体制を整備する。

(2) 検視・検案に関する機関別活動内容

機関名	活 動 内 容
都 福 祉 保 健 局	○ 監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成させ、遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講ずる。 ○ 検案態勢が都の対応能力のみでは十分でないと認める場合は、必要に応じて関係機関等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、これに必要な措置を講ずる。
監 察 医 務 院	○ 警視庁遺体取扱対策本部長(刑事部長)と調整のうえ、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣する。 ○ 検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講ずる。 ○ 日本法医学会等との連絡調整を図る。 ○ 大規模災害時においては、監察医制度の施行区域(区部)にかかわらず、東京都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を行う。
警 視 庁	○ 検視班等を編成し、遺体収容所に派遣する。 ○ 各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整のうえ、監察医務院長に検案を要請する。 ○ 検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに大震災発生時における多数死体取扱要綱等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。

(3) 検視・検案に関する機関別協力内容

機関名	協 力 内 容
都 医 師 会	○ 都の要請により、遺体の検案に協力する。
都 歯 科 医 師 会	○ 都及び警視庁の要請に基づき、必要に応じて遺体の検視に協力する。
日赤東京都支部	○ 都の要請により、遺体の検案に協力する。
国 立 病 院 機 構	○ 都の要請により、遺体の検案に協力する。

- 関係機関が協力する検視・検案活動は、都福祉保健局(監察医務院)の検案責任者の指揮に基づいて行う。

(4) 検視班等の編成・出動 (資料第 70 検視班の編成基準 P340)

- 検視班の指揮者(警察署長等)は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と協

議・調整のうえ、検視活動を進める。

(5) 検案班の編成・出動 (資料第 71 検案班の処理能力 P340)

- 都福祉保健局(編成責任者は監察医務院長)は、検案要請の状況を勘案し、警視庁と必要人員、派遣地域等を調整のうえ、必要に応じて日本法医学会、都医師会等の応援を得て検案班を編成し、出動を発令する。
- 検案班の指揮者(監察医務院長が指定した監察医等)は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整した後、検案活動を進める。

(6) 検視・検案・身元確認活動の場所

- 検視・検案は、区市町村が設置する遺体収容所において行う。ただし、遺体の搬送が困難な場所等、遺体収容所以外において検視・検案を行う必要が生じた場合には、医療機関等の死亡確認現場において行う。

(7) 都民への情報提供

- 都は、区市町村等関係機関と連携し、死亡者に関する情報提供を行う体制を確立する。

(8) 資器材等の備蓄・調達

- 都及び警視庁は、検視・検案に必要な資器材等について、適正な品目及び数量を備蓄するとともに、不足した場合には調達により確保する。

(9) 遺体の身元確認

- 時間帯によっては外出者等の身元不明遺体が多く発生すると予想されることから、各機関が協力し、効率的に実施する。

機関名	活 動 内 容
警 視 庁	○ 「身元確認班」は、DNA 採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。 ○ おおむね 2 日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を区市町村長に引き継ぐ。
区 市 町 村	○ 身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。
都 歯 科 医 師 会	○ 警視庁から身元確認作業の協力要請があった場合は、速やかに 1 班につき歯科医師 2 名以上で構成する身元確認班(歯科医師班)を編成し、派遣する。身元確認班(歯科医師班)は、警視庁の検視責任者の指示に基づき、必要な身元確認作業に従事する。

(10) 遺体の遺族への引き渡し

- 遺体の引き渡し業務は、原則として警視庁(各所轄警察署)及び区市町村が協力して行う。
- 区市町村職員が遺体の引き渡し業務に従事する場合、警視庁「身元引渡班」の指示に従う。

(11) 死亡届の受理、火葬許可証等の発行等

機関名	活 動 内 容
都	○ 必要な支援措置を講ずる。
区 市 町 村	○ 遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、収容所等において死亡届を受理する。 ○ 死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証または特例許可証を発行する。

第 5 節 火葬等

1 火葬許可の特例

- 火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行することにより、速やかな火葬に努める。

2 広域火葬の実施

- 都は、広域火葬が必要であると判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部(福祉保健局)に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備する。
- 区市町村は、都内で広域火葬が実施される場合に、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施に努める。

機関名	活 動 内 容
都福祉保健局	○ 区市町村からの応援・協力要請に基づき、広域火葬の実施を決定し、速やかに全区市町村及び関係団体に周知し、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知する。 ○ 対応可能な都内の火葬場に対し、応援・協力を要請し、広域火葬の受け入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請する。 ○ 各火葬場の受入可能数に応じ、各区市町村に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼する。 ○ 火葬場経営者からの応援要請に基づき、区市町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請する。 ○ 遺体の搬送について区市町村から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請する。
区 市 町 村	○ 平常時に使用している火葬場の被災状況を把握し、状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請する。 ○ 住民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知する。

機関名	活 動 内 容
	○ 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認する。 ○ 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、緊急自動車により行う。また、遺体収容所から受入火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。

3 身元不明遺体の取扱い等

機関名	活 動 内 容
警 視 庁	○ 警視庁は、区市町村と協力して身元不明死体の遺体引取人を調査する。
区 市 町 村	○ 警視庁(身元確認班)より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間(おおむね1週間程度)を経過した身元不明遺体を火葬する。 ○ 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。 ○ また、引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。

4 死亡者に関する広報

- 大規模災害発生時における遺体の引き渡し等を円滑に実施するため、都は、警視庁、区市町村、関係機関等と連携し、都内の広域的な死亡者に関する情報を都民に提供する体制を確立するため、条件整備に努める。
- 区市町村は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警視庁(各所轄警察署)と連携を保ち、区市町村庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問い合わせ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う体制の条件整備に努める。

第6節 防疫、保健衛生及び動物愛護

1 防疫活動

- 防疫班、隔離消毒班、防疫検水班(区)及び水の安全パトロール班(都)を編成し、相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。

(1) 役割分担

機関名	内 容
区	○ 災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生時の消毒、そ族こん虫駆除等を行う。 ○ 災害により防疫活動を必要とする場合は、防疫班、消毒班及び防疫検水班を編成し、出動させる。 ○ 被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局に対し、迅速に連絡する。 ○ 防疫活動の実施にあたって区の対応能力では十分でないと認める場合は、都福祉保健局または地区医師会に協力を要請する。 ○ 都が活動支援や指導、区市町村調整を行う場合、協力する。
市 町 村	○ 災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生時の消毒、そ族こん虫駆除等を行う。 ○ 災害により防疫活動を必要とする場合、防疫班、消毒班を編成し、出動させる。 ○ 被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局に対し、迅速に連絡する。 ○ 防疫活動の実施にあたって、市町村の対応能力では十分でないと認める場合は、都福祉保健局または地区医師会に協力を要請する。 ○ 都が活動支援や指導、区市町村調整を行う場合、協力する。
都福祉保健局	○ 区市町村の防疫に関する協力の要請があった場合、その他必要と認める場合は、活動支援や指導を行い、または、区市町村との調整を図る。 ○ 防疫活動を実施するにあたって必要と認める場合は、都医師会または地区医師会、都薬剤師会等に協力を要請する。 ○ 災害の状況に応じて、水の安全パトロール班を編成し、出動させる。 ○ 区市町村が行う防疫活動を支援するとともに、必要に応じて、他県市の防疫班の出動を要請し、その連絡調整を行う。 ○ 感染症患者発生時の隔離収容先の確保及び搬送体制の確立を図る。
都 医 師 会	○ 都福祉保健局長(都が設置する保健所の長または特別区長(特別区が設置する保健所の長を含む。))から防疫に関する協力の要請があった場合は、協力する。 ○ 防疫活動の業務内容については、保健所長に協議のうえ行う。

(2) 防疫班等の編成

- 区市町村は、状況に応じて防疫班、消毒班を編成する。
- 都は、状況に応じて防疫に関する区市町村の活動に対する支援や指導、調整を行う。

(3) 防疫業務の実施基準

ア 健康調査及び健康相談等

- 防疫班は、医療救護班・保健活動班等と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、患者の早期発見に努め、被災地の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて応急治療・感染拡大防止等を行う。

イ 消毒

- 消毒班は、防疫班と緊密に連携をとりながら、患者発生時の消毒(指導)・避難所の消毒の実施及び指導を行う。

ウ 避難所の防疫措置

- 区市町村は、避難所開設後ただちにトイレやごみ保管場所等の要消毒場所の消毒を行い、以後適宜消毒を実施する。
- 防疫班は、避難所開設後速やかに医療救護班・保健活動班等と協力して、健康調査及び健康相談を行う。
- 防疫班は、給食施設、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の感染症の発生予防のための広報及び健康指導を行う。
- 都は、区市町村が行う避難所での消毒活動を支援するとともに、必要に応じて、他県市の消毒班の出動を要請し、その連絡調整を行う。
- 都は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況を踏まえ、市町村に対し予防接種に関する指導を行う。
- 避難所の感染症流行状況を把握し、感染拡大を防止する。

エ 消毒とその確認

- 区市町村は、患者発生時の消毒(指導)、下水及びその他要消毒場所(トイレやごみ保管場所等)の消毒を行い、または消毒薬を配布して指導する。
- 区は、被災地の井戸が汚染された場合は、ただちに消毒を行う。それ以後は、区が直接消毒するか、または消毒薬を住民に配布して自主的に行わせ、消毒の実施後、防疫検水班が消毒の確認を行う。
- 多摩地域においては、水の安全パトロール班が、飲用に供しようとする水等が塩素剤等で消毒されているか確認を行う。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように水の安全パトロール班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。

オ 感染症予防のための広報及び健康指導

- 防疫班は、健康調査及び健康相談の実施と並行して、食品衛生監視員及び環境衛生監視員等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。
- 実施にあたっては、区市町村と協力してポスターの掲示、ビラの配布、拡声器等により周知の徹底を図る。

2 防疫用資器材の備蓄・調達

- 区市町村は、防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておく。
- 区市町村が実施する初期防疫活動において防疫用資器材が不足したときは、都福祉保健局において調達する。
- 都福祉保健局は、施設倒壊などにより薬品等が不足した場合に備え、民間薬品会社からの受入・調達計画及び他縣市等からの受入・調達計画を策定する。

3 保健活動

(1) 保健活動班の編成

- 区市町村は、巡回健康相談等を行うため、保健師・栄養士、歯科衛生士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。

(2) 保健活動班の活動内容

- 保健活動班は、水の安全パトロール班や食品監視班、防疫班と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。
- 保健活動班は、避難所における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。

(3) 他縣市等からの応援職員の受け入れ

- 都は、区市町村との協議のうえ、必要に応じて応援協定に基づき、関係縣市等に保健活動班の派遣を要請する。
- 都及び区市町村は、派遣職員の受け入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。

(4) 都の役割

- 都は、保健活動班に関する総合的な指揮命令及び連絡調整を行う。
- 都は、区市町村における保健活動班の活動が円滑に行われるよう支援する。

4 メンタルヘルスケア

- 都は、精神障害者・精神疾患患者への対応として都立病院及び民間精神科病院との協力による精神医療体制を展開する。
- 都及び区市町村は、被災住民の心的外傷後ストレス障害（PTSD）をも視野に据えてのメンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。

(1) 精神障害者・精神疾患患者対策

ア 入院患者対策

- 被災した精神病院の入院患者については、東京精神科病院協会と連携し、被災を免れた地域の精神科病院への転院を図る。

イ 通院患者対策

- 被災の状況により通院が困難になった患者に対して、巡回精神相談チームが対応する。
- 都及び区市町村は、精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の

把握・提供ができるよう努める。

ウ 措置患者対策

- 措置診察体制のため指定医の確保等を行う。
- 措置患者の緊急受け入れについては、一時的に都立病院で行い、その後民間精神科病院等の協力を得て患者を転送する。
- 近江市の病院等とも十分に連携を図りながら対応にあたる。

(2) メンタルヘルスケア

- 区市町村は、保健活動班を編成し、被災住民に対するこころの健康に関する相談を行う。
- 都は、被災精神障害者の継続的医療の確保に努める。
- 都及び特別区は、避難所等での精神疾患の発症・急変への対応等を行うため、巡回精神相談チームを必要に応じて避難所等へ派遣する。
巡回精神相談チームは保健活動班との連携に努める。
- 都は、都全体の精神保健に関する情報を収集し、タイムリーに区市町村へ提供する。
- 都及び区市町村は、必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。

(3) 近江市の精神保健医療従事者の受け入れ

- 都は、必要に応じて近江市の精神保健医療従事者の派遣を要請し、受け入れの調整を行う。

(4) 連絡調整

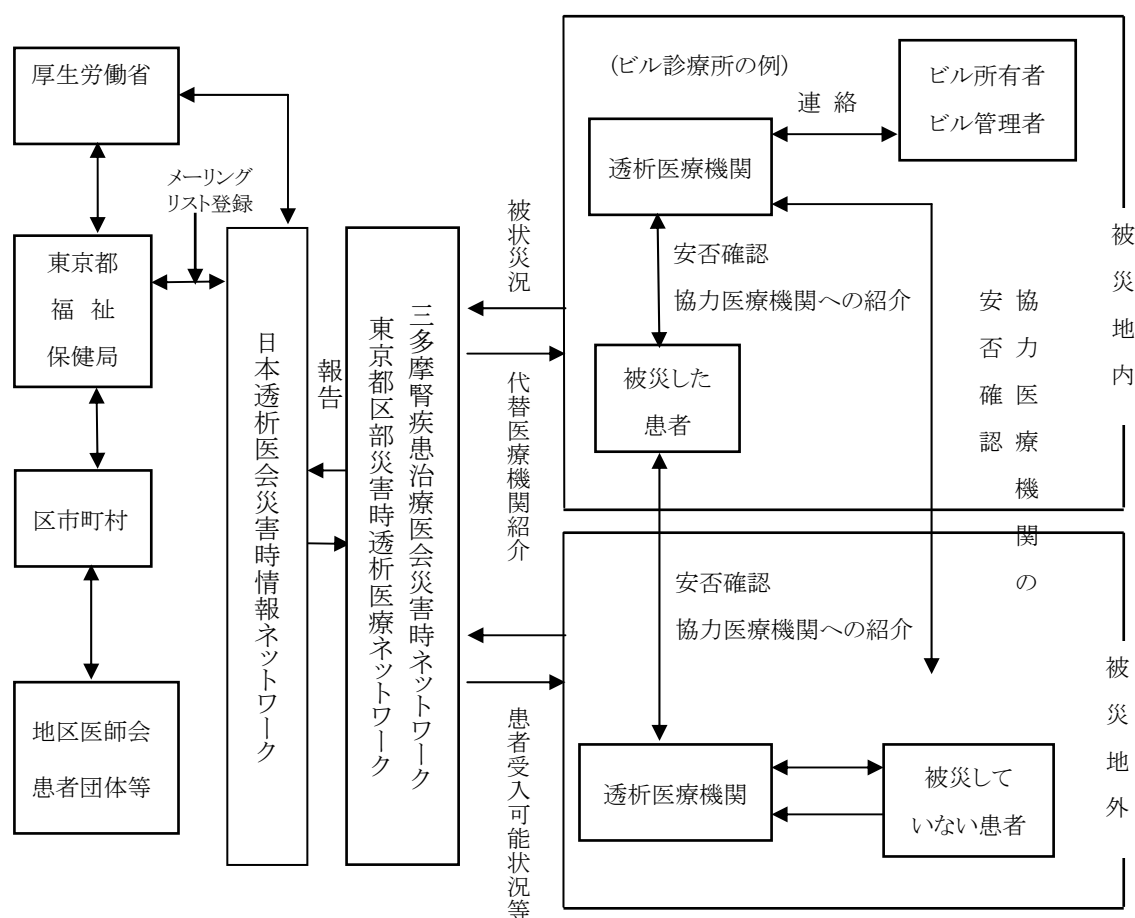
- 都は、東京都全域及び区市町村間の精神保健医療に関する連絡調整を行う。

5 透析患者等への対応

(1) 透析患者への対応

- 都は、日本透析医会、区市町村、医師会等の協力により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を一元的に収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し、情報を提供する。
- 都は、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料、食料などの供給、患者搬送及び復旧について関係機関と調整する。

＜透析患者の災害時透析医療情報連絡系統図＞



(2) 在宅難病患者への対応

- 都は、平常時から保健所を通じて在宅難病患者の把握を行うとともに、災害時には、区市町村、医療機関及び近江市等と連携し、在宅難病患者の搬送及び救護の体制整備に努める。

6 食品衛生監視

- 都福祉保健局長は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、食品衛生監視班を編成し、食品の安全確保を図る。

7 動物愛護

- 都は、動物愛護の観点から、負傷または放し飼い状態の動物の保護や適正な飼育に関し、区市町村等関係機関や都獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。
(資料第 72 災害時における動物保護体制(48 時間から 72 時間後までの応急体制 P341))

- (1) 被災地域における動物の保護
 - 都は、区市町村、都獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、飼い主の分からない負傷または放し飼い状態の動物等の保護を行う。
- (2) 避難所における動物の適正な飼育
 - 都は、区市町村と協力して、飼い主とともに避難した動物について、以下の取り組みを行い、適正飼育を指導する。
 - ア 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等
 - イ 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整
 - ウ 他縣市への連絡調整及び要請
- (3) 動物愛護の活動方針
 - 都獣医師会、動物関係団体等の設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護、援護を行う。
 - 都は、「動物保護班」「動物医療班」を編成し、被災住民への動物援護に関する情報の提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所等での獣医療に携わる。
 - 都は、「動物救援本部」を支援するため、情報の提供、「動物保護班」「動物医療班」による応援及び活動拠点の提供を行う。
- (4) 「動物保護班」「動物医療班」の編成
 - 発災直後には、都動物愛護相談センターに「動物保護班」「動物医療班」それぞれ 2 班を配置し、発災後 72 時間を目途に班の充実を図る。

第 1 2 章 緊急輸送対策

第 1 節 輸送車両等の確保

- 本節では、負傷者・救出者を早期搬送することを主眼とした車両・船舶等の確保について記載する。

1 車両の確保

(1) 調達

機関名	実 施 内 容
都 財 務 局	○ 都各局は、原則として保有する車両を第一次的に使用し、不足が生じる場合は都財務局が集中的に調達する。 1 乗用車 都各局の不足分は、都財務局所管車両を使用する。 2 貨物自動車 都トラック協会、都庁輸送組合、日本通運から調達する。 3 乗合自動車 東京バス協会から調達する。 4 特殊車両 悪路走行に対応できる車両をレンタカー会社から調達する。 ○ 他府県及び関係防災機関から車両の供与があったときは、集中受入を行う。 ○ さらに、車両調達数に不足を生ずる場合は、関東運輸局のあっ旋により、所要数を調達するよう努力し、必要に応じ関東運輸局長と協議のうえ、従事命令または輸送命令を発し、緊急輸送に必要な車両を確保する。
都 水 道 局 都 下 水 道 局 都 交 通 局 警 視 庁 東 京 消 防 庁	○ 独自に調達計画を立てる。都財務局は、調達計画を総合調整するとともに、調達が円滑に行われるよう協力する。
関 東 運 輸 局	○ 都財務局の要請に基づき、車両の調達あっ旋を行う。
区 市 町 村	○ 都の計画に競合しないよう、調達先及び調達予定数を区市町村地域防災計画において明確にしておく。なお、災害時において、区市町村の所要車両が調達不能になった場合は、都財務局へ調達あっ旋を要請する。

(2) 配分

機関名	実 施 内 容
都 財 務 局	○ 用途別必要量に応じて、都各局に対して適宜配分する。 ○ 他府県及び関係防災機関からの供与車両についても、適宜、配分する。 ○ 災害復旧計画に必要な車両は、都財務局において緊急計画をたて、災害応急用車両を転用し、輸送力を確保する。 ○ 配分手続 1 都各局において、車両を必要とするときは、車種、乗車人員数または積載トン数、台数、引渡場所、日時を明示のうえ、都財務局に請求する。 2 都財務局は所要車両を調達し、請求局に引き渡す。

2 船舶の確保

(1) 調達

機関名	実 施 内 容
都	○ 都各局は、物資の輸送及び人員の搬送等のため、保有の船舶を使用するほか、船舶の必要が生じる場合には、都本部に対し、必要船舶を請求する。 ○ 都港湾局は、東海汽船や協定締結団体から使用可能な船舶を把握し、都本部へ報告する。 (資料第 52 東海汽船所有船舶一覧 P314) ○ 都本部は、他府県及び関係防災機関から船舶の供与があったときは、船舶の把握を行う。また、都各局は、他から船舶の供与があった場合は、都本部へ報告する。 ○ 都港湾局は、これらの船舶を把握し、いつでも調達できるよう確保する。 ○ 不足が生ずる場合は、関東運輸局のあっ旋により、所要数を調達するよう努力し、必要に応じ関東運輸局長と協議のうえ、従事命令または輸送命令を発し、緊急輸送に必要な船舶を確保する。
関 東 運 輸 局	○ 都本部の指示に基づいた都港湾局の要請により、船舶の調達あっ旋を行う。

(2) 配分

機関名	実 施 内 容
都	○ 都本部は、調達した船舶数及び各局の用途別配分船舶数を都港湾局に通知するとともに、各局への配分を指示する。 ○ 他府県及び関係防災機関から都に供与された船舶についても、都本部が都港湾局へ指示し、配分させる。 ○ 配分手続 1 都各局が船舶を必要とするときは、船の用途、総トン数、隻数、船舶使用責任者の氏名、使用開始希望場所、日時等を明示のうえ、都本部へ要請する。 2 都本部は都各局の要請に基づく船舶必要数を調整したうえで、都港湾局に対し、調達した船舶名、運行事業者、使用開始場所等を要請局に回答させる。

3 ヘリコプター等の確保

(1) 調達

機関名	実 施 内 容
都 港 湾 局	○ 都各局が必要とするヘリコプター等について、都本部の指令を受け、調布空港協議会及び東京ヘリポート協議会との協定に基づき、調達する。
都福祉保健局	○ 傷病者、医療従事者、医薬品、医療資器材、食料品、飲料水等の搬送、その他人員物資等の搬送業務に必要なヘリコプター等は、日本救急医療財団との協定に基づき、同財団が別途協定を締結した航空会社から調達する。

(2) 配分及び離着陸

機関名	実 施 内 容
都	○ 都港湾局は、都福祉保健局分以外の調達したヘリコプター数を都本部に報告する。 ○ 都本部は、都福祉保健局分以外の各局の用途別必要数を都港湾局に通知するとともに、都各局への配分を指示する。 ○ 都港湾局は、都本部の指示に基づき、都各局に対して適宜、配分する。 ○ 都各局は、東京都ヘリポートまたは東京都調布飛行場を使用するときは、港湾局へ施設の使用を申請する。また、他の施設を利用するときは、都本部の指示に基づき使用する。 (資料第 53 ヘリコプター等による緊急輸送業務実施の流れ P315)

第2節 輸送拠点

1 広域輸送基地

- 他府県等からの緊急物資等の受け入れ、一時保管、地域内輸送拠点等への積替・配分等の拠点として、広域輸送基地を定める。

2 地域内輸送拠点

- 区市町村の地域における緊急物資等の受け入れ、配分、被災地への輸送等の拠点として、地域内輸送拠点を定める。

3 代替地の選定

- 災害の状況により、事前に予定した輸送拠点が確保できない場合は、速やかに代替地を確保する。

第 13 章 応急生活対策

第 1 節 被災者の生活確保

1 生活相談

機関名	内 容
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	○ 常設の都民相談窓口に併設して、臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望、苦情等の早期解決に努める。
警 視 庁	○ 警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。
東 京 消 防 庁	○ 災害の規模に応じて、本部庁舎、消防署、消防出張所等に消防相談所を設置し、消防相談にあたる。
区 市 町 村	○ 被災者のための相談所を設け、苦情または要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。

2 災害弔慰金等の支給

- 都福祉保健局は、災害により死亡した都民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また災害により精神的または身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。
- 日赤東京都支部では、災害救援品の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害見舞品の配分を行う。

(資料第 73 災害弔慰金等の支給 P342)

3 災害援護資金の貸付

- 都福祉保健局は、災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には低所得世帯に生活福祉資金を対象に貸し付ける。
- 都福祉保健局は、住宅に災害を受けた者に対して、住宅の建設もしくは補修に必要な資金を貸し付ける。

(資料第 74 災害援護資金・住宅資金等の貸付 P343)

4 職業のあっ旋

機関名	内 容
区 市 町 村	○ 被災者の職業のあっ旋について、都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。
東 京 労 働 局	○ 災害による離職者の把握に努めるとともにその就職については、区市町村の被災状況等を勘案の上、都内各公共職業安定所（17 か所）と緊密な連絡をとり、公共職業安定所を通じ速やかに、そのあっ旋を図る。 ○ 他府県への就職希望者については、総合的雇用情報システムの活用等により、他府県と連絡調整を行い雇用の安定を図る。 ○ 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置を講ずる。 1 被災者のための臨時職業相談窓口の設置 2 公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設または巡回職業相談の実施

5 租税の徴収猶予及び減免等

機関名	内 容
都 主 税 局	○ 被災した納税義務者または特別徴収義務者に対し、地方税法または東京都都税条例により、都税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適時、適切な措置を講ずる。
区 市 町 村	○ 区市町村は、被災者に対する区市町村税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定する。
東 京 労 働 局	○ 災害により、労働保険適用事業主が納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、被災した労働保険適用事業主に対し、その申請に基づき1年以内の期間に限り、労働保険料の納入期限の延長措置を講ずる。

6 その他の生活確保

機関名	内 容
東 京 労 働 局	1 雇用保険の失業給付に関する特別措置 ○ 災害により、失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

機関名	内 容
	2 労働保険料等の徴収の猶予 ○ 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長等の措置を講ずる。 ア 納期限の延長 災害により、労働保険適用事業主が納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき 1 年以内の期間に限り、納期限を延長する。 イ 制度の周知徹底 区市町村及び労働保険事務組合等の関係団体に対して、該当適用事業主に対する制度の周知を要請する。
関東森林管理局	○ 知事等から被災地等における木材の需給安定等について要請があった場合、その必要があると認めるときは、国有林材の供給の促進、輸送販売の実施、木材関係団体等への要請等に努める。
郵便事業局	○ 災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。 1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人または団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。 4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。
日本放送協会	○ NHK 厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施、また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を図る。 ○ 被災者の受信料免除 ○ 状況により避難所へ受信機を貸与する。
NTT 東日本 NTT コミュニケーションズ	○ 災害が発生しまたは発生するおそれがあるときは、臨時に料金または工事に関する費用を減免することがある。 ○ 料金等の減免を行ったときは、関係の電話サービス取扱所及

機関名	内 容
N T T ド コ モ	び携帯自動車電話サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知する。

第 2 節 中小企業への融資

- 災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、都及び政府系金融機関は、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、事業の安定を図る。

第 3 節 農林漁業関係者への融資

1 日本政策金融公庫による融資

- 農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、日本政策金融公庫から貸付を行わせるものとし、必要枠の確保、早期貸付等につき適切な措置を講じ、または指導を行う。

2 経営資金等の融通

- 都は、農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用を受けて、被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずる。

3 農林漁業団体に対する指導

- 都は、災害時において、被災農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、農林中央金庫、関係金融機関等に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即し適切な指導を行う。

第 4 節 義援金品の配分

1 義援金品募集の検討

- 都、区市町村、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金品の募集を行うか否かを検討し決定する。

2 義援金品募集配分委員会の設置

- 義援金品を、確実、迅速、適切に募集・配分するため、都本部に義援金品募集配分委員会(以下、本節において「委員会」という。)を設置する。
- 委員会は、次の事項について審議し、決定する。

- (1) 被災区市町村への義援金品の募集・配分計画の策定
 - (2) 義援金品の受付・配分に係る広報活動
 - (3) その他義援金品の受付・配分等に関して必要な事項
- 委員会は、都、区市町村、日本赤十字社、その他関係機関等の代表者により構成する。

3 義援金品の受付・募集

機関名	内 容
都 福 祉 保 健 局 都 知 事 本 局	○ 都福祉保健局において受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。 ○ 都福祉保健局が受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。 ○ 都福祉保健局は、義援金品の受付状況について委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、委員会に送金する。 ○ 国または地方公共団体からの知事あての見舞金は、都知事本局(秘書部)において受け付ける。
区 市 町 村	○ 義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に応急救助主管の長名義の普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。 ○ 受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができるものとする。 ○ 義援金品の受付状況について委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、委員会に送金する。
日 赤 東 京 都 支 部	○ 日赤東京都支部事務局(振興部赤十字社員課)及び都内日赤施設並びに各地区において受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、郵便局・銀行に災害名を冠した義援金受付専用口座を開設し、受付期間を定めて振込による義援金を受け付ける。 ○ 災害の状況により、都内他の場所または都外においても、日赤本社、全国の日赤支部・日赤各施設及び地区に設置した受付窓口等で受け付ける。 ○ 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。 ○ 義援金の受付状況について委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、委員会に送金する。

機関名	内 容
	(注) 義援品は、原則として受け付けない。

4 義援金品の保管及び配分

機関名	内 容
都 福 祉 保 健 局	○ 受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。 ○ 受領した義援品は、配分計画に基づき、速やかに被災区市町村へ送付する。 ○ 送付体制については、生活必需品等の配布の例に倣い、検討する。 ○ 被災区市町村へ送付するまでの間の義援品の一時保管場所は、都備蓄倉庫等とする。
区 市 町 村	1 義援金 ○ 寄託者より受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。 ○ 被災区市町村は、委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。 ○ 被災区市町村は、被災者への義援金の配分状況について、委員会に報告する。 2 義援品 ○ 直接受領した義援品及び都福祉保健局等から送付された義援品については、配分計画に基づき被災者に配分する。
日赤東京都支部	○ 受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預かり金」として、一時保管する。

第14章 公共施設等の応急・復旧対策

- 上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン関係機関における活動態勢を確立し、各機関が相互に連携を保ちながら応急対策、危険防止のための諸活動を迅速に実施する。
- 特に、大規模停電時など、公共施設等の活動に必要不可欠な電力の供給が停止した場合、都は各施設の非常用発動発電機を継続的に稼働させるため、石油供給団体との協定(資料第75 大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定P345)に基づき、燃料の補給ができるよう調整を行う。

第1節 電気施設

1 活動態勢

(1) 非常災害対策本(支)部の設置

- 災害が発生したとき、東京電力は非常災害対策本(支)部を設置する。
- 本部は、本店、支店、電力所、火力事業所、原子力発電所及び建設所に設置する。また、支部は、支社、火力発電所その他店所が指定した第一線機関等に設置する。
- 夜間休日等の緊急呼集及び交通機関、通信の途絶に対応できるよう、要員の選抜、呼集方法、出動方法等につき検討し、適切な活動組織を編成する。

(2) 要員の確保

- 災害が発生したとき、非常災害対策本(支)部長は、情勢に応じた非常態勢を発令する。
- 非常災害対策本(支)部長は、当該本(支)部編成のため必要とする要員について、その出動を指示する。
- その他の社員は、非常災害に対する安全対策を実施し、可能な限り通常の業務に従事する。
- 非常態勢が発令された場合、非常災害対策本(支)部は請負会社に対し、その旨を連絡し、必要があればただちに応援を求める。

(3) 情報連絡活動

- 本店本部は、原則として2時間ごとに諸情報を被害店所本部から収集する。
- 被害店所本部は、現地の実態を速やかに把握するため、第一線機関の動員などにより、確実な被害状況の収集に努める。

2 応急対策

(1) 資材の調達・輸送

ア 資材の調達

- 第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。
 - (ア) 第一線機関等相互の流用
 - (イ) 本店本部に対する応急資材の請求

イ 資機材の輸送

- 非常災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている輸送会社の車両、船艇等により行う。
- 輸送力が不足する場合には、他の輸送会社から車両、船艇等の調達を対策本部において適宜行い、輸送力の確保を図る。

(2) 災害時における危険予防措置

- 水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動のため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 災害時における応援の組織・運営

- 本店本部及び店所本部は、被害が多大な被災地の店所本部及び第一線機関支部のみの災害活動では早期復旧が困難であると判断した場合には、他店所本部、支部及び請負会社に復旧応援隊の編成を要請し、被害、復旧状況を勘案したうえ、必要な応援隊を出動させる。

(4) 応急工事

- 応急工事の実施にあたっては、原則的に人命にかかわる箇所、復旧対策の中核となる官公庁(署)、民心の安定に寄与する報道機関、避難所等を優先するなど災害状況、各施設の被害復旧の難易等を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから行う。

(5) 災害時における電力の融通

- 各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び当社と隣接する各電力会社間に締結した「二社融通電力受給契約」に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。

(6) その他

- 災害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、または工事力を動員してもなお応援隊を必要と判断される場合には、本店対策本部は自衛隊の派遣を要請する。なお、この場合の要請は都本部を経由して行う。

3 復旧対策

- 災害復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等によりやむを得ないものについては、仮復旧工事を施す。各設備の復旧は、災害状況、被害状況、被害復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた復旧順位により実施する。

第2節 ガス施設

- 地域住民、各防災機関の協力のもとに、被害状況を迅速・的確に収集し、災害復旧計画を策定する。
- ガス施設の復旧は、付近住民の安全を第一に考えたうえで、可及的速やかに行う。

1 活動態勢

- 東京ガスは本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。
- 東京ガス以外の各社も、各社の規定に基づき態勢をとる。

2 応急対策

(1) 災害時の初動措置

- ア 官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害情報収集
- イ 事業所設備等の点検
- ウ 製造所、整圧所における送出入量の調整または停止
- エ ガス導管網の地域ブロック化及び被害地区における供給操作
- オ その他、状況に応じた措置

(2) 応急措置

- 非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置にあたる。
- 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- その他現場の状況により適切な措置を行う。

(3) 資機材等の調達

- 復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。
 - ア 取引先やメーカー等からの調達
 - イ 各支部間の流用
 - ウ 他ガス事業者からの融通

(4) 車両の確保

- 本社地区に、緊急車及び工作車を配備しており、常時稼動可能な態勢にある。

3 復旧対策

- ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

第3節 水道施設

1 浄水施設

- 復旧にあたっては、他施設からのバックアップや配水調整等により、断水区域を最小限にとどめ、速やかに被害施設の復旧に努める。

2 配水施設

- 復旧にあたっては、随時、配水系統などの変更を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。

第4節 下水道施設

- 大規模事故により局施設に被害が生じた場合は、汚水、雨水の疎通に支障のないように応急措置を講じる。

1 災害時の活動態勢

- 被害の状況に応じ、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し、迅速に応急・復旧活動を行う。
- 被害が大規模で、復旧に緊急を要する場合に協力を得ることができるように、都下水道局では民間団体と応急復旧業務に関する協定及び細目協定を締結している。

2 応急復旧対策

(1) 災害復旧用資器材の整備

- 迅速に応急措置活動を実施するため、災害復旧用資器材を水再生センター及びポンプ所に備蓄する。また、災害時の応急復旧に関する協定を締結している民間団体に対し、資器材の備蓄について協力を求める。

(2) 管きょ

- 管きょの被害に対しては、汚水・雨水の疎通に支障のないよう、迅速に応急措置を講ずる。
- 工事中の箇所においては、請負者に被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資器材の補給を行わせる。

(3) 水再生センター・ポンプ所

- 停電が発生した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機などの非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水機能を確保する。

- 非常用発電機と電力貯蔵型電池を組み合わせることなどにより、電源の信頼性向上を図る。

3 下水道施設の復旧計画

- 被害が発生したときは主要施設から漸次復旧を図る。
- 復旧順序については、まず水再生センター、ポンプ所、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、枺・取付管の復旧を行う。

4 市町村との役割分担

- 単独公共下水道や流域関連公共下水道の復旧活動等については、その市町村の定める地域防災計画による。都下水道局は、必要に応じて市町村への技術支援を実施する。

第5節 通信施設

1 活動態勢

- 災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、各社の規定に基づき災害対策本部を設置する。
- 各社の災害対策本部は、被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集を行い、重要通信を確保し応急復旧対策、広報活動その他の業務を行う。また、都本部並びに国等の関係防災機関との連絡・調整を行う。

2 応急対策

- 非常召集された対策要員が、災害対策本部の指示のもと災害対策用機材、車両等を確保し、各社の規定に基づき対策組織を編成し、通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策を行う。

3 復旧対策

- 各社の災害対策本部の計画に基づき、通信の確保を重点として応急復旧工事、現状復旧工事、本復旧工事の順で復旧工事を実施する。

第6節 道路交通施設

- トンネル内の車両火災等の大規模事故が発生した場合、各道路管理者等は被害状況の調査を行ったうえ、関係機関と協力し、焼失車両の除去及び道路施設の復旧対策を実施して、交通の回復を図る。

機関名	内 容
都 建 設 局	○ 都建設局が所管する道路において、大規模な事故が発生した場合、被害を最小限にし、できるだけ速やかに交通確保を図るため、次の措置を講ずる。 1 関係機関への連絡、調整 2 応急措置の実施 3 被災した施設の安全点検及び応急復旧の実施
都 港 湾 局	○ 被害を受けた道路を速やかに復旧し、交通の確保に努める。 ○ 応急復旧作業は、主として協力団体に委託して行い、当初は緊急道路障害物除去路線を最優先に行う。その後、逐次所管道路の障害物除去及び復旧作業を行う。
関東地方整備局	○ パトロールによる巡視結果等をもとに被害を受けた道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送路としての機能確保に努める。
東日本高速道路 中日本高速道路	○ 速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行う。 ○ 通行止めを実施しているときは、少なくとも、上下車線が分離されている道路にあっては上下線各1車線または片側2車線を、分離されていない道路にあっては1車線を、走行可能な状態に速やかに復旧させる。
首都高速道路	○ 災害が発生したときは、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先する。 1 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。 2 工事の箇所については、その被災の状況に応じて必要な措置を講ずる。

第7節 空港施設

- 東京国際空港内において航空機の事故が発生した場合、東京空港事務所は滑走路、誘導路、エプロン、その他施設を点検し、被害状況を把握するとともに速やかに復旧作業を行い、関係機関と協力のうえ空港機能の早期回復を図る。

第8節 鉄道施設

- 衝突、脱線、列車火災等の大規模事故が発生した場合、迅速な復旧対策を実施し、

輸送力の早期回復を図る。

- 関係機関が実施する復旧対策は、次のとおりである。

機関名	復 旧 対 策
都 交 通 局	○ 動員体制 別に定める緊急時の動員体制により、事故の規模に応じた職員を動員し、場合によっては請負業者の応援を得て、緊密な連絡の下に復旧体制を整える。 ○ 被害状況の調査 被害状況の調査は、それぞれ所管範囲について必要事項を調査し、資料を収集するなどして、事実を明確に把握しておく。 ○ 復旧体制 復旧は、障害物の除去及び施設の損壊等からの二次災害の防止を最優先とし、部分的に運転可能な区間の確保等を図り、早急に全線の復旧に努める。
鉄 道 事 業 者	○ 運行基準 各鉄道事業者の運行基準に従い、速度規制または運転中止を行う。 ○ 災害時の応急措置 各鉄道事業者は、災害対策本部を設置し、旅客の安全及び運輸の確保に努める。 ○ 事故発生時の救護活動 各鉄道事業者は、負傷者の救護を優先的に行い、必要に応じ、警察及び消防署に出動要請する。 ○ 復旧対策 各鉄道事業者は、被害状況を調査し、必要に応じ、迅速かつ適切に復旧作業を行う。

第9節 社会公共施設等

1 都立病院

(1) 停電時の措置

- 自家発電装置に切り替え、手術等緊急に必要な電源を確保する。
- 自家発電装置が被害により機能しない場合は、東京消防庁に連絡し、照明電源車の出動を要請する。

(2) 給水不能時の措置

- 緊急時、給水槽の水を給水するが、なお不足するときは、都水道局に連絡し、緊急給水(給水車等)を要請する。

(3) ボイラー使用不能時の措置

- 医療機器の蒸気消毒、暖房及び患者等の給食は、電気、LPG または固形燃料等に切り替えそれぞれ処理する。

(4) 患者の避難措置

- 常時、担架送者と独歩可能者を把握し、災害時において必要がある場合、担架送者を優先的に避難させるとともに、独歩可能者を安全な場所に誘導する。
- 避難場所はあらかじめ選定しておく。

(5) 応援要請

- 本庁をはじめ、被害のない施設に連絡して、人的物的応援を要請する。

(6) 重要器材等の保管措置

- 手術用器材その他緊急必要器材については、常時、安全保管及び緊急持ち出しの体制を確保する。
- 放射性同位元素(RI)使用施設については、災害の状況に応じて立入禁止等危険防止の措置を講ずる。

2 各医療機関

- 施設長は、あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- 通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとるなど万全を期する。

3 社会福祉施設等

- 社会福祉施設等の責任者は、被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。
- 利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- 施設独自での復旧が困難である場合は、区市町村が組織した「災害時要援護者対策班」等関係機関に連絡し援助を要請する。
- 被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。